

平成 19 年 9 月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月21日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	10
稲葉勝男君.....	10
漆田修君.....	30
竹河十九巳君.....	48
保坂好明君.....	60
長田美喜彦君.....	75
散会宣告.....	79
署名議員.....	81

第 2 号 (9月25日)

議事日程.....	83
本日の会議に付した事件.....	83
出席議員.....	83
欠席議員.....	83

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	84
職務のため出席した者の職氏名.....	84
開議宣告.....	85
会議録署名議員の指名.....	85
一般質問.....	85
谷 正 君.....	85
横 嶋 隆 二 君.....	96
清 水 清 一 君.....	112
議第 6 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	123
議第 6 3 号及び議第 6 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	125
議第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	126
議第 6 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	130
議第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	137
議第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	141
議第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	144
会議時間の延長.....	146
日程の追加.....	147
議第 6 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	147
散会宣告.....	151
署名議員.....	153
第 3 号 （ 9 月 2 6 日 ）	
議事日程.....	155
本日の会議に付した事件.....	156
出席議員.....	156
欠席議員.....	156
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	156
職務のため出席した者の職氏名.....	156
開議宣告.....	157
会議録署名議員の指名.....	157

議第 7 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	157
議第 7 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	166
議第 7 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	169
議第 7 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	171
議第 7 4 号～議第 7 6 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託.....	173
議第 7 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	177
議第 7 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	178
議第 7 9 号、議第 8 0 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託.....	180
議第 8 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	183
議第 8 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	185
議第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	193
散会宣告.....	196
署名議員.....	197

第 4 号 (1 0 月 5 日)

議事日程.....	199
本日の会議に付した事件.....	200
出席議員.....	200
欠席議員.....	200
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	200
職務のため出席した者の職氏名.....	200
開議宣告.....	201
会議録署名議員の指名.....	201
議第 7 0 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	201
議第 7 1 号～議第 7 3 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	210
議第 7 4 号～議第 7 7 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	212
議第 7 8 号～議第 8 1 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	215
議第 8 2 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	218
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	219
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	221

閉会中の継続調査申出書について.....	223
議員派遣の申し出について.....	224
閉議及び閉会宣告.....	224
署名議員.....	225

平成19年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年9月21日(金)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 竹河十九巳君

2番 谷正君

3番 長田美喜彦君

4番 稲葉勝男君

5番 保坂好明君

6番 清水清一君

7番 梅本和熙君

8番 漆田修君

9番 齋藤要君

10番 渡邊嘉郎君

11番 横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 鈴木史鶴哉君

副町長 小針弘君

教育長 渡邊浩君

総務課長 鈴木博志君

企画調整課長 外岡茂徳君

建設課長 奥村豊君

産業観光課長 山田昌平君

町民課長 大野寛君

健康福祉課長 藤原富雄君
上下水道課長 小坂孝味君
総務係長 松本恒明君

教育委員会
事務局 局長
会計管理者

山本信三君
大年清一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本正久

主 幹 栗田忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 改めまして、おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、平成19年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

会期の決定

議長（渡邊嘉郎君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日より10月5日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日9月21日から10月5日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（渡邊嘉郎君） 諸般の報告を申し上げます。

平成19年6月の定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（渡邊嘉郎君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より、9月定例会よろしくお願いを申し上げます。

平成19年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、次の8項目について行政報告を申し上げます。

1、夏の観光客入り込み状況について。

本年の7月から8月における観光客、海水浴客等の入り込み及び対前年比について次のような結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年比。

弓ヶ浜海水浴、前年比97.80%。以下ごらんのとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

ことしの梅雨明けは、昨年と同じく7月27日で、例年に比べ大幅におくれました。また、弓ヶ浜海水浴の海開きの日など夏期シーズン最初の3連休に台風4号が接近したこともあり、7月の海水浴客数、宿泊客数ともに大きく落ち込みました。8月に入り好天が続いたため海水浴客は昨年並みに盛り返し、観光施設でも昨年より入り込みのふえたものもありました。

ことしの子浦海水浴場の海水浴客は対前年比81.10%、1,254人の減となりました。弓ヶ浜の海水浴場の海水浴客は対前年比97.80%、2,000人の減となりました。民宿旅館等の宿泊客数は天候の影響により、旅館等が対前年比90.51%、4,167人の減、民宿が対前年比97.56%、1,000人の減となり、昨年と比べやや落ち込む結果となりました。旅館等の宿泊客数が大きく減となりましたが、これは休暇村南伊豆改装中により宿泊客数が減ったため等と考えられます。

また、観光施設につきましても対前年比86.99%、4,608人の減となりました。

その他、各地域で実施した花火大会や祭り等も対前年比88.31%、3,793人の大幅な減となりました。台風による黒潮和太鼓祭りの中止が大きく影響をしております。また、一方で下賀茂温泉納涼花火大会など、対前年比増加したイベントも見られます。

2. 町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月までの利用状況について申し上げます。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）につきましては、町民の皆様はもとより、町外の観光客の皆様にも愛される温泉会館を目指し、日夜サービスの向上を目指しているところであります。

昨年度も実施しました子供の日、母の日、父の日の各記念日に無料入浴サービス及び粗品のプレゼントを実施し、利用者の皆様に大変好評をいただいております。

本年度も繁忙期における銀の湯への応援と職員研修に基づく心構え、おもてなし等を研さんするため、学校給食調理員と用務員を夏季休業中に臨時応援体制を組み、（延べ人数19人、延べ日数19日）、より一層のサービス向上を目指したところであります。

入館者の入り込み状況につきましては、銀の湯会館は4月、5月、7月、8月と前年を大きく下回り、前年比10%の減、みなと湯は月ごとに少し増加し、5%の増となりました。また、銀の湯会館は本年度も食堂及び売店の充実に努め、軽食や土産品の新しいメニューを加えましたが、物品販売収入の4月から8月の実績は前年に対し28%の減収となりました。

利用状況は次のとおりであります。

町営温泉利用状況表。銀の湯、みなと湯、それぞれごらんのとおりでございます。各記念日の利用状況、子供の日、母の日、父の日もそれぞれ記載のとおりでございます。

3. 旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地利用計画について。

旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地の利用計画につきましては、平成18年12月8日にふるさとづくり推進委員会の答申を受けまして、平成20年度を目標に答申書第一案のとおり、（仮称）観光交流館建設に向けまして事務処理を進めております。

当計画につきましては、6月1日と8月27日の議会全員協議会で経過報告をさせていただきましたが、補助金制度、財源確保、管理運営主体など事業実施における各種課題や問題点について検討し、さらに商工会、観光協会、漁協、南伊豆東海バス、農林水産物直売所湯の花等、関係団体と協議を進めてきました結果、静岡県の観光施設整備事業と過疎債を活用して実施したいと考えております。

計画の内容につきましては、答申書を基本に農林水産物直売所、観光情報施設、レストラン（軽食）、展示室、多目的ホール等を有した交流館の建築、道の駅を想定したトイレの建築、その他の敷地は駐車場、または交流広場として利用しやすいよう舗装することを考えております。

当事業の進捗でございますが、8月30日に基本設計コンペの業者提案説明会を行い、9月3日に（仮称）観光交流館建設基本設計競技審査委員による設計審査を実施し、株式会社池田建築設計事務所案を採用することといたしました。

今後の事業実施につきましてですが、今9月定例議会におきまして実施設計委託料の補正予算を計上させていただいております。可決後は10月に実施設計の運びとなります。

実施設計では関係諸団体との調整や、ふるさとづくり推進委員会の答申書や議会まちづくり戦略推進特別委員会の提言などを踏まえた、町民に親しまれ、多くの人の交流拠点として整備できるよう鋭意努力してまいりますので、議会におかれましてもご協力をお願い申し上げます。

また、建設予定地が日詰遺跡の埋蔵文化財包蔵地の付近であるために、4月21日から5月25日までの間、埋蔵文化財確認調査を実施いたしましたところ、埋蔵文化財は発見されませんでしたので、その旨ご報告を申し上げます。

4、学校統合について。

本町では少子化の進行により学齢児が急速に減少し、小学校5校のうち3校で複式学級となり、中学校2校においても既に1校が全学年で単学級となり、残る1校も19年度から単学級ができています。

このような状況では、子供たちの健全な心身をはぐくみ、学力向上を図っていく上で必要とされる適正規模の学校を維持存続していくことが困難となりつつあるため、小中学校を再

編成することについて、平成17年度南伊豆町学校統合審議会による答申が、

1、南崎小学校を竹麻小学校に、三浜小学校を南中小学校に統合すべきである。

2、南上小学校は当面統合を見合わせて、平成26年度以降も複式学級が解消されない見込みであることが判明したときは、改めて学校統合審議会を設置することが適当である。

3、南伊豆東中学校、南伊豆中学校の2校を1校に統合すべきである。ただし、どちらの学校統合にするかについては慎重に検討をされたい。

とされているところでありますが、学校施設は国庫補助により建設されており、補助金返還の制約のなくなる平成22年の竹麻小学校と南崎小学校の統合計画が平成19年7月、規制に緩和策がとられ、10年経過しなくても補助金返還がなく統合可能となりました。

そこで町では、21年4月、竹麻小学校と南崎小学校を統合すること、跡地は南崎保育所を移転することで方針を固め、今後皆様にご理解とご協力をいただき保護者説明会、地区説明会を進めていく予定であります。

また、三浜小学校は既に複式学級が2学級できており、今後解消の見込みもなく、できれば平成24年を目途に保護者の皆様、町民の皆様のご理解をいただきながら統合を進めさせていただきたいと思うところであります。

5、大雨に伴う土砂災害警戒情報及び台風4号、9号災害について。

7月11日(水)の大雨災害は、総雨量187ミリ、午前2時から午前6時の4時間で時間雨量平均約35ミリ、最大時間雨量45.5ミリを記録しました。

被害としましては、住家・非住家合わせて床下浸水3軒が発生しております。この大雨で、静岡県において6月15日から施行されております土砂災害警戒情報が、施行後初めて当町と下田市において午前4時25分に発表されました。町の対応としまして、第2次配備体制の状況下で避難勧告命令の検討に入った時点で、雨が小康状態となり、その後の予想雨量から勧告発令には至らなかったものであります。今後の土砂災害警戒情報への対処といたしまして、静岡県が指定する土砂災害警戒区域に基づき、住民避難体制を確立するための「土砂災害警戒ガイドライン」を策定し、住民の安全確保に努めたいと考えております。

7月14日(土)の台風4号は、14日午後7時及び翌15日午前6時55分に台風への注意促しの同報無線放送を実施し、町職員も第2次配備体制で対応しましたが、大きな災害には至りませんでした。

9月6日(木)の台風9号は、総雨量201ミリ、最大瞬間風速54.6メートルを記録しました。気象情報から伊豆半島への進路が予想されましたが、多少東寄りに進路を変えたため直

撃は免れました。幸いにも人的被害はなく、家屋の一部損壊が住家・非住家合わせて7棟、交通では伊豆急行及び東海バスが運転を見合わせ、道路被害は倒木等による全面通行どめが4カ所、停電・断水が南上地区を中心に約1,200世帯に影響が出て、7日の午後8時23分に完全復旧をしました。

この台風に対する町の対応は、6日午前9時48分、大雨洪水波浪警報が発表されると同時に第1次配備体制とし、午後3時には第2次配備体制に強化し、配備職員以外の全職員を自宅待機としました。町民等への情報提供として、同報無線により台風接近に伴う注意促しや交通・道路の状況や給水車出動周知を広報をしました。台風到来時期に入っており、今後も町防災体制の強化を図ってまいりたいというふうに存じます。

6、「しずおか子育て優待カード」事業。

静岡県が子育て支援の一環として平成18年度から導入し、南伊豆町においても県との協働事業として平成19年10月1日を事業開始日とし、町内対象世帯871世帯へ9月中にカードを配布いたします。

この事業は、子育て中の家庭を地域・企業・行政が一体となって支援する機運を醸成することを目的に行うもので、18歳未満の子供を同伴した保護者や妊婦の方が協賛店でカードを提示すると、割引など特典が受けられるという制度であります。

南伊豆町商工会等のご協力をいただき協賛店の募集をしたところ、現在25店舗の応募があり、地域全体で子育てを応援する意思表示と受けとめております。

7、伊藤博文公大礼服等引き渡し式について。

本町町民が所有していた初代内閣総理大臣伊藤博文公の着用品とされる大礼服、サーベル、羽織など7点が7月3日、伊藤公の生誕地山口県光市に寄贈されました。

役場大会議室での引き渡し式に出席した末岡泰義光市長は、「南伊豆町とは切っても切れないご縁ができた。全市民を代表し、お礼を申し上げます」と感謝の意を述べました。

伊藤公ゆかりの品の所有者は、昨年9月に84歳で他界した妻良の村田善造さんで、東京で働いていた二十数年前、趣味の居合を通じて親交があったとみられる伊藤公の従者の遺族から、「7点をばらばらにしない」との条件つきで譲り受けたということでもあります。

村田さんが生前、「多くの人に見てほしい」と再三話をしてきたことから、おいの妻良在住小澤茂貴さんが「おじの思いを何とか実現したい」と、知人で刀剣に詳しい上賀茂の渡辺勉一さんに相談し、今回の引き渡しを実現したものであります。

引き渡しを受けた光市は、7月11日、市役所で記者発表を行い、「市民の方々に披露し、

大変な反響があった」と末岡市長から連絡がありました。

また、9月1日から10月31日まで開催されています「伊藤公資料館10周年記念特別展」において展示され、この特別展に招待された小澤ご夫妻から、「特別展に出席し、大変大きな反響があり、おじの生前の思いが実現でき大変喜んでいる」との報告を受けたことを申し添えておきます。

8、主要建設事業等の発注状況について。

平成19年度第2・四半期（7月から9月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

焼却処理施設定期補修工事2,362万5,000円、株式会社タクマ東京支社。データログ及び中央制御盤更新工事4,704万円、株式会社荏原電産南関東営業所。石廊崎地区観光施設設計業務委託2,000万9,700円、新谷設計。町道青市区内1号線道路改良工事560万2,800円、株式会社西田。町道伊浜線道路改良工事992万2,500円、五味建設株式会社。下流漁港漁村再生交付金事業沖防波堤建設工事4,515万円、河津建設株式会社。妻良漁港漁業集落環境整備事業排水渠築造工事2,152万5,000円、有限会社村山土建。妻良漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設（土木・建築）建設工事1億7,640万円、河津・長田特定建設工事共同企業体。町立竹麻小学校パソコン教室エアコン設置工事250万9,500円、有限会社渡辺電気商会。一般県道下田南伊豆線地方特定道路改築工事に伴う一条地区配水管布設替工事273万円、株式会社イナセツ南伊豆支店。下水道事業に伴う手石地区配水管布設替工事（第1工区の1）729万7,500円、飯泉設備工業。下水道事業に伴う手石地区配水管布設替工事（第1工区の2）344万4,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。水道事業に伴う手石地区配水管布設替工事（第2工区）870万4,500円、株式会社塩崎工業。南伊豆町公共下水道事業下賀茂幹線管渠築造工事4,462万5,000円、池野ブルドーザー株式会社。南伊豆町公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第1工区）4,095万円、株式会社南伊豆造園土木。南伊豆町公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第2工区）1,795万5,000円、五味建設株式会社。妻良漁港漁業集落環境整備事業施工監理業務委託777万円、株式会社日本水道設計社静岡営業所。町単妻良漁港漁業集落環境整備事業排水渠築造工事661万5,000円、有限会社村山土建。水道事業水利使用申請書（更新）作成業務委託210万円、オリジナル設計株式会社静岡営業所。情報系端末機器整備事業（業務用パソコン）232万500円、株式会社下田オー・エー・システム。

以上で、平成19年9月定例会の行政報告を終わらせていただきます。

なお、11ページですが、石廊崎地区観光施設設計業務委託、これが2,000万9,700円になっ

ておりますが、これが200万9,700円でございますのでご訂正をお願いします。200万9,700円です。

以上であります。

議長（渡邊嘉郎君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（渡邊嘉郎君） 日程第9、これより一般質問を行います。

稲葉勝男君

議長（渡邊嘉郎君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 改めて、皆さんおはようございます。

私は7月29日執行の町議選におきまして町民の皆様の温かいご支援をいただき、この場に出させていただいておりますことを心より感謝申し上げる次第であります。町民主役のまちづくりのため、行政サービスの低下と住民負担増に歯どめをかける合併推進、これは目的ではなく手段として、それから2つ目として少子高齢化の対応拠点となる健康福祉センターの設置、3つ目に第一次産業の活性化を図り、原風景を取り戻し、観光立町に結びつける、4つ目として町民との情報交換と説明責任のある議会づくり、この4項目を政治理念として町民の皆様に訴えてまいりました。今後はこれを基本として、今後の南伊豆町の行く末に非常に重大な時期だという認識のもと、議会活動を町民代表として、また町民の目線に立って進めてまいる所存であります。今までと違った立場で、逆の立場になったものですから、課長の皆さんの厳しい目がこっちを向いていると思うと非常に戸惑っております。いろいろ質問の中でも失敗することがあるかもしれないですけども、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、町長の政治姿勢についてということで全般に伺ってきたいと思います。

私はいろいろご質問を町長に申し上げますが、大変多いものですから、まとめてというと

ころで、また町長のご意見を伺いたいと思います。

町長は17年5月に就任されたその時点で、私の政治信条ということで町民の視点、それから町民の声をしっかり受けとめる、そして情報の共有等の選挙公約ですか、3枚のこういう文書を後援会から町民の皆様にも配布してあること、これは町長ご存じですね。それでこの中に、町長の今申されたことがどういうふうになっているのかということは、私の今回町長にお聞きしたいところですので、よろしく願いいたします。

私はこの選挙を通じて、いろいろ各地を回らせていただいた中で、2年4カ月、いろいろな形で町民の皆さんとの意見交換、それから町民の目線に立った部分で町民の話を聞いてきました。その中で皆さんがいろいろ話している中で、やはり町長のリーダーシップということが一番町民の皆さんが訴えているというか、そういう声を聞きました。町長の顔が見えないだとか、町長の考えが我々にはわからないと、そういう声が非常に多くあるものですから、今回のこういう町長の政治姿勢ということでご質問させていただきます。

町長も、2年4カ月、町長になられて就任されてたったわけですがけれども、この希望の持てる南伊豆町をつくるという大見出しのこの選挙公約の中で、どのような形になっているのかが知りたいと思っております。取り組み、それから成果等についてお答え願いたいと思います。まず、議会の町内テレビ放映、げた履き懇談会実現で情報の共有と町民参加の行政をつくりますということで、これに書いてございます。この点で先ほども私が申し上げましたが、町長の顔が見えないという、町長とはどんな人だろうかという声の一端として、町長は平成17年11月から2月にかけて町政懇談会を実施しております。これは私も知っております。その後2年4カ月たった現在までに、町長はそういう懇談会、今度、合併に関しての懇談会は10月から開始するということでございますが、過去にたった一度、町政懇談会をやったのみであります。こういう状況の中で町民の本当の声が聞けているのかどうか、その辺のことを私は懸念するものですから町長にこれをお伺いします。町長としてはどういう考えでおられましたか、よろしく願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は平成17年、町長に立候補をする際、まず基本姿勢、いわゆる政治信条として、町民参加のまちづくり、そして融和と協調による明るいまちづくり、そして簡素で効率的な行政運営、これを掲げ、そしてそれぞれの施策を推進してきておるところであります。今申されま

したように希望の持てるまちづくりというのは、私はこの行政を進める中で、町民の誰もがそれぞれの何の職にある人でも、一人一人皆さんが希望の持てるような、そういう町にしていきたいということで、産業振興であるとか、あるいは医療、福祉、教育、あるいは少子化対策、こういった面でそれぞれの施策を訴え、そして進めてきております。

が、しかし、議員もご承知のとおり、今非常に財政的に厳しい時代に入っております。そしてまた、社会環境の変化も著しくて、なかなか訴えた政策が実現できないというのが現状であります。しかし、我々としてはやはり町の総合計画、あるいはその他もろもろの計画にのっとり、この行政を進めるのが基本原則でありますので、これについては従来も議会の皆さんに予算づけをし、そして事業内容をご説明し、そしてご了解をいただきながら、それぞれの施策を進めてきておるところであります。

そんな中で幾つか、私も当時、私の考えを皆さんに訴え、そしてその実践に向けて取り組んできております。なかなかしかし、先ほど申し上げましたような状況の中でございますので、完全にそれが全部が全部実施するというものは難しい状況下でありますけれども、ただいま申されました町懇談会にしましても、私は就任後、各地区を回りまして、これが秋から翌年の年明けにかけて約4カ月にわたっての日程でしたけれども、合併問題、あるいは病院の問題、学校の統廃合の問題であるとか、主要課題について皆さんのお考えをお聞きしながら回らせていただきました。

そして、その後、今度はまた新たな合併問題が平成17年に新法により始まり、そして地区懇談会に限っては、やはり開催するといっても全地区を回るといのはかなりの日程を組まなければなかなか実施できませんので、要件がある程度皆さんに説明できる段階までということで、地区懇談会にあってはそういうことで実施の方はしておりません。そしてまた、今回ご承知のような新たなまた新法による合併問題ということで、近々にこれもまた地区懇談会を開催すべく、今、日程を組んでおるところであります。

その他では、ほかのそれぞれの地区の懇談会というか、そういう話し合いの場はないではないかと言われるけれども、私はそれぞれのサークルであるとか、あるいは団体等とは会合のたびにいろいろ話し合いもし、個人的にも雑談の中でもお話をしてきております。特に、ですから、これといって区長さんをお願いしたりとかして、地区ごとにそういう集会を設けるとかいうことはしておりませんが、私としては、できる限り日程の許す限りそういう取り組みはしてきているつもりであります。

その他、私が掲げました各事業につきましても、例えば巻き網の問題、あるいはその他例

のテレビの町内一斉放映、これらについてももちろん……。

議長（渡邊嘉郎君） 町長、今後順次質問をいたしますので、今ここで全部総括して言わなくても結構です。

町長（鈴木史鶴哉君） 以上であります。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、町長の方からいろいろご説明がありましたが、確かに各種団体の会合、それから敬老会、そういうところでの合併等、そういう財政の面の話はしていると思います。しかし、一般町民を対象とする、要するにここでげた履きの懇談会というのは、私個人的な解釈かもしれませんが、これは広く町民に懇談会をやりますよということで周知徹底した。そこで町長の考えやいろいろな財政事情、そういうもの、また町民のご意見を伺うという、私はそういうふうに解釈をしております、これは。それについて、私はただいま言ったように就任当時の11月から翌年の2月のたった1回、その回数が多ければ多いということではないんですけれども、やはり2年4カ月たった現在までにそういう形のもので1回の実施というのに対して、町民は先ほど申し上げました町長の考えがわからない、町長の顔が見えないという、その意見を伺った中でそういうふうに感じております。いかがですか、そこら辺は。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは人それぞれの判断もあると思いますし、私は必要があれば、それなりの人には会いにいきますし、それぞれの団体にも会いに、そして約束の人に会いに、そしてそういうげた履きと言えるかどうか、対応はしてきたつもりであります。ですから、そういうことで、そういうことが見えない人も、それはもちろん全町民というわけにはいきませんから、あろうかと思えますけれども、そういう判断をされる人もこれはあると思います。ですけれども、私は私の考えでもって、そういうことでやってきております。

ただ、やはり限られた日程の中ですので、なかなか私も正直言って出かけることができない地域等もあり、人によっては、何で今、町長は来ないかな、あるいはこういう話はないのかなという人もあるかもしれませんが、それは人それぞれの判断で私は発生したのではないかなという思いであります。努めてこれからもそういう思いで実施していきたいと思

っております。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 町長から今、各種団体等々ということは再度お聞きしました。区長とか各種団体の代表とか、そういった方の。私が言っているのは、要するにげた履きの懇談会ということで、これは認識していただきたいと思います。

要するに、町民を対象に町民に呼びかけて、皆さん来る、来ないはその人の事情がありますけれども、一応町長が町民の皆さんと話をします。団体の方ではなくて町民対象にという、そういう懇談会を各地区全部ということではなくて、例えば南伊豆町の中を10地区に分けるとか、前回も各地区回ったときすべて網羅したわけではなくて、21カ所か2カ所でたしか実施したと思いますよ。そういう形の中で町長、それは毎日町長が忙しくて出張、そればかりではなくて、ここにいて公務の中で時間がとれる範囲でやったらいかがでしょう。どうでしょうか、今後。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問について、我々がそれなりの地区なり、地域へ出かけるとなると、やはりテーマ、目的がないと、なかなか人を寄せるにしても、時間的なことであるとか、日程であるとか難しい面もあるわけですので、ただ出かけていって何の懇談会だかなという、テーマや目的のないものであっては私は動かなくてもいい思いもしないでもありません。

その辺の持ち方ですけれども、これは人それぞれの解釈もありますので、今言われるのはどういう意味の げた履きという言葉は確かに私もわかりますけれども、それはそれなりに私は今後努力していきたいと。ただ、それぞれの地区を回り、地域を回るということになると、我々行政としてはテーマなり、課題がないと、ある程度呼びかけるとなると難しいのではないかなという思いもしておりますので、これは今後また今言われたようなことをよく頭に入れながら検討していきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） げた履きの懇談会の解釈はいろいろあると思います。町長と私とちょ

と違うような気もいたします。

いずれにしても、テーマがなければということではなくて、先ほども町長は町民の目線ということもここにうたっておりますし、そういう形の中で何でも町民の意見を吸い上げるという形、それにすべて町長はこたえることはできないでしょうけれども、町民がどういうことを考えているか、そういうことだけでも掌握できると私は思うものですから、テーマ云々ではなくて、1年に1回でもそういう形の本当のげた履きの、私の言っているげた履きの懇談会を開催していただきたいというふうに思います。

次に、健康福祉センターは旧厚生省施設活用で健康、空間の一大交流広場を目指しますということで、ここに町長は書いてあります。今、8月27日の臨時議会のとて、ある程度の経過に対するあれがあったんですけども、それが観光交流館に変わったということを見ました。そして、また今の行政報告の中でも大分その作業も進んでいるというようなことも聞きました。

町長は、これは後の質問にも関係するんですけども、財政状況は南伊豆町は大分よくなっていく方向に来ていると見ていますか、どうですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、今言われた財政状況がよくなってきているのではないかといいことですけども、これはよくなっているという表現は私はどうかかと。苦しいのはどこも一緒であり、我々も苦しい中でやりくりして今行政を進めておりますので、例えばいろいろな指標、数字的なものが多少ほかと比べてよかったりする場合は、これは一時的にはありますけれども、だからといって町が今財政状況がよくなっているとは私は思いません。非常に苦しい中です。

ですから、私は今回の合併問題もいろいろ考えながら、ほかの事業もそうですけれども進めております。そういう中での各事業展開ですから、先ほど言うておりますように、私の訴えたそれぞれの産業振興であるとか、あるいは医療の問題、福祉にしても、なかなか訴えたことが実現できないのがはっきりいって現状であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、町長、私はよくなっていますねということではなくて、常に財政

が厳しい、厳しいというのも十分、私も約2年半前はそちらの席にいたものですから、それは十分わかっております。

ただ、今後の健康福祉センターを今言った旧厚生省跡地から今度は観光交流館に変わったという、これについては私も観光交流館自体を否定するものではないんですけども、南伊豆町のふるさとづくり推進委員会の答申の中でも、町の課題として観光産業を再構築するというので、として町の現状と課題の課題、その中には、本町の主要産業である観光産業は低迷を続けているが、豊かな自然環境や温泉資源などを持つ町の風土は観光ニーズにこたえることができる十分な可能性を持っており、観光客の希望に応じて心身ともにフレッシュできる空間を提供する仕組みづくりが可能と考えるということをやっています。これで、その観光交流館建設について、先ほども言いましたが否定するものではありませんけれども、私は端的に言えば本末転倒という感がするわけです。

というのは、今ここでも申し上げているように、南伊豆町は非常に観光資源が豊富である。それを掘り起こして、それで観光交流人口がふえて、今の状態では、ただ、それには観光交流館がこの計画の中では売店だとか、それから発信基地だとかということでありましてけれども、それを建てたからといって観光人口がこちらへ流れてくるかという、その辺を私はすごく懸念しております。まず南伊豆町の観光資源を掘り起こし、観光交流人口がふえたと、これからもふえつつある、これは大丈夫だという時点で観光交流館をつくることには私は大賛成です。ですから、ここで私は本末転倒という意味はそういう意味です。町長は、どういうですか、これについての考え方は。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この旧厚生省の跡地の利用については、議員も承知のとおり、もう数年ここでいろいろ、いろいろな団体をお願いしたりして利活用が検討されてきました。しかし、なかなかそれが実現できずに来たわけですけども、そしてたまたま昨年、そういったふるさとづくりの委員会をお願いをして、ぜひ、あそこの活用についても放置することはいろいろ町民からも非難もありますし、考えてほしいということで当局から諮問をしまして、そして出た答申が今の交流館の建設であります。

あそこの土地の利活用については、従来の建物が幾つか残っておりまして、できればこれを何とか利用して活用したい。そして、お金のかからないことで、あそこが利活用できないかということで、何度となく保健福祉センターであり、ほかの面でも検討してきました。し

かし、いかんせん今ある建物は、もう言うてみれば中途半端で使い勝手が悪い。あのまま置いて、もうあの状態で置く自体がかえってあそこには活用の面で、言い方は悪いですが、妨げになるといいますか、あれを使つての活用は考えられないということで、いろいろ検討した結果、委員会からの答申が現在の交流館の建設であります。

ですから、あそこに交流館をつくるのが交流人口のと言われますけれども、私はやはり、せつかくあれだけの場所のいいところですから、あそこを拠点として整備することによって、そしてあそこへと観光客、地元の人が集まってくる。そうすれば、いろいろな交流ができる。今の直売所も非常に盛況で加入者がふえております。そういうことで、桜の時期だけでなく、年間を通じてあそこを観光の拠点として、そうすることによって町の観光客の流れも変わり交流人口もふえていくんではないかという思いから、今回の交流館の建設の方を踏み切ったわけであります。

以上ですので、言われる保健センターの問題も、あそこということも何度となく、これは検討しました。しかし、いかにしても、あそこはもうふるさとづくり推進委員会へも諮問しましたけれども、あそこでの保健センターの建設というのはなかなかある意味では難しいということの中で、あそこは交流館として、そして保健センターについては別の面で考えようということで、今それについては別途検討しております。

以上ですので、そういうことでひとつご了解いただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今、町長から説明がありました。確かに旧厚生省の跡地は、私は逆の立場になった今、私たちがやっていたとき、購入したもので、それについての利用については非常に私も心配をしております。しかし、その中で観光交流館というのがまず最初なのか。

これで町長が今るる申された、あそこを活用してという福祉センターの建設は、いろいろな事情で断念したんだということもわかります。しかし、健康福祉センターの必要性というのは町長も十分認識しておられる。今ほかの場所を模索しているとか、そういうふうな答弁でしたけれども、以前、健康福祉センターを建設するんだということで、16年そういう話というか計画はございました。そのとき16年度の当初予算も一応可決され、そして国庫補助の内示も受け、これから2年計画でということを進めてまいりましたが、その中でやはり過疎債の適用と、それからそのときの財政の関係で、最終的には12月の定例議会で否決され、断念したという経過はございます。

そういう中で、今回もこの観光交流館についての財源の内訳をぱっと聞かせてもらったところ、やはり過疎債を適用するんだと。そして観光整備事業の県費補助をいただくという。ですから、先ほど私が申し上げたとき、16年の健康福祉センター、これを建設するとき、たしかあのとき賛成された議員は、今の議長初め、ほかのお二人の方、ほかの方はみんな反対だということで否決されたんですけれども、そのときの主な理由が過疎債も借金であると。財政事情が厳しい中で、これ以上借金を重ねることはまかりならぬというようなことで、結局断念した経過もございます。ですから、今回同じような状況の中で過疎債をやはり適用する。過疎債は、ですから先ほど町長に申し上げるように財政事情が大分よくなってきているから、今回そういう形の中で建設を進めるのか、その辺をお聞きしたかったものですから、どうですかと言ったら、やはり財政は非常に厳しいということだった。では、この観光交流館と、では保健福祉センターと、どちらが私にとっては町民が望んでいるかということをはかりにかけた場合、この少子高齢化の進む中、いろいろな面で保健福祉センターの建設の方が急務というふうに私は考えております。

その辺についての町長の認識をお伺いいたしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） かつての保健福祉センターの今言われた断念せざるを得なかったということは、我々も議員のときでしたけれども、承知しておりますし、今言われるように保健福祉センターと交流館とどっちが大事かという、私は比較する筋のものではないと思います。どちらも大事であります。片や高齢化の進む中での保健福祉センターであり、片や観光立町としての観光交流人口をふやすための施設であり、私はどちらも同じくらいの必要性があると思います。

そして今、あそこの土地の利活用をすることを考えると、やはり当時と比べて今、財政状況は決してよくなっておりませんけれども、しかし、そういう中であってもできるだけいろいろな補助事業も利用して、できればあの土地を買い求めた数年前から、あのまま放置されてきて、あれは何だ、何だという声があちこちから上がってきていました。ですから、もう今あそこをああいう形でやることの方が私は先決であり、そして保健福祉センターは別途考えていくと。ですから、どちらが大事で、どちらが大事でないということの選択ではありませんので、それはご理解していただきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 私もどちらが大事とかということ、言い方がちょっと申しわけなかったです。大事かということではなくて、町民が望んでいるのは、要するに保健福祉センター、これが私がこの選挙と、それから2年4カ月の間、皆さんと同じような目線だと先ほど申し上げた、その中での話を聞いた中では、私はそういうふう感じ取っております。その中で、今後、今、町長が申し上げましたとおり保健福祉センターも同時にというか、今一緒に建てるということではなくて、どういうふうな、では検討を進めているのか、その辺をお聞かせ ちょっと待ってください。

その前に、この保健福祉センターについて、17年11月 議長、傍聴席を静かにさせていただきます。17年11月の懇談会的时候、その当時の助役も、地区での福祉センターの建設については住民からの質問に対して、福祉センターを建てるとしたら役場との連携が大切だという意味から中央公民館あたりがよしと考えているとか、中木の懇談会で、旧厚生省の建物を利用することは無理だから、他の場所を検討し、規制が多く難しいと、あらゆるところから検討している。あきらめたわけではないという前向きな回答もしています。それから今、町長が言われたこととで、どの辺でどういうふうな形の検討が進められているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、交流館については今まで申し上げたとおりになります。そして、保健福祉センターについては、ですから別途考えたいということで、今、具体的には中央公民館とそれから武道館、今ある施設、これを何とか併用というか一部したりして、それぞれの福祉的に、あるいは保健の面で活用できないかなということで庁内会議で検討しております。ただ、公民館については、やはり公民館法であるとか教育委員会の問題とかいろいろありますので、今、検討をしておりますけれども、何度も申し上げますけれども、新たな保健福祉センターを建てるとなると、これは莫大な建設費がかかる。それといろいろ社会情勢を総合的に判断すると非常に難しい面もあるということの中で、今ある施設を何とか利用できないかな、そして補修してでも使えるものがあれば使えないかなという思いで今、検討をしております。

そして、今もう一つは中央に確かにそういった保健センターがもちろん必要ですけれども、

それぞれの地区にある公会堂、公民館、これもかなり福祉の面でもコミュニティーで補助をしたりして整備充実しております。やはり南伊豆町の地形を考えますと、なかなか各地区からここへ出てくるということがお年寄りなんかの場合は困難な方もおられますので、それぞれの地域にあって公民館、公会堂を活用することの方がいいよという声も私は聞いております。ですから、今の時代にやはりそういった声も聞きながら総合的に私は判断をして、そして財政の面からも検討しながら、この保健福祉センターの建設というか問題については対処していきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 時間もあれですけども、今、町長の申された、そういう要するに情報、それが町民の皆さんには、もう既に保健福祉センターが交流館に変わったとか、そういう解釈を持たれている部分が非常に多いと思います。ですから、そういう意味でも、そういう情報は適時、やはり町の方でも町民に情報提供という意味で提供していただきたいというふうに思います。

これらについては、また今後の議会の中でもいろいろご質問等をさせていただきたいと思っております。

次に、産業振興ということで、巻き網漁業取り締まりと罰則の強化、沿岸漁業の振興を目指しますという中でご質問いたします。

今までの議会の中でも先輩議員からいろいろ質問がある中で、県内外の船主会や、その市町村等々と連絡をとり、取り締まりや罰則の強化、水中灯の廃止等、漁協と連携をとりながら国や県へ要望していくということだとか、漁協関係者と自治体が一体となって取り組む対策協議会の設置に前向きに取り組み、県へアクションを起こしたいというふうな答弁をなされております。その後のこの経過というか、町長が動いたその状況をお聞かせ願いたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この巻き網問題につきましては、もうこれも長いこといろいろ取り上げられてきておりまして、私も何度となく直接、あるいは担当課を通じて、漁協等と話し合いを持っております。かねて漁協の参事とも話をしました。そういう中でやはりこの問題

というのは、我々一行政だけでどうこうできる問題でははっきりいってないわけですので、漁協、あるいは隣町の下田市であるとか、そういった各団体、機関等と連携をとりながら進める問題というふうに認識しております。

そこでこの問題がたまたまことしは見直しの時期に入るということで、私はそれも十分頭に入れながら今日まで対応してきました。その結果につきましては担当課長から説明させますけれども、これもつい先日、新たな展開というか、情報が入りましたので、それについては担当課長から説明させます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 6月議会のときに、やはり今、町長が申されましたように、賀茂船主会、また地元の漁協、それから関係機関などと協議しながら対応していきたいということでご報告申し上げましたところでございますけれども、現在のところ、6月から今のところ石廊崎沖で操業はしていないそうです。それから、現在のところは東北でカツオ、マグロの漁をしておるといふ形です。一応、賀茂船主会の方では今のところ、その巻き網が来ておりませんでして騒ぎが起きておらないものですから、4月の会合から現在のところまでは一応船主会としての会合は持っておりません。

それから、4月の会合の時点で6月に水産庁に陳情に行こうという形の、これも実施しなかったということでもあります。

それから、その後でございますけれども、10月になると石廊崎沖で操業するのではないかということで地元漁協の方でも心配しておりまして、そのときは監視等を強化しなければいけないという形で来ておりました。それで、9月1日に新たに新免許が交付されました。この新免許でございますけれども、延長、今まで関係機関等が、それぞれ水産庁に陳情して巻き網に対するいろいろな要望をしておったところでございますけれども、これが平成19年3月6日、水産庁の平成19年指定漁業の許可等の規制方針についての処理方針というのがあります。この今回の9月1日の新免許は一応操業の禁止区域、あるいは期間等は前回と一緒にございましたけれども、ここの処理指針の中の3項目、1点目は漁業法令違反に対する行政処分の運用基準の厳格化、また2点目は違反常習船に対する衛星の船の位置の測定送信機の搭載の義務化、これは操業区域違反を繰り返す漁船に対して、一定期間、衛星船位測定送信機による位置の報告を義務づける措置を導入するという形のものです。それから3点目に各種規制の遵守を確保するための措置という形で、この3項目が盛り込まれてこの新免許を許

可しております。

それから、そういう情報が入ってありましたところが、きのう新たに南伊豆町漁協の方に9月20日にこれから石廊崎沖で操業をするよという情報が最新情報で入りました。それなものですから、これから関係団体等と監視していくという状況でございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） それでは、次にもう一つ、観光振興だとか防災の視点からも妻良漁港ジェットホイルをとということもうたっておりますね。これについて今どのような進捗状況というか、目的達成のためにどういうふうな形での進捗状況か、町長の方で動きはあったのか、その辺の考えというか、あれをお聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この妻良漁港の関係ですけれども、ジェットホイルということでは確かに私も訴えました。ご承知のとおり我々の伊豆半島というのは、こういう地形の中でやはり一たん災害が発生しますと陸路は途絶え、そして観光客はもちろんのこと、そういった面で非常に不都合を来すということで、海路という点からもこういったことをぜひ検討したいということで訴えました。そんな中で今、近隣を見ますと、かつての下田へ運行しておりました県の「希望」、これは運航中止となり、新たに今度は松崎で新港を建設して、これもフェリーの運航計画は将来的にはあるようでありますけれども、そういうことをいろいろ勘案した中で、妻良のあそこでジェットホイルということがなかなか今、どうかなという思いがしております、これも検討をしました。

今、妻良漁港は改修工事を行っておりますけれども、そういうあその場合は全くほかと違ってもう漁港でありますので、そういったことを考えながら、将来的には近隣の下田市、あるいは松崎町のそういうフェリー等の運航もよく見きわめながら、またこれも検討していきたいと思っておりますけれども、今のところは特に進展はしておらないのが実情であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 次に、それでは産業関係だと思えますけれども、低利リフォーム助成で民間事業の建設の活性化を図るということもうたっておりますよね、町長。それでそのとき、伊東市の実績だとかも載っております。そして、これについても先輩議員からの質問に対して、伊東市の例で利用が相当あると。財政面から検討し、考えるとの答弁もなされた、がこれはあると思えます。その後、どういう検討をされているんですか。どういう形になっているか、その辺もお聞かせ願いたいと思えます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） これも検討しましたけれども、今言われたように財政というようなことがやはり一番の理由でありまして、助成、補助というのがもう既存のそういった事業に対しても5割カット、10%等カットしていく中で新たな補助事業というのがなかなか難しい。しかし、やはり定住人口、あるいはそういうことを考えますと、リフォームをしてということも片やこれは実施したいわけですが、そういった財政的なことを考えるとなかなか難しい。そして、多少別ですが、これは耐震補強という面で県の補助制度を活用して個人の住宅のそういう補強を補助するということは、これはやっておりますけれども、ですから新たなリフォームということについてということはなかなか、一番の難しい点は財政ということが今、求められていますが、これも引き続いて検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 確かに財政が厳しい、厳しいという、そういう理由が何にもでも通じると私は思っております。ですから、町長の言うことも非常に理解できるんですが、やはり町長も今まで役場に長年勤められて、そして助役もやられ、それから議員もやられ、そして今回町長という立場になった以上は、やはりこうやって掲げたものに対しては、財政が厳しいからということだけの理由というよりは、ほかのいろいろなものを検討しながらやっていただきたいというふうに。

だから、これを信じている町民の皆さんに対しては、やはり財政が厳しい、ただそれだけで切り捨てられるということに対しては非常に町民も納得できない部分があるのではないかと思います。ですから、その辺もぜひ今後検討していただきたいというふうに思っております。

それから、次に医療、福祉、教育、これは一括してお聞きします。

学校、保育、これは放課後クラブ活動の開設。この辺、本当に共働きの世代だとか、母子家庭にとってはすばらしい支援策だと思います。これらの現状は今どういうふうになっているのか、それもお聞かせいただきたい。

そして、地域介護、生きがい、協働の充実、これはげた履きのデイサービスというのは、これは私もちょっとその辺のあれがわからんですけれども、げた履きのデイサービスというのはホームヘルパーが伺ってサービスするという意味ですか、これ。それもちょうと教えていただきたいと思います。

そして、身近な介護支援協力体制ということもうたっております。この辺もどういうふうな体制で今取り組んでいるのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

それから、共立湊病院の医療救急体制、これは町長が管理者として、本当にいろいろ他の首長さんも言いたいことを言っている中で、ご苦勞をされている。そして、この中で診療体制の充実、そういうものを図るんだということでやっています。ぜひこの中に町民の希望としましても、若年層の方にしても産科の設置というものを望むものであると思います。

ですから、この辺もこの中でぜひ取り組んでいっていただきたいし、この診療体制の充実と、そして産科の設置、これは要するにまちづくりの中でもうたっております定住促進だとか、それから若年夫婦の流出、こういうものの防止策には非常に大きな役割を果たすと思います。定住ですよそこから来る方はやはり福祉と医療の面についてはどうなっているのかという、そういうことが一番心配されるかと思います。ですから、ここでお願いしたいのは、先ほど申し上げた保健福祉センターの建設だとか、そういうものもひいてはこういう形につながるということを考えますたびに、共立湊病院の充実もしていただきたいと。これについての現状。

以上をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、今の共立湊病院の問題からお答えします。

共立湊病院の問題は、あそこの診療科のさらなる充実ということ、これはもう従来から言われてきたことであります。たまたまそんな中で、今あそこの病院の老朽化に伴い建てかえ問題が起こっておるわけですが、しかし、やはりあそこに今言われる産科であるとか、まだまだ整備されておらない科の設置については、従来もう以前から要望活動を続けてきて

おります。そんな中で議員もご承知のとおり、産科というのは今、全国的にここの病院だけでなく非常に難しい問題というか、設置は極めて難しいという科であります。

一例を挙げますと、伊豆市修善寺町の日赤病院ですか、あそこにも産科が一時なくなりまして、伊豆半島を挙げて、我々首長が連名で陳情した経緯がございます。そして、やっと産科が実現できたということでもあります。そして熱海市の病院でも、この産科については、相当市が何十億円というお金を出して、あそこを整備したということの話も聞いております。そういうことで非常に産科というのは全国的に難しいということ聞いております。

さりとて少子化が進む中で、やはり安心して子供が産めるという環境づくり、病院の設置というのは、これは確かに必要でありまして、我々もそれはもちろん取り組んできておりますし、これからも取り組んでまいりますけれども、そんな中で共立湊病院につきましては現在建てかえの問題が主流になっておりまして、病院のさらなる整備の充実というのは、なかなか医師の確保、看護師の確保、そういった面からも難しいというのが現状であります。さりとて我々も今後、これについてはさらなる努力を続けていきたいというふうに思います。

それから、学童保育につきましては、これは今検討しておりまして、近々に実施すべく検討に入っております。これにつきましては後ほど担当の方から説明させますけれども、そういうことで、これは今検討中であります。

あとは……

〔「げた履きデイサービス」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） デイサービス、これは今決められている法律に基づくデイサービスでなくて、もっとそれぞれの資格を持った人も含めて、簡易にそういった質の育実の、いわゆるボランティア的なサービス等という意味を含めておりますので、これについても関係の皆さんにご協力をいただきながら、今、福祉、医療の面が非常にきめ細かく制度がなっておりますので、それらをよく見きわめながらこの問題については対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 放課後児童については、旧厚生省、厚生労働省では、平成9年度より児童福祉法により放課後児童健全事業が展開されており、町は南伊豆町次世代育成支援行動計画により環境の確保と整備を推進するところでもあります。文部科学省では、平成16年度より地域子ども教室事業などが展開されています。どちらも補助事業のため、児

童数の確保、開設日数、人材確保など厳しい条件があるので随時検討してはりましたが、平成18年5月9日、文部科学大臣、厚生労働大臣の放課後対策事業の連携ということで、放課後子どもプランがプレス発表されました。各市町村において、教育委員会が主導して福祉部局と連携のもとに、文部科学省の地域子ども教室推進事業と、厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的、あるいは連携して実施するとの内容でした。

こうした中、南伊豆町においては19年度に放課後子ども教室推進事業検討委員会を設置し、第1回会議が8月10日に開催されました。福祉部局はもとより、幼稚園、保育所など多くの関係者にお集まりいただき、検討している最中でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） わかりました。

次に、これも少子化対策と地域支援ということで若い人たちの出会いだとか、それから地域コミュニティ・ボランティア活動ということであつておりますが、若い人たちのその出会いの場というのは、何かそういうものに取り組んで実施されたのか、その辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、確かに今まで、このコミュニティ・ボランティア活動というのを、これはどこもやっております。しかし、最近では町の財政が厳しいという中で道路の草刈りだとか、掃除だとか、そういうものに町にお願いしても厳しいんだから自分たちでやろうという、そういう風潮が非常に高まっております。こういう中で、ここに書いてあります気軽に相談や情報交換ができる場、それからコミュニティ活動が活性化するための支援、これらについては情報交換できる場というのがどういう形でどうしていくのか、その辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

私たちも今、地域でやはりボランティアでいろいろやっておるものですから、その点はもうぜひ活用したいという観点から、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、出会いの場ということを私も申し上げました。やはり少子高齢化が進む中で、なかなかまだ相当結婚しない年齢層というのがおりますし、そういう方たちのためにということで申し上げましたけれども、これも正直言って、言い逃れではありま

せんけれどもなかなか難しい問題で、やはりそういうムードづくり、醸成をしていくということがまず大事ではないかと。ですから、特にそこへ場を設けてどうこうでなくて、やはりちょっとした個人的な話し合いであるとか、場を利用しながら、そういうムードづくりをしていくということを心がけてきておりますし、今後もそういう面で、特に出会いの場だからということではなくて考えていきたいと思っております。

それから、ボランティア活動の助成という、いわゆる支援ということですが、これはボランティアはあくまでもボランティアですので、それぞれの町民一人一人のそういう気持ちの奉仕作業であります。ですから、それを支援するとなると、例えば活動に要する原材料であるとか、そういう面でのバックアップ、そして呼びかけ、そういうことになるかと思えます。これもよく最近言われますけれども、強制ボランティアであってはならないと思えますので、私はそこいらも高齢化が進む中で、なかなか今、人それぞれが自分の生活も大変ですし、ボランティアというのももちろん大事ですから、そういうもろもろの状況を見ながら、行政としてできること、民間ができること、これをよく見きわめながらボランティア活動は育成していきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今のそのボランティア活動について私が求めているのは、支援をしてくれと、金銭的な支援ということではなくて、要するにボランティアは各地区に普通にありますけれども、そこらのどういう方が、どういうボランティアをやっているかという把握をして、それで年に一度ぐらい、そういう方たちに集ってもらった中でボランティアについてのいろいろな意見交換とか、そういうことをやられることも必要ではないかなと。そこで、やはり町長から町内ボランティアに対しての一言の言葉だとか、そういう励ましたとか、そういうものが必要で、私は財政的な支援をしてくれとかそういうことではないので、その辺の誤解はしないください。あと、その辺をちょっと検討していただきたいと思えます。

それでは、続きまして今度合併問題ということで質問させていただきます。

合併問題の中でも、今回、合併調査委員会から提出された財政シミュレーションの取り扱い、これについてお伺いしたいと思います。

私はもともと、地方分権が進む中で南伊豆町の現状から将来を見たとき、次の大きな理由から合併を推進していきたいと思っております。1つは足腰の強い、財政能力の強い町をつく

る、そういうこと。それから少子高齢化への対応だとか、新しいまちづくりのチャンスがあるということ、それから合併こそ最大の行財政改革であるという、こういう意味から合併を推進していく所存でございます。これからますます厳しくなる財政基盤の中で住民の負担、住民サービス、そういうものも低下をさせないということもあります。

さて、地区懇談会を10月から町長は開催されますね。そこで、そのところに町民の合併に対する判断材料という形で財政シミュレーション等を提示されると思います。それで過去に町当局が出した財政シミュレーション、それから議会の行財政改革特別委員会調査報告書で、やはり財政シミュレーションを出しております。そして、今回の合併調査委員会からの提出された財政シミュレーション、この3つが私が覚えている限りでは財政シミュレーションとして出ております。

過去の町当局が出した財政シミュレーションでも、たしか平成20年には実質収支ではマイナスに転じますよと。そして今回、合併調査委員会から出てきた財政シミュレーションも、確かに平成20年から実質収支ではマイナスに転じますよと。しかし、平成16年に議会の特別委員会が出した財政シミュレーションでいきますと、そのときは平成32年までしかないんですけれども、平成32年まで黒字で行くんだと。要するに、平成32年には確か1億7,000万円ぐらいの黒字が出る。ですから合併する必要ありませんというような、そういう財政シミュレーションを出しております。

こういう経過から見て、今回各地区で懇談会をされるとき、町長が言っているように財政シミュレーションにはいろいろな計算の仕方があるよといっても、それはいろいろな計算の仕方がある。では、どこが本当で、どこがうそだか、現実に近いのはどっちかということ判断するには、町民にはそういう判断能力はありません。ですから、町当局が出したそのものについての判断が大きな判断材料となるというふうに私は認識するものですから、その中で今後説明会をするには、どの財政シミュレーションによって町民の皆さんに説明されるのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。この答弁を最後にしたいと思います。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

財政シミュレーション、合併についてのご質問ですけれども、今言われたように、各市町のシミュレーションが合併調査委員会で資料としてでき上がっております。まず、これについて我々は共通の資料として、それぞれの市町で説明会で使用しようということで意見

の一致を見ております。しかし、今言われるようにこの財政シミュレーションというのは、シミュレーションですので、仕方によって数字が大きく変わってくるのは実際であります。そこで、では今どのシミュレーションをもってということですが、我々としては、町独自で将来の財政計画に基づくところのシミュレーションを今作成しております、それがやはり一番近いシミュレーションという、どれが正しいとか正しくないではなくて、といえるのではないかなと。

過去のそれぞれの年度の平均値、そういったものを実績としてとらえながらシミュレーションした場合、それと実際にこれから想定される事業等を、それぞれ細かく検討しながら財政計画を練り直した中で作り上げたシミュレーション、そういったものができ上がってきますと、やはり一番我々としては、今言うような町独自でつくるシミュレーション、これが一番町にとっては将来のシミュレーションではないかなと今考えておりますので、これを近々に予定しております説明会では、それぞれの地域の皆さんにご説明をして、1市5町の作成したシミュレーションはこうですと。が、しかし、町としてはこういった事業、こういった事業を予定しております、そして税収はこうです、交付税はこうです、歳入面はすべてこうです、そして、では歳出はこういうものが考えられます。そして、町の5年先、10年先はこうなります、人口は何人減っていきます。こういうことを皆さんによく資料をお示しながら、私はこの合併問題に取り組んでいきたいということですので、シミュレーションについては、そういう今、考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 町長の説明はわかりました。

町長に今まで私はいろいろご質問いたしましたけれども、町長はやはり町民の負託を受けたリーダーであります。それで納税と引きかえに幸せを受益する、町民はそういう保障をされておりますので、町民の期待に沿うようにぜひリーダーシップを発揮していただければ、町長がこうするんだといえ、恐らく町民も納得してついていくと思いますので、この辺をぜひ今後していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 05 分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

漆 田 修 君

議長（渡邊嘉郎君） 8 番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 政府主導による競争原理の導入と、そして規制緩和、そしてはたまた三位一体の改革による税源の移譲等により、光と影、格差の社会が一つの現象としてあらわれております。そのような中で我が町の南伊豆町の町議会選挙は7月末に挙行されたわけがありますが、そのときの選挙の争点は今回私が通告で示しておりますとおり、県の示した合併構想の問題、そして公立小中学校の統合問題、そして財政の これは財政健全化法が施行されたという背景もありますが、財政の健全化の問題、こういったことを今回私は質問として通告しております。そして、それ以外に行政としてのプライオリティーの非常に高い分野、要するに社会福祉のセーフティーネットの問題であるとか、さきの鈴木町長が2年前に公約いたしました地デジと町内の一元化の自主放送の問題、こういったことで5点ほど今回通告として質問させていただきます。早速入らせていただきます。

まず最初に、県が示した合併構想と町長の認識問題であります。

これは、さきの地方制度調査会で基礎的自治体独立の原則という文言が初めて出てまいりました。これは皆様ご承知のとおりであります。すべての行政を一つの自治体の中で完結できる規模の自治体のことを意味するわけであります。そして、それは地制調で当初出てきた人口規模は10万人であります。現在は30万人と言われておりますが、消防の広域化の問題も30万人であります。そういった独立の原則と県の示した合併構想の人口が、どのように符合するかという町長の個人的な認識をまず最初にお伺いしたい。

そして、2つ目も認識問題でありますから。そしてあと交付税の算定基準の単位費用がご

ざいます。これは10万人規模の自治体を標準として、それにかかわる単位費用、当然そこには幾つかの補正があります。こういったものとの関係から、これも人口的にどうであるかというまず最初に認識を賜りたいと思います。その符合面、この2つの点で。それを最初にお答えいただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、基礎的自治体独立の原則と構想規模はどう符合するかというご質問ですが、平成18年3月22日に公表されました県の市町村合併推進構想は人口の減少、あるいは高齢化の進行、地方税収等の低迷などによって行財政基盤や現行の行政サービスを維持することが困難になることが懸念される市町に対して示されたものであり、議員もご承知のとおり、南伊豆地区につきましては、今後の財政基盤の状況、効率的な行政サービスや施策の推進、生活圏の一体性等を考慮して1市5町という合併の構想が示され、必要であるということが言われてきたわけであります。

行財政改革推進委員会での提言として、基礎的自治体としての市町村の人口規模は、先ほど言われたように30万人が適当といったご意見もあります。が、しかし、南伊豆町地区の合併につきましては、構想に示されておりますとおり、各市町の財政状況であるとか、あるいは生活圏の一体性等を調査研究の上、構成市町が定められたものであって、関係市町の合意、議会の合意、町民の合意等、さまざまな問題を解消することが当然のことながら必要となってくると思います。

基礎的自治体として自立するためには、人口や財政基盤は確かに大きいにこしたことはありませんけれども、国・県の財政状況が厳しい中、少子高齢化が進展している現状等を考えますと、本町といたしましては、他市町の足並みがそろえば県の示した1市5町の構想に沿って検討を進めていくべきかなというふうに考えております。

それから、2つ目の交付税算定基準の単位費用との関係から合併そのものの基本認識はということであります。

これにつきましては、1市5町の枠組につきましては、小規模であっても現在の本町以上の大きな基礎的自治体になるわけであります。そして、普通交付税につきましては、今後合併後の新市による単位費用により算定が行われることとなりますと、合併後には交付税の総額そのものは現在の1市5町の交付税の総額より、これは少なくなることが確かに予想がさ

れます。しかしながら、新法により合併した市町村に対しましては、議員もご承知のとおり5年間の普通交付税の緩和措置であるとか、特別交付税の支援措置等、国・県の支援策が配慮をされておるわけでありまして、市町村合併は交付税に頼らない自立した基礎的自治体をつくるのが最終目標であります。さきに申し述べましたとおり、本町では県の示した1市5町の構想に沿って、新法の期限であります平成22年3月の合併を念頭に置きながら検討を進めていくべきではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 丁寧なご答弁賜りました。現実の話をしてみると、県の示した1市5町の人口は約8万人弱ですね。2番目に、私が認識問題として伺った基準財政需要額の算定の標準自治体は10万人である。そういうことからしまして、これは構想そのものを私は否定する立場ではないと思います。大きい合併ほどその実効性は高いということは、すべてさきの旧法による合併の結果、それは証明されている面がございます。静岡県でいいますと政令市として合併された市町については、さほど大きな住民の利便性とか、不満は非常に少ないということなんですね。小さい合併であればあるほど、住民自治の立場からいいますと非常に不満が多いということは証明されている。これは自明の理であります。

そのような意味から、私は先ほど言った、そのものを否定する立場には、構想そのものをね。ただし、それらを構成する住民の意思、コンセンサスが得られないと全くだめということなんですね。そのためには、先ほど1番目の質問者が言いました財政のシミュレーションも、ただ総合計画にのっとりた事業を年次別に張りつけて、それで歳出が総額で幾らですよと、歳入は当然市町村民税だとか増減はありますんで、そういった平面的な分析によるシミュレーションでなくて、例えば恣意的に歳出を、投資的経費を抑制するとか、そういうことをそれぞれの市町がやった後のシミュレーションであれば、非常に住民もそれをよく理解し、合意が得られるシミュレーションであるということが言えると思います。これは推進するためのシミュレーションを一つの材料として話は申し上げているんですが、そういったことであります。

あと独立の原則の話は、非常に県の方でもそういう会合をやられてやったということですが、これはもう既にやられている広域行政もあるわけですが、これからやろうというのかな。消防関係も、一応熱海市とか伊豆半島の沼津を除いたですね、30万の規模の広域行政

の構想で今、動いているという現実が一方においてあるわけです。ですから、それと市町の市町村合併とは全く別であります。私は基本的には、そういう住民の合意を前提とした1市5町の合併そのものの構想を否定するものではないということでもあります。

ただ、南伊豆町は2年前に大きい法定協を立ち上げるかどうかの住民投票もしましたし、そして、その後の市町村合併を争点にした現鈴木町政との首長の選挙もあったという経緯がありまして、この問題に対する言い回しが非常に複雑になっているというのが当局の姿勢として、私は、町民はよく理解するところであります。

そして、要旨の3番目であります。合併の新法とのスケジュールについてですね。合併新法というのは結局、町長ご存じのとおり、合併特例債がないだけなんです。あとはすべて旧法と全く同じなんです。しかも、1市5町が一緒になった場合の新市と、それからそれぞれの市町の合算した普通交付税というのは当然減るわけですから、そうですね、減りますよね。それに対する交付税の算定外特例というのが人件費に対する緩衝材として、それが存在するということがありますから、そういったことを含めた新法とのスケジュールについて、関係5市町の具体的な動向と、それから町長のお考え、これ出席されておるのは副町長ですから、副町長答弁でも結構ですが、どちらかの答弁を賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

合併新法とのスケジュールについてということでありまして、これは議員のご承知のとおり、合併調査委員会を1市5町で立ち上げまして今まで種々検討をしてきております。そういう中で、本町としましては、先ほど申し上げましたけれども、今後予定しております市町村合併等の地区説明会をこの議会が終了しますと予定しております。そこで、それぞれの地区へ出かけていきまして、町民の皆さんにご説明をして、そして皆さんのお考えをお聞きしたいというふうに考えております。

ほかの市町の動向ということでもありますけれども、これはそれぞれの過去の経緯とか、いろいろ事情が1市5町それぞれ違いますので、まだ私がここで具体的にそれぞれの市町の内容については把握しておりませんが、我々首長会議もそうですし、調査委員会のいわゆる副市長、あるいは副町長、こういった会議でもそれぞれの市町と連盟をとりながら、情報交換をしながら会議を進めておりますので、近々にまたその会議も持たれますので、新しい情報等も得られればと思いますけれども、とりあえずはそれぞれの市町が今、議会を開催

中、あるいは終わったところもありますけれども、ですので、これが終わりますと、それぞれが地区説明会に入るということは聞いております。ですから、このそれぞれの市町の説明会が終わりますと、この年末あたりまでには、それぞれ市町もかなりの方向づけがされるのではないかなというふうに、私としては今個人的には考えております。

ですから、我が町もそういう近隣の市町の、これは合併というのは1市1町だけでできるものではありません。相手のあることですので、その枠組みに沿っての合併構想でありますので、そういう近隣の財政的なことはもちろんですが、今示されている状況をよく見きわめながら、この説明会でも町民の皆さんに説明をしていきたいという今思いであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） この第1番目の合併問題はこの辺で終わりに。ちょっと時間がないものですから、終わりにします。あとは、もしありましたら常任委員会でやらせてもらいます。

あと2番目の公立小中学校の統廃合問題であります。

これも実は前の審議会で、そしてあと臨時会でも教育委員会の方から説明もございました。NPMという言葉がありますね。これは新行政経営という、これは手法なんですよね。これは教育長ご存じのとおりですが、利益の最大化を目的とした民間でやっている経営手法を官に持ってこようというやり方なんです。実は、これは3年前の静岡で行われた教育セミナーにおいても、教育委員会のある次長さんがその言葉を延々と使っておりました。本来であれば教育は神聖な域でありまして、教育にかかわる財政の効率化とかいうことは従来はタブー視されてきたんですね。

今回、教育行政の動きに対する、近隣の直近の動きに対する考え方とあわせて、さきの臨時会で竹麻小学校とそれから南崎小学校を統合して、先ほどの行政報告にもありましたとおり、償還部分に相当する補助金は要らないから、要するに県教委の財政企画室の方で、それは要りませんから、南伊豆町さんやってくださいよと。そのかわり22年を待たずして、21年でもいいですよという首をとってきたわけですね。今まではそういう教育委員会の事務局長が向こうへ出向いて、そういう功績を、要するに首をとったというのは非常にまれなことなんです。ですから、改めてその作業に対しては評価したいと思いますが、今申し上げました2点について、教育長、ちょっとご答弁を賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 1つはNPMというようなことは、これは具体的には教育の分野では教育バウチャー制とか、PFI方式とか、あるいはコミュニティースクールとか、そういったたぐいのものを指すんでありますというふうに私は思うんですけども、ただ、これは先ほど議員がお話しされていましたが、民間の手法を取り入れるというようなことでやはり気をつけないといけないというものを含んでいるというふうに思います。

例えば、バウチャー制度というものを取り上げますと、要するにクーポンを発行して、子供が行きたい学校へ保護者が連れていくという、そうするとそのクーポンを町で出して、それに見合う予算を学校はもらうというのが基本だろうと、こういうふうに思いますね。ということになりますと、各学校A校、B校は、それぞれ学力で力をつけようとか、あるいは運動の強い学校にしようとか、いろいろ考えるでしょう。人間づくりを主体に進めようとか、そういう意味の競争を呼び込もうというところが主眼ではなかろうかと。これは決して悪いことではないわけですが、ただ、それが余りにも急速に行われていますので、やはり不必要な競争が、それは東京・品川区の例でも、学区を排除した品川区の例もそうですね。当然、学区を排除してお客様優先という立場の考え方、つまり子供優先ですから、子供の選択権に任せるということになりますんで、そうしますとつぶれてしまう学校が出たり、人間が多過ぎて賄い切れない学校が出たりとか、こういう現象がもう起こりつつあるというふうですね。足立区でも学力競争で大変おかしな現象が出ているということがございますので、やはりこれは注意して考えなければいけない内容だろうと。

ただ、コミュニティースクールのようなものは、学校運営協議会というものを設けて、要するに地域運営を含めて学校を私学と同じような方式でもっていきましょうと。こういう考え方でありまして、うまくいっているというケースも見かけております。ですから、この辺は今後研究してというような素材かなと、そんなふうに思っております。

教育は、不易の部分と有効の部分と当然ありますので、不易の部分、変えてはいけない部分は変えてはならない。ただし、その時代に合った有効の部分というのは取り入れなければならないところもあるということで、慎重に変えていく必要があるだろうと、こんなふうに思っております。

それからもう一点、統合の問題でございますが、それは先だって全員協のときに申し上げたと思いますが、南崎小学校は竹麻小学校と21年4月に統合という、1年早まったと、こういうふうなことでございます。これは17年に町の統合審が始まりまして、統合審議会議、ここでもんでもらいました。その結果を教育委員会が伺って、この線で基本的にはいいのでは

ないかということで出していったということです。

もうちょっと詳しく言いますと、統合審議会に私も参加しておりましたので、第2回目の審議会のときですが、要するに何も無い材料の中で討議は非常に難しいということですね。町教育委員会の方から、素案として26年を目途にして小学校2校、中学校1校と、こういうふうにしていきたいという将来構想、これが出されました。これはあくまでも議論を円滑に進めるための素案であって、どうぞ審議会でご自由に変えてもらっても構いませんよという内容でしたけれども、この案が基本的には審議会もこれでいいのではないかというふうな流れでございました。そういうことで、私ども現教育委員会もそんなふう把握しておりますし、この線で進めばいいのではなかろうかと、こういうふう考えております。

しかし、あくまでも基本でありますので、実際に統合という問題はそう簡単に進む問題ではございません。地域の人たちは学校を我が学校として、皆さん地域で見守ってきた関係がありますので、年次を26年なりに決めたからといって、そこですぱっと決まるわけではございませんが、それをもとの基本的な方向ということでとらえております。それから大きく外れないように考えていけばいいのではないかと、こんなふう考えております。

もちろん小規模の学校のよさ、これも私たちはよくわかっております。しかしながら、余りにもやはり小規模になってしまうと、マイナス面もたくさん出てきまして、やはり適正規模、これが必要だと。これは複式学級になる限界が16名ということですので、この前後ということになると思います。その辺を踏まえながら今後進めてまいりたい。もちろん、最終的には町当局の財産ですから、そちらで相談して決めるのがよかろうかと思えます。住民の同意というか、やはりそういうことも非常に大事だと思いますので、その辺もよく考えて理解していただきながら進めてまいりたい、このように思えます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） ちょっと時間をとり過ぎたんですが、3番目の問題は予決算の常任委員会でやらせてもらいます。

ちょっと教育問題は本当は質疑で10分あるんですが、もう既に25分行ってしまっていますので、次の問題に。

いずれにしても、NPMで不易な経費の部分とそうでない部分、それは交通整理してということですが、あくまでも教育にかかわる財政の効率化の県教委の立場は、その藤井さ

んという次長は、あくまでも財政効率、NPMということを盛んに言うておりましたので、それを各市町の教育委員会はそんたくして、当然それに沿うような動きをしていると思うんですよ。それであるならば、今言った、要するに今回の教科の縮小もそうでしたね。総合教育を3時間にして基本科目をふやしてというような一連の動きは、かつてのゆとり教育から、これからの前に中曽根理事長が警鐘を鳴らした、そういう受験地獄に舞い戻るんじゃないかという、そういうその背景は、敏感に児童生徒を持つ親御さんたちは意見反映としてそれぞれ文科省に言うてありましょから、先取りしてそれをやってしまった。それは中教審の中でも、いろいろな先生方の意見もあります。それはまずいではないかというような意見を持つ先生もおりますしね。それを受けて、こういうローカルな教育委員会のあり方、それから教育三法の改正もありますけれども、それを受けて、どれが一番ベターな教育行政であるかということは、渡邊教育長は非常にそういう先見のある方でありますから、どうか、まじめにというか、一番いい方法を選択していただきたいと思います。これは常任委員会でその後、続きをやらせてもらいます。

3番目の問題であります。これは健康福祉関係のことではありますが、平成20年というのは非常に大きな、一昨年もそうでありました。自立支援法が改正され、平成20年からは今度は医療関係、それから後期高齢者制度、そして問題の退職者被保険者の制度もなくなる。そして、今まで連合会とか基金の方で資金の流れが、それぞれの該当者について回りますので、いろいろな経過措置がありまして、法律全体としては非常にややこしい構造になっているのが実態であります。私も勉強をさせてもらったんですが、どうもいまひとつ理解し切れない面がございます。

そこで通告の第1番目で、近年の社会福祉全般の制度改革について、まず最初にどのように認識しているか。私の意見は先ほど言うてしまったんですが、町長いかがでしょうか。簡単にちょっとお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。。

今まさに漆田議員の言われたとおりでありまして、医療、福祉の制度というのが、もう本当にこの近年、特に刻々と制度が変わってきております。そういう中でほかの政策分野と比べても、期待が特にこういった分野というのは住民にも高いわけでありまして、近年では最も高い期待を持たれております。そして、それに伴うさまざまな改善も当然のことながら行

われております。

保健医療につきましては、高齢化社会の到来と疾病構造の変化の中で、やはり国民が健康問題に積極的に関与して、そして地域で安心して医療を受けることのできる体制の整備の推進、生活習慣病対策や、あるいは生涯を通じた継続的な健康管理を支援するために、平成17年12月に医療制度改革大綱が取りまとめられまして、平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、医療費の適正化計画の策定、保険者に対する一定の予防健診等の義務づけ及び保険給付の内容範囲の見直し等がなされてきております。

介護につきましては、平成12年度からスタートした介護保険制度に基づき、介護予防の推進と地域における介護サービスを充実させるため、さらに介護保険法の改正によって平成18年4月から地域包括支援センターを設置し、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための活動を本町でも実施しております。

それから障害者福祉ですけれども、これについては障害者の地域での実生活を支援することを目的とした障害者自立支援法、これが平成17年10月に制定をされまして、平成18年10月から全面的に施行されました。従来、身体障害、知的障害、精神障害に関する福祉サービスや公費負担医療は障害種別ごと、個々の法律に基づいて提供されてきましたが、法の施行により、町が主体となって障害種別にかかわらず障害のある人々が、必要とするサービスを利用できるように、一元的にサービスを提供する仕組みに改善されてきております。

以上、申し上げましたように、社会福祉制度の改正に伴い機構改革、あるいはOA機器の整備及び事務事業の委託等で対応してきておりますが、住民の皆様にも公平にサービス等ができるよう、さらに体制を整備していく必要がありますし、今後ともこれに向けて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 1番と2番を今、答弁をいただきましたけれども、その実態は私もその辺はよく理解しているつもりなんですけど、だからどうなんだということを、さらに本当は聞きたいんですけどもね。いいでしょう、ちょっと委員会でやります。

それで、あと国保の関係も実は質問をしたかったんですが、実は8月にパブリックコメントといいますけれども、ちょっと国民の意見を聞いて、厚労省がある程度のことをまとめて、

9月中には例えば課税限度額、これは全体の最高値が、さきの議会でも国保については53万円に改定しましたけれども、従来は本当は厚労省の指針は56万円ですが、今回9月中に発表されるものは59万円ですか。そして、3つの制度が、そのうちの中の後期高齢者制度、それから介護保険料、徴収は一本になっていますんで、最高59万の中、47万、9万、それからもう一個、十何万、それで介護保険料は別にしまして、その59万円にイコールになるというような形で、各市町村に厚労省はそれを交付し、都道府県の方でそれを議論してくださいというような段取りになっていると思います。

そして一方において、例えば助成費の関係ですが、これは平成20年度の市町村の国保の助成費がこれは制度がいろいろ変わりましたんで、全体的には大幅に変更になっていると思うんですよ。ですから、県の方からまだ具体的なものは、こちらには提示されていないと思いますが、今わかったら、わかりませんか。わからなかったら、委員会で結構です。委員会でやりましょうか。

こういうふうな制度変革に伴うお金の動きというのも、実は大きく変わってくるわけですね。そこで、健康福祉課、これは町長の所管になりますが、健康福祉課の抱えている大きな課題とか問題というのは、20年以降の人的パワー不足問題というのは当然出てくるといいますね。包括支援事業にかかわる、例えば保健師がつい最近やめられましたね、やめましたね。それに代替するような保健師の人的パワーの補充の問題であるとか、それから業務的な面では徴収と給付の関係ですね、これが別々になっておる。給付は県でやり、徴収は町民課でやるというような。ですから、住民サービス、特に問い合わせに対する面では非常に非効率な体制になっている。これはあわせて機構改革を念頭に置かれた町長の課題であろうと思います、首長のですよ。

あと包括支援センターに社会福祉士を置くこと、それからあとあしたば作業所の問題なんかもありますね。それから介護保険の安定運営化の問題、それから育児サークル、これはちょっと後で答弁もらいますが、育児サークルの子育て支援を見通して、派遣保健師のありようや、その対応はどうか。これはもしわかったら、今答弁ください。そうすれば、健康福祉課の関係は終わりますので。いいですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今議員が申されましたように、この医療と福祉は非常にある意味では関連がありまして、

制度が変わりつつある。そういう中で、我が町としてはそれに対応しなければならないということで、そういう思いで先般の機構改革と人員配置を行いました。そして今言われるように保健師とか、こういった制度に必要とされるマンパワー、有資格者の確保というのが非常に今難しいです、正直言って。困難です。先般も、一例を挙げますと、保健師の採用を退職に伴って応募をかけましたけれども、これももちろん応募はありません。それでも、あらゆる手を尽くして確保をするということで、やっとこれも見通しがつかしました。そういう状況でありまして、この制度の改正に伴うマンパワーというのがなかなか確保が今難しい状況でありまして、今後もそういうことが予想されます。

したがって、我々はもう今後、そういう高齢化が進む中で、なおさらこういった人的な配置というのは人事面でやはり考えていかなければならないし、必要とされますので、そういうことを念頭に置きながら、もう早くから手を打つということを考えないと難しいと思います。今、保健師の例もありましたけれども、今、県から1人、これもやっと県職員をお願いして、1人を1年契約をお願いして派遣してもらっております。そういう状況ですので、何としても制度改正に伴って町の行政が滞ることのないように、我々は今後もさらに努力してまいりたいというふうに思っております。

あと細かい点につきましては、担当課長に答弁させたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 今、町長が申し上げましたように、来年度から各種制度が変わりましてということですが、資格を必要とする職員、保健師であるとか管理栄養士、そういうような職種の職員を必要とする事業が出てきております。それにつきまして、そういう指導をした結果において、いわゆる支援金の増減も出てくるというような制度でございますので、マンパワーの確保については、定員の適正管理をしている人事担当の方の関係もあると思いますけれども、健康福祉課担当といたしましては、ぜひともマンパワーの確保だけは十分にさせていただければというような感じでございます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 詳細は委員会でやらさせていただきます。

確かに、先ほど問題になっておりました老人保険制度にかわる後期高齢者制度、75歳以上の方ですね。それが法律のスタート時点が結局、従来は12月から11月ですね。4月からです

と、初年度については7カ月のことでありますよね。それを満額11カ月分もらって、向こう4年間で1年ずつふやして、それを返済するよという、そういう段階的な措置もかなりありますんで、私たち議員として質問する側も、よく理解してやらないと赤恥をかくようなところが実はあるわけでありまして。それは課長、委員会でやらせてもらいます。

4番目は、一番これは実は私の質問でメインなんでありますが、財政再建と町長の認識についてという件名であります。

これは地方分権一括法の制定と、その後の地方行政の動きと当町の分権化はどこまで進んだのかという、そういう問い合わせであります。ことしの4月でしょうか、第2次の委員会が発足したと思います、4月2日でしょうかね。その中では第1の地方分権の改革委員会のその枠組みであるとか、そういったことが要するに事務の割り当てですね、568の事務のうち例えば受託事務、委託事務は何にしますよ、区分けをしたことが第1段階であります。

第2段階の委員会は、税源とか財政について触れられているんですね。ですから、それを受けて各自治体の首長とか都道府県の長は、それは困ったという県もありますし、もうかったなというような都道府県もありまして、その辺はさまざまありますが、そういう背景を受けて、第1次の地方分権推進委員会の最終年次の結果でも結構ですが、町長になられてからの鈴木町長の個人的な見解はいかがでしょう。どこまで行っているなというようなところを、権限の移譲関係も含めていいですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今申されましたような、地方分権一括法は地方分権改革の柱として、平成9年7月の国会で475本の法律改正案からなる法律として可決成立し、平成12年4月1日から施行されております。この主な目的というのは、住民にとって身近な行政はできる限り町が行うということ、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分確保することとされ、そして戦後、地方自治法の成立から続いた機関委任事務の廃止に伴い、自治体の処理する事務は自治事務と法定受託事務の2つに整理されたところであります。

こうした中で、平成13年に成立した小泉内閣における聖域なき構造改革の目玉として、地方にできることは地方に、民間にできることは民間にという小さな政府論を具現化する政策として、まず1つ目として国庫補助金の廃止・縮減、2つ目に税財源の移譲、3つ目が地方交付税の一体的な見直しという、いわゆる言われております三位一体の改革が平成14年6月

の骨太の方針2002の中で決まり、公式文書としては平成16年11月26日の政府与党合意の三位一体の改革についてということが発表されたわけであります。平成16年度は、この改革により国庫支出金や地方交付税が削減をされました。そして、これに対し税源移譲が不十分であったため当初予算が組めず、基金の取り崩しであるとか管理職の給与カット等でのいた自治体が多数あります。全国的に大混乱したことは記憶に新しいところであります。そして、このような地方の国に対する不信感に対しまして、骨太の方針2004においては3兆円規模の税源移譲が明記をされた経緯があります。

こうした新たな国、地方の枠組みを模索する中で、本町を初め、全国の自治体においては多様化、高度化する行政ニーズに的確に対応し、魅力あるまちづくりを推進していくためには、これまでのような行政主導の手法について抜本的な見直しを図るとともに、民間の発想を取り入れた行政経営への転換を推進すべく、平成17年度に行政改革大綱及び行政改革推進都市実施計画、いわゆる集中改革プラン97項目の見直し並びに策定を行い、改革に取り組んできたところであります。

当該計画に基づき推進した改革項目といたしましては、職員の定員管理計画に基づき、平成22年度までに12.7%、20人の削減、給与構造の改革、特殊勤務手当、通勤手当等、各種手当の総見直し、職員厚生費の適正化及び職員給与費の公表などを手始めに、消耗品の一括購入、補助金、委託料の総見直し、原則30万円以上を対象とする入札制度の改正並びに出前講座、あるいはワークショップの開設、委員の公募制など着実に改革を推進し、平成18年末現在、計画に対し、ほぼ20%を達成したというふうに私は思っております。また、県から移譲される事務は年々増加し、年度により多少の違いはありますが、平成19年度を権限委譲交付金ベースで見ますと、住民生活に直結した事務を中心に24項目、233万円の歳入となっており、今後パスポートの交付申請事務の移譲なども予定をされております。

しかし、税源移譲に伴う税制改革や徴収努力により、町税は当初予算において対前年比で9.6%増加しているものの、元来、財源基盤が脆弱で地方交付税等の依存財源に頼る本町におきましては厳しい財政状況には変わりはなく、事業の緊急性、重要性等を見きわめながら事業の重点化を図り、施策を推進しているところであります。

このような状況から、本町における分権化は着実に推進してはいるものの、財政的側面から考察した場合、分権の本旨であります自己決定、自己責任という観点から思慮して道半ばであると私は認識をしております。

以上であります。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 具体的な答弁をいただきまして、ありがとうございました。本当は大ざっぱでもいいんですよ。非常に細かくありがとうございました。

三位一体改革の第 2 次は、今度は税源移譲にかかわる、または財政、それに触れた場合、第 1 次で税源移譲にしましたね。小泉改革のときに 10 兆円をどのように配付するか。それで福祉とか、社会保障関係に 11 兆、それで教育が 4 兆、建設が 5 兆、その他 1 兆で 20 兆円ですね。たまたま当時の話ですが、教育の国庫負担金と交付税、それとをバスターをして、そのかわり 3 兆円の税源移譲をしますよ。税源移譲というのは、当然所得税ですとか、法人税は一応国税に該当するものですから、その例えば本社機構のある東京と大阪、名古屋、近畿地区はジャブジャブ来るわけですね。それが地域間格差の一つの大きな要因ともなっているということであります。

翻って我が町を見ますと、こういう小さな規模の自治体で税源移譲の実効性そのものというのは、逆に 4 月から地方税が上がった、従来の恩典であります税金がなくなった。それでそういう住民からは非常に不満の声が逆に多いんですね。全体的に町の財政を見た場合には、そういったそのマクロの数字はそういうプラスの方向を示しておりますが、実態はそうではない。そうすると、そこにプライマリーバランスというような、実質収支率と実質成長率のバランス化を図らなければいけない。我が町にとってはどうであろうと、そういったことも大きな財政シミュレーションの中では考慮していかなければならないと思うんですよ。

民間の企業であれば、財政健全化を図るときに、一般企業であればいかにして売り上げを伸ばすか、そしていかにして固定費を削減し、その分岐点を下げて財政の健全化を図ると、そういうことが検討されるべきであります。行政というのは公共性と収益性の 2 つを二律背反したものをもって生まれた自治体としての宿命でありますので非常に難しいと思うんですね。

そういった民間企業ベースの財政健全化と、片方においては行政としていかに売り上げを伸ばすかということは、町税収入をいかにふやすかということでもありますから、そうした場合、18 年度決算を見ますと、経常経費のうちの人件費と、それから町税収入の方がちょっと上回って、非常に大きないい材料を一つここで見出すことができると思います。その中には、当然のことながら、当局のその人件費のリストラ、圧縮部分であるとか、不要な経費を圧縮したという、もう目に見えない非常な努力があるのは事実であります。そういったことを

考えた場合、民間手法によるのはおのずと限界がある。しからば、ではどうする。片方におけるその固定費に相当する部分をいかに下げるか。そして、たまたま本年度の6月に財政健全化法というのが法案として通りました。

従来は夕張市に見られるように、財政再建を必要とする自治体に対する措置としての地方財政再建促進特別措置法というのがございました。今回は、6月にその法案が通ったがために特別措置法そのものが廃止になるわけですね。これは2,200の自治体を均一的に財政の4つの指標によって、それぞれ予防しようという財政の健全化を目的とした法律なのであります。

これは当局、特に総務関係の人はよく理解していると思いますが、健全段階、そして財政の早期健全化、そして夕張に見られるような財政の再生段階、それぞれのあるパーセントは今のところ今年度中にアルファパーセント、ベータパーセントが、総務省の方で決定するようではありますが、従来的一般会計と、それから特別会計を含めた公営企業会計、そしてまた広域行政に拠出している資金というものをすべてを入れて、それらが連結実質赤字比率であるとか、それから実質公債比率、これはつい直近、それが出ましたね。それで18%、22%を超えたら、もうだめですよと出ました。これは、そのパーセントについてはこの4つの指標が将来負担比率というのがありますけれども、それを総務省の方では今年度中にそれは決定するそうであります。

それを受けて、19年度の数値決算からそれを試行し、具体的には20年度からすべての自治体はその制度を採用するという。そうしますと、一元的に管理する側の総務省としては、どの自治体が健全化自治体であるか、再生自治体であるかというのは一目瞭然なんですね。病気で言うならば、これは予防であります。

そういうことを受けて、法律としてスタートしたばかりでありますから、具体的にまだ実践は当局の方はしておりませんが、まず、町長、そういった、これは先ほど言った負の部分ですよ。負の分というか、固定費をいかにして下げようかという大枠の中での一つの法律でありますから。それで片方においてはいかにして産業を振興して売り上げを伸ばすかという二面の面で、正直言ってそのものを引き下げるとい手法であります。ですから、2つの面で、町長いいですか、町長のまず認識をいただきたい。いただきたいんですよ。3番目の問題、いかにして産業振興を図るかというお答えでも結構です。ちょっとそれを先に賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 財政再建ということだと思います。

我が町の財政状況の現状につきましては、今回の議会において議案として上程してございます平成18年度の決算説明等で、先ほどの漆田議員にも言われたようなことで、詳細はご説明をまた申し上げますけれども、一般会計において平成19年度に2億3,994万1,000円を繰り越すという、若干言ってみればゆとりのある決算となりました。しかしながら、財源調整を目的とする財政調整基金残高は18年度末で2億4,517万8,000円まで減少いたしまして、地方交付税、国県補助金の削減・縮減、国から地方への税源移譲による住民税の増収はあるものの、激変緩和措置として17、18年度に各自治体に交付された所得譲与税の廃止による歳入減を補てんするだけの景気の回復感、自治体として実感をできないわけでありまして、先行き不透明な状況が続くということはここ数年思われます。

このような状況の中で、当町は今後具体的にどのような財政再建策を展開していくかとのことですが、先ほど申し上げましたとおり、財政状況かんがみますと今後もより一層のまず行政改革を推し進めなければならない。そして、これによって第3次南伊豆町行革大綱及び第2次行政改革推進実施計画に基づき、次の施策を重点施策として推進してまいりたいというふうに思っております。

まず、組織機構の簡素合理化の一環といたしまして、小中学校、保育所、幼稚園の統廃合を考えております。第1段階といたしまして、現在、統合要望の強かった、先ほどから出ております南崎小学校と竹麻小学校との統合につきまして、関係機関と調整を進めている現状であります。次に、定員管理の適正化でありまして、定員管理計画にのっとり職員採用を実施をし、段階的に人件費の抑制を図ってまいります。それで次に事務事業の見直しをいたしまして、既に実施、実行しておりますが、おのこの事務事業を再度見直し、最少限の費用で最大の効果が引き出せるように進めてまいります。

一方、歳入確保の面では、観光業を中心とした産業活性化のための施策及び定住促進等の施策を打ち出しまして、自主財源の根幹である町税の安定的な確保を図りながら、税負担の公平性を保つ意味からも滞納処分等を積極的に実施をしてまいります。そして、税収の向上に向け鋭意努力してまいり所存であります。

市町村合併も財政再建の一手段と考えるところでありまして、これは先ほどから申し上げておりますとおり、相手のあることであるので、私は今は自分たちのできることを積極的に実施し、そして財政再建に邁進してまいり所存であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） よく理解しました。表現は抽象的でありますよね。特に産業振興等については個別のものを常に特定して、それらを議論しながら育てていくという姿勢が要求されるのかなと私は思っております。

時間もありませんので、あと最後の問題の平成23年7月24日から、地上デジタル化が挙行されます。これは総務省の所管でありまして、地元のCATVとの各種国県補助制度というのは実はあるわけですよ。ブロードバンド以外にNTTとか。これは8月8日に企画課の担当者が支援センターの方へ行きますして、各CATVのその責任者も同席して、その辺の説明会を行ったりというような、県の支援制度の設計と整備の計画作成、これは各自治体においてそれに対応してなされると思う。

これは9月末中にということで、最初の案であります、それとの関係で、実は町長そのものが町長選で町内の自主放送の一元化を一応図っていきいたいというようなことも選挙の準公約としておっしゃられた記憶がありますが、その辺の絡みで町の取り組みはどうであるか。そして、町長は自主放送の一元化の問題をどう認識しているか。それで現在どういう状況であるのかということも、あわせてご答弁賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この地デジの関係は今いろいろ取りざたをされておまして、議員も申されるように平成23年までにアナログから地デジに切りかわるということでありまして、これについては行政としましては、一応、特にどうこうという立場ではございませんけれども、ただ、我が町が県の方のかつての説明によりますと、どうも最終年度あたりに対象地区として上がっておるようなことも聞いております。

したがいまして、これについては、またそういう方面ともよく連携をとりながら進めてまいらなければと思っておりますけれども、今申されましたように、私はテレビの放映については確かに訴えてまいりました。ただ、ご存じのとおり、町内のテレビの共聴システムを見ますと、地区によって地形的なこともあってさまざまでありまして、これの一元化というのは非常に難しいと。担当課の方にかつて調べさせたこともございますけれども、これは一元

化はなかなか難しいという中で、例えばここで今、下賀茂テレビ組合で中継されております議会の中継であるとか、こういったことがなかなか町内一円となるとかなり難しいのではないかなということは、ある程度検討の中で結果が出ております。

当面、例えばこういった議会の模様をビデオであるとか、あるいはDVDなど、こういったもので一般の町民の方に見ていただくということも一つの考え方ではないかなという思いもしないでもありません。

そうこうして、我々も今後テレビの地デジの展開については関心は持っておりますので、具体的なことにつきましては担当課長から説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） この地デジの関係につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。23年7月に全面的に切りかわるというふうなことで伺っております。

特に、国県補助制度の関係についてちょっと触れたいと思いますけれども、この国県補助制度につきましては、平成19年度に総務省が発表した関係で、つい最近出た制度でございます。その内容を見ますと、辺地共聴施設整備支援ということで、有線共聴施設整備を行うというようなことで伺っております。国はそういう制度がございますけれども、県の方の補助は今のところ県当局に聞きましたところ、考えていないと。ただ、検討中であるというようなことを伺っております。それで総事業費、1世帯当たり3万5,000円の3倍以上の場合はその3分の1を国が補助すると。あとの3分の2につきましては、何らかの形で支援する。そのうちの3分の1を自治体、つまりあと残りの3分の1をNHK、共聴組合、あるいは自主共聴ですか、そういう形で見るとなるとはななかりかと思っております。その3倍未満の場合はまたちょっと違ってきますけれども、総事業費から3万5,000円掛けて、世帯数を除いた2分の1を国が補助というようなことで、今のところは決まっているみたいでございます。

自主放送につきましては、先ほど町長が申しあげましたとおり、NHK共聴、一般共聴等々、かなり多種多様にわたっておりますものですから、それを一本の線でつなぐというようなことは非常に難しいというふうに思っております。ただ、昨年、議員が研修に行かれた長野県原村ですか、そういうところの資料も私は見させていただきましたけれども、いろいろな面でランニングコスト等を含めて非常に財政的な面、そういう面からも非常に難しいというふうには思っております。

およそ地デジと町内自主放送の取り組みについては、そういうことであります。以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。最後の質問にしていきたい。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 質問というか、あと 1 分しかありませんから、お願いにしておきます。

一応、もう一つの事業があると思うんですけれども、そちらの方の補助はまだ明記されておられませんから、その担当窓口として担当の県の部局の方にぜひお願いしたいと思います。

総じて 1 時間というのは非常に短いので、全部言い尽くせなかったんでありますが、まだ決算常任委員会もありますので、特に教育関係とか、それからあと財政再建の問題であるとか、その辺はさらに突っ込んで質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩します。

休憩 午後 0 時 0 6 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

竹 河 十九巳 君

議長（渡邊嘉郎君） 1 番議員、竹河十九巳君の質問を許可いたします。

竹河十九巳君にあらましては、着席にての質問を許可をいたします。

1 番（竹河十九巳君） それでは着席させていただきます。

初めての一般質問になりますので、至らない点がありますと思いますが、よろしくお願いたします。

通告書に公共施設の整備について、テレビ放送のデジタル化について質問をさせていただきました。

9 月 17 日は敬老の日であり、敬老週間にあわせて町内各地において敬老会の行事が行われ

ました。少子高齢化の時代と言われて久しいものがあります。国勢調査は5年ごとに実施されていますが、日本は国勢調査によれば、年少人口、ゼロ歳から14歳までが1950年35.4%から1970年24.0%と減少し、少子化社会になりました。また、老年人口、65歳以上の人ですけれども、7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、28%を超えると超高齢社会と言いますけれども、老年人口は1950年4.9%から1970年に7.1%と老年人口が増加して、高齢化社会となりました。既に1970年代は少子高齢化社会の時代を日本は迎えています。

この少子化傾向をとらえて、1970年の国勢調査をもとに、1970年代、東京大学の自主講座で大学論を行っていた生越忠氏は、駅弁大学と言われるようにこのまま大学がふえると大学の倒産時代が来る、このように警鐘を鳴らしていましたが、現実のものとなりました。また、1972年には、新潮社から有吉佐和子さんが「恍惚の人」と題する、現在でいう認知症の老人がいる家庭をテーマとした本を出版して、在宅介護への問題提起がなされました。今、日本で問題になっていることは30年以上前から予測されたことです。

ところで、1994年には14%を超え、日本は高齢社会になりました。2025年には30.5%となり、超高齢化社会が到来すると言われています。2005年の国勢調査がありますけれども、2005年国勢調査第1次基本集計結果によれば、財政再建団体となった北海道夕張市では年少人口が7.9%、老年人口が39.7%となっています。

町長に聞きます。南伊豆町の年少人口、老年人口の割合はどのような状況ですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの年少人口と老年人口でありますけれども、まず年少人口は10.9%。これは17年の数字ですけれども、なっております。約11%。それから、老年人口が33.7%という数字になっています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河君。

1番（竹河十九巳君） 続いて、また町長に聞きます。

この3区分、老年人口、生産年齢人口、年少人口の割合が財政再建団体となった夕張市の数字に、南伊豆町が近いと見ますか、余裕があると見ますか。どちらですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今いろいろ取りざたされております夕張市との比較ということですが、老年人口で6%、生産年齢人口で2.5%、年少人口で3%上回っておりますが、今後さらに少子高齢化が進みますと、近い将来、あるいは夕張市と同じ人口割合になるのではないかというふうなことが予想されます。そのため、町といたしましても乳幼児の医療費の助成事業を本年度実施、そして子育て家庭の経済的負担の支援の充実を図り、健康で安心して子育てしやすい環境の整備を図ることによって出生率の向上及び南伊豆町田舎暮らしワークショップを開催し、町への定住促進にもつなげていくように実施していくつもりでございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 少子高齢化の問題は30年以上前から予測されたものであり、地方の過疎化と人口の大都市集中の人の流れを変えることなく、国の都合による場当たりの政策により、地方は疲弊し、衰退してきています。行政が政策を誤ると夕張市以上の悲惨な状況が生まれかねませんので、施策を誤らないように町長にはお願いをしたいと思います。

ところで、少子高齢化社会を迎える中で、2006年12月20日から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー新法と申しますが、これが施行されています。これはハートビル法と交通バリアフリー法を統合したものであります。ハートビル法は1993年の障害者対策に関する新長期計画で、物理的障壁、制度的障壁、文化情報の障壁、意識上の障壁の4つの障壁を除去したバリアフリー化社会の実現を目標に掲げたこの長期計画に基づいてつくられています。

1994年、ハートビル法が公布され、2002年には改正をされています。また、1995年には静岡県福祉のまちづくり条例も制定をされています。そして、2000年には交通バリアフリー法が制定をされています。

この交通バリアフリー法を例にとりますと、交通バリアフリー法では2010年までに利用者1日当たり5,000人以上の旅客施設、鉄道の駅等のバリアフリー化、エレベーターの設置等を行うこととなっています。熱海駅とか、そういうところに今エレベーターとかそういうものが設置されていますけれども、それによるものです。また、乗り合いバスについても、10年から15年で原則低床化した車両、ノンステップバス等にすべて代替することになっております。社会の物質的なバリアフリー化は着実に進められております。

また、1994年のハートビル法の制定は建築審議会の答申を受けて行われたものでもありま

す。この1994年1月に、建築審議会の答申には次のように書いてあります。「だれもが必然的に老いを迎え、障害を持つ可能性を有するという基本的考えに立って、高齢者、障害者等を例外的弱者ととらえ特別な措置を実施するのではなく、社会全体を通じて従来の高齢者、障害者等の利用を想定せずに講ぜられた措置全般にわたって高齢者、障害者への配慮が当然組み込まれるようにするなど、すべての国民が一生を通じ豊かな生活を送ることができるような施設体系の確立に向けて積極的に取り組む必要がある。また、従来のように経済活動中心、成人中心といった効率優先の考え方から、高齢者から幼児までのすべての人々が共生する場の創出という考え方の転換が求められる」。

町長に聞きます。この建築審議会の経済中心、効率中心の考え方から考え方を転換をなさいと。これをもとにハートビル法というのがつくられたんですけども、この13年前にできた建築審議会の答申、これについての感想をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのハートビル法ですけれども、これは平成6年に制定をされました。そして、不特定多数の者が利用する公共的な建物の出入り口、それから廊下、階段、トイレ、こういったことについて、高齢者であるとか、あるいは障害者等が円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないという趣旨であります。

既存の公共施設につきましては、中央公民館の玄関及びホール入り口のスロープやトイレの手すりなどの改修を行っております。また平成6年以降、各地区の公民館であるとか、あるいは公衆トイレ等の施設につきましては、17施設の公共的な建物が建築されており、入り口のスロープや車いすで利用できるトイレ等は整備されておりますが、すべての障壁を除去した施設は残念ながらございません。

以下、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせます。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 今の議員の質問の中でハートビル法について、どのような考え方かということで質問がされたと思います。これにつきまして、町長の方から答弁がなされました。私、健康福祉課の担当としましても、今、議員が言われるよう、すべての人々が平等に使える公共施設はもちろんのこと、各施設も含めてそのような施設を整備しなければならないと、かように思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 建築審議会の答申にある高齢者から幼児まで、すべての人々が共生する場の創出とはユニバーサルデザインの考え方であり、ユニバーサルデザインとは7つの原則があります。1、だれもが公平に利用できること。2、使う上での自由度が高いこと。3、使い方が簡単であること。4、必要な情報がすぐに理解できること。5、うっかりミスや危険につながらないデザインであること。6、無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること。7、アクセスのしやすいスペースと大きさを確保すること。この7原則がユニバーサルデザインの考え方です。ハートビル法はこのユニバーサルデザインの考え方も取り入れています。

ところで、町長に聞きます。町が所有、管理、所管する施設で、このハートビル法に適合する施設はありますか、どうですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの質問ですけれども、今、私が把握している限りではないと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 交通バリアフリー法では、制定から10年間で駅のバリアフリー化をすることになっております。ハートビル法に適合する施設についても、町長に聞きますけれども、法令改正から後、公共施設のバリアフリー化、ハートビル法に適合する施設を建設するように、町長に聞きますけれども、国や県から指導されたことはありますか。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） ただいまの議員の質問でありますハートビル法に適合する公共施設等の建設につき国・県から指導等あったかというご質問でございますけれども、午前中の他の議員の質問の中にもございましたように、平成16年に保健センターの建設に関して県の方から建設いかがかというような指導等があったと伺っております。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 2006年4月には介護保険法が改正されております。この改正により、予防重視型システムへの転換が図られました。地域支援事業の義務的事業として介護予防事

業があり、その中に一般高齢者対策として高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及や地域における自主的な介護予防活動の支援などを行うことと、こう書いてあります。

町長に聞きます。この一般高齢者対策の中に介護予防として引きこもり対策が有効だと考えますけれども、町長の考えを聞かせてください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 介護予防ということでありまして、介護保険による介護認定を受けた高齢者等以外の引きこもり高齢者等に対しまして、ボランティアを中心として月1回、地区の公民館を会場に通所型介護予防事業を実施しております。各地区の公民館等を利用して、ボランティア等により、高齢者がだれでも利用できる、例えばサロンであるとか、こういったことの開設も検討が必要ではないかなという思いも今しておるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 引き続いて町長に聞きます。引きこもり対策として、だれもが利用できる施設は必要だと思いますけれども、どうですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの質問は、先ほど申し上げましたように、今特にそういった面での施設には特定してはございませんけれども、それぞれの地区の公会堂等もあるわけですから、これらが利用できるよということというのは考えております。今のところ、そういうことです。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 町では各種相談業務を行っていると思いますけれども、行政相談とか人権相談、こういうものが行われているんですけども、町長に聞きます。この行政相談や人権相談等はどこの会場を使用していますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 町で実施しております相談業務は、年8日開催の人権相談、それが

ら10日開催の行政相談、町民相談を、これは郷土資料館で実施をしております。また、社会福祉協議会へ委託しております心配ごと相談は社会福祉センターで月1回、これは実施をしております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 今、人権相談とか行政相談、これが郷土資料館を会場として行っているということでしたけれども、その郷土資料館というのが相談業務を行うのに適当かどうか。またプライバシーとか、相談業務というのはプライバシーが守られるということが重要ですけれども、それが守られているかどうかを町長に聞きます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 当然のことながら、こういった相談業務ということは、そういう配慮はなされて実施されているものと私は認識しておりますけれども、個々の詳しい内容につきましては健康福祉課長から答弁させます。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 直接の担当課になりますのが町民課の方でありますけれども、公共施設バリアフリー化という題目がありましたので、健康福祉課の方で説明をさせていただきます。

まず、人権相談、行政相談につきましては、今、町長の答弁がありましたように郷土資料館を会場として行っております。議員もご存じのように、2階の部屋を使用している。それと個室でなく大きなフロア1つというような形で、プライバシーの面、またはちょっと高齢化の方等々につきましては、2階という部分でございまして上りおり等の不便さも十分に認識しているところでございます。今後につきましては、そのようなことも改善をしながらというふうに考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 今、健康福祉課長から指摘があったように、相談に来る人たちは経済的弱者とか社会的弱者、こういう人たちが多いわけですので、公共施設でバリアフリー新法に適合した施設が1カ所必要だと思っておりますけれども、そこにまとめて相談業務、何かをするべきだと思っておりますけれども、町長はどう思いますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 私も全く同感でありまして、今限られた施設の中でいろいろな相談業務等を行っておりますのでいろいろと不都合等もあります。ですから、そういったことを踏まえて今後この会場設定についてはできる限り検討する、改善してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 各種相談業務の会場の建物をプライバシーが守れる構造にすること、公共施設がバリアフリー化されていないことによって、物理的に社会的弱者が排除され、権利が行使されないようなことがないように町長にお願いをしておきます。

また、2006年12月13日には障害者の権利条約が第61回国連総会本会議においてコンセンサス採択され、2007年3月30日以降に署名が可能になっていますので、国際的な流れがあることも留意して、公共施設のバリアフリー化の推進をお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

次は、テレビ放送のデジタル化について質問をさせていただきます。

2011年7月24日までに地上アナログ放送は国の方針により終了して、地上デジタル放送に移行します。テレビCM等では政府は広報をしていますが、国民には詳細の説明がありません。既に、下田市の下田有線テレビ放送株式会社では地上デジタル放送を再送信をしております。また、東伊豆町の稲取の東伊豆有線テレビ放送株式会社においても、本年12月から地上デジタル放送の再送信を開始する予定でいます。既にデジタル放送を再送信している下田有線テレビ放送では、既に幾つか問題点が出てきていると言われております。

ところで、昭和28年、1953年、東京タワーからテレビ電波が発信されてから50年以上がたちます。静岡県内でも伊豆半島東海岸、南伊豆地区は圏域放送がNHK2局、民報1局の時代から、共聴システムを使い東京から電波を受信し、関東圏の放送を見てきました。ところが昭和40年代に入って、下田市の下田テレビ協会、稲取テレビ共聴組合、これが共聴システムの老朽化に伴い改修を迫られ、資金調達がままならず法人化をして、株式会社をして借入れをしたということがあります。また、私が住む南上地区においても、昭和40年代、それまでの共聴施設が老朽化して施設改修を迫られました。南上テレビ組合では、施設改修の資金調達に困り、NHKの補助金を受け、それまでの関東圏電波を再送信していたものを静岡

圏域の放送を再送信することを条件に、NHKテレビ共同受信施設に移行をしました。

2011年、アナログ放送を終了、地上デジタル放送移行においては、南伊豆町は日本平、下田稲梓、新島からの電波が現在の受信点で受信できるかという問題が1つあります。また、2007年12月には、ことしの12月に下田稲梓の中継局の電波状態によっては2010年には下賀茂中継局の開設が予定されていますけれども、これが開設されるかどうかという問題がもう一つあります。それとデジタル放送に伴い、関東圏域のアナログ放送を受信しているところがデジタルに変わって関東圏の電波を再送信できるかという問題も出てきます。これによって今挙げた問題によっては、それぞれの共聴システムの対応が違ってくるものと思われています。この共聴システムの対応について、地上デジタル放送移行においては、静岡県ケーブルテレビ協議会から9月4日に賀茂支援局主催の賀茂地区の情報化推進検討会議の席上において各送信施設の責任者に対して法令順守をお願いをしますというのがありました。ここでは、その理由の説明については、時間の都合上、省略させていただきますけれども、デジタル放送移行については法定手続の必要があることだけは指摘をしておきます。

既に、私の住む南上テレビ組合においては、管理委託業者によるデジタル化に対する説明を役員は受けております。その席上で幾つかの問題が指摘されております。既に、デジタル放送を再送信している下田市の下田有線テレビ放送、SHKのエリアでは、地上デジタルの対応のテレビを購入したが映像が映らなかった。また、宅内配線が昭和40年代前半にしたまま改修がなされていなかったためにデジタル放送に対応ができなかった。通信販売で地上デジタル放送対応のテレビを購入したが対応製品ではなかった。また、地上デジタル放送のエリアでない下市内、アナログ放送エリアでは、地上デジタル放送対応テレビを購入したが画質が落ちた。このような問題が発生しているということです。

また、地上デジタル放送を共聴システムで見る世帯においては、テレビだけがある世帯とテレビとビデオ装置がある世帯では対応が異なるという説明も管理業者から受けております。

町長に聞きます。2011年のこのデジタル化に対して、役場の庁舎とか、中央公民館とか、学校とか、保育園、この公共施設の対応についての検討、タイムスケジュールはできていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

現在のアナログ放送は、今言われるように2011年、平成23年で終了するというものであり

まして、ここで完全にデジタル放送に移行するわけでありまして。そして、我が町の公共施設はということではありますが、役場の庁舎、保育所、幼稚園、小中学校、中央公民館等の施設がありますが、それぞれ建設年次がさまざまであります。したがって、施設内のテレビ配線も古くなっているものと思われまして、9月4日に開催されました会議の中で、昭和40年以前に建設された建物の宅内配線では、地上デジタル放送に対応できない等の問題がある旨の報告があったと聞いております。今後、各共聴組合等が地上デジタル放送へ順次改修を図っていく中で、その都度それぞれの施設についても対応し、検討を進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 南伊豆町内では、NHKの資料によれば、NHKテレビ共同受信施設が13施設、1,619世帯が見ております。そのほか共聴、自主共聴を合わせて大半の町民が共聴システムを利用しております。NHKの共同受信施設を利用している世帯では、地デジチューナーを購入して現在のテレビを見るか、またテレビのある世帯ではデジタルチューナー内蔵のビデオを購入して見るか、この方法があります。ところがデジタルチューナーはデジタルテレビを購入したときは不用になります。また、現在のアナログテレビで録画したものを見るには現在のビデオは必要になります。ですから、地デジチューナー内蔵のビデオを購入しても、現在アナログ放送で録画したものを見るには、今のビデオが廃棄できないわけです。

また、デジタル放送が始まるに際してデジタルテレビを購入するときにも、注意が必要のようです。地上デジタル放送を見るテレビにはパススルー対応のテレビ、CATVパスツール対応、UHFと表記されているものがありますけれども、これでは共聴システムを使っているところでは対応できないそうです。CATVパスツール対応であることを必ず確認して購入しなければなりません。現在のテレビやビデオが故障や古くなったため購入する家庭では、注意が必要のようです。また、このデジタル化に伴って高齢者の家庭では悪徳訪問販売の標的にもなりかねません。

町長に聞きます。政府広報は不十分であると思うので、本年12月、下田稲梓の中継局が開設するのを機に、NHKの担当者呼んで区長会等で説明会を開く予定はありますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 地上デジタル化に対応するべく町民説明会ということですが、現時点では開催予定はございません。

しかしながら、今後、共聴施設の整備が進み、町民説明会開催についての特に要望であるとか、そういったことがあったときには、区長会等での説明を含め、検討していかねばならないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 現在行われているアナログからデジタルへの移行、この政府広報は不十分でありますので、今、町長は説明会はまだ考えていないということですので、共聴システムで町民が多くテレビを見ている南伊豆町として、今度は説明会ではなくて広報する、こういう考え方は町長は持っていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） このことにつきましても、今後またあわせて検討していきたいと思っております。まだ具体的に把握していない面もありますので、そういったことを含めて今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 国策によるアナログからデジタルへの移行でありますので、各家庭にもかなりの負担があると思います。

町長に聞きます。生活困窮者や低所得者への救済を考えていますか、どうですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

生活困窮者、あるいは低所得者の地上デジタル対応チューナー、対応テレビ、あるいはチューナー等の購入への救済といたしますか、そういったことですが、現在のところ国・県の支援策が明確にはまだ示されておりませんので、今後、支援策が明らかになってきた場合には、その動向を見ながら、また賀茂地区各市町の状況を見きわめて町の支援策について検討を進めていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） デジタル化についてのことで9月に賀茂支援局が開いた説明会の中で、NHKではNHKテレビ共同受信施設の伝送ケーブルの老朽化した施設は光ファイバーにかえた地域もあると、こういう説明をしております。静岡県も県内全域光ネットワーク構想を新聞発表をしております。この機会に山梨県で行っている山梨県情報ハイウエーの考え方を導入して、南伊豆町内でも光ファイバーを構築する方法も一つと考えられると思いますけれども、町長の考え方を伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この光ファイバーにつきましては、国の政策の中で将来は国内全域にということがさきに新聞報道等がなされております。そういう中で、当町では昨年度において64局、それから67局、この各電話局のブロードバンド基盤整備事業を実施して、ADSLサービスの提供可能エリアが町内全域に広がりました。また、静岡県では今年度に入り、4月の知事記者会見において静岡光ファイバー整備構想の策定について発表をされました。この構想は県内の地域間の情報格差を是正することにより、各地域の特性を生かした均衡ある発展を図ることを目的として、2011年度、平成23年度に光ファイバーサービス提供エリア世帯カバー率100%を目指すとのことであります。基本的な考え方は、都市部については民間主導により整備を行っておりますが、当町等の条件不利地域では民間推進事業者のみでは採算性の観点から整備が進みにくいため、行政の支援制度に乗って整備を進めていかなければなりません。しかしながら、今後、町内全域を整備した場合の概算事業費が1世帯当たり約30万円で、総額およそ10億円と試算をされております。町の負担分だけでも億単位になると言われており、あわせて整備後においても補助、採算に見合う契約数の状況により、施設維持費についても行政負担が発生する等が考えられます。

町としましては、民間主導により整備を進めていただくことが最良の方法となりますが、今後の県の補助支援制度や県内の普及状況等を見きわめながら取り組み方針を検討していくことが必要かと思われまますので、当分の間は昨年整備を行ったADSLサービスの普及を重点的に図っていく所存であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） テレビ放送のアナログからデジタルへの移行は国の政策、国策によ

るもので、これにより町民が混乱や悪徳商法の被害が発生しないよう町長に行政としての責任を果たしていただくようお願いをして、私の質問を終わりとします。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで1時55分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

保坂好明君

議長（渡邊嘉郎君） 5番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 2期目の最初の議会でありますので、気持ちを新たに、また新たな気持ちとして臨ませていただきます。

今月、たしか初めだったと思いますが、新聞報道で県内、また郡内の自治体の実質公債比率が発表されました。同時に、今日、午前中ですが、同僚議員から財政再建の質問がありまして、町長は財政再建は合併も含むが、これは当然、相手があることだということで、まずはみずからできることから実施するよと。まさしく自治の基本だということで私は受けとめておりますが、その前提としまして、まずはお家の台所事情をよく知らなければならないということだと思っております。その意味で当町の財政運営と題しまして、本年6月15日に閣議決定されました財政健全化法に照らしながら質問をしていきたいと思っております。

まず最初なんです、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる地方財政健全化法への当局の見識としまして、最初の質問になりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立しましたが、この法の基本的な考え方、これをまずお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本法律は、地方公共団体の公営企業会計や関連する第三セクター等を含む総合的な財政の健全性に関する比率の公表についての制度などを定め、地方公共団体の財政の健全化を促すものであります。具体的には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の財政の健全化に関する、いわゆる4指標を議員の皆様にご報告した後に公表し、その比率が基準値以上である場合には早期健全化団体、もしくは財政再生団体となり、是正のための計画の策定と、その実施などが義務づけられるわけであり、また、地方公営企業についても、一般会計と同様に資金不足比率を議員の皆様にご報告した後に公表をし、これが経営健全化基準を超過した場合には、経営健全化計画を策定するなど早期健全化に準ずる仕組みを設けることになっております。以上がこの法律の内容であると認識しております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 町長、私はまずこの法の基本的な考え方を伺うわけで、その内容はいいです。私もその内容もお伺いしようとしていたんですが、この基本的な考え方として、地方分権の推進も念頭に置いて、また従来にも増して議会、住民によるチェックということですね。これが自治体本来の機能を発揮し、地方公共団体の財政規律の強化、確保を図ることが私は、これが考え方だと思うんですね。

それを受けて、今、町長が述べられたような当然な内容になるわけですが、新しいこの制度、これはもう皆さんご存じだと思いますので、あえて名前を出しますが、北海道夕張市の破綻という事件が起きました。これは普通の破綻とはちょっと意味が違いますので、異質な事例だとは思いますが、地方分権を進める上でのセーフティーネットという考え方を考えるべきですね、この破綻ということがですね。その意味合いが私はこの新法における制度としては意味合いが強いのではないかと。そして、この新制度の枠組みの趣旨を私たちが正確に受けとめ、また自治体の自治の底上げの契機として、積極的に私はこの制度を利用すべきであると考えておるわけですが、その辺、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの質問ですけれども、財政状況を町民の皆様に明らかにするという事は、行政の説明責任を果たすという意味でも、これは当然のことです。そして、今までもさまざまな形でお知らせをしてきました。よりわかりやすい形で町民の皆様に情報を提供することは、町民一人一人が当町の財政状況にある意味では監視できるという観点からも、意義深いことであるというふうに認識しております。

議員の皆様や、あるいは住民の皆様の力をかりながら、地方財政の自立的な健全化に向けて一層の努力をしまっている所存でありますので、今後ともさらなるご協力をお願いしたいなと、そう思います。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 行政の説明責任をぜひとも推進していただきたい。なおかつ住民や議会に対しては当然、先ほどこれも同僚議員から出ておりましたが、中長期的な視野での例えば各財政判断の指標などを、ぜひ公表していただきたいということをつけ加えておきます。

そして、要旨2番目に入りますけれども、財政健全化法による今後の財政運営のあり方でございます。

財政健全化法による今後の財政運営のあり方として、財政運営上に課題がない団体、今現在もない団体は、当然そのことが明らかになることによって財政信用がこれは当然増すであろうという予測ができるわけでございます。また、そこにこの間の実質公債比率の発表ではないんですが、課題がある団体は、その課題に対して正面からその問題に前向きに取り組む、またその取り組む姿勢によって、地方分権を進めていく中であって信頼される、自立するまた地方を構築するということであろうと私は思うわけでございます。

そこで財政健全化法のスキームとして先ほど町長がおっしゃいました4つの手法があるわけですが、毎年度、算定した上で監査委員の審査に付して議会に報告し、公表するということですね、町長、先ほどおっしゃいましたけれども。それを言いかえると、公表を前提とした、また民主主義的なプロセスを持って健全化を担保するという位置づけになると思います。そして、それを実施をするに当たっては、監査委員のこれは行きつく先に挙証責任や議会、また各議員の資質が問われることになるわけでございます。

そこで当町のような小さな自治体におかれる状況から考えますと、財政規律の強化、また

確保という視点から見た場合においては、なかなか監査委員を支えるスタッフの数が少なく、新法が求めている監査の水準と実態とのギャップは小さくなく、また執行機関内部の対応だけではチェックに限界があるのではないかということをおもうわけですが、その点については町長、どう思われますでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

自治体財政健全化法による今後の財政運営のあり方についてであります。同法の制定に当たっては自治体財政状況の監視強化の面も多大にあるかと存じます。そこで監視強化の方法といたしましては、経営コンサルの導入、公認会計士への依頼等、手法はございますが、当町のような小規模自治体においては費用的な面から導入がちゅうちょされます。

また、少人数ではありますが、多方面に見識が広く、学識経験豊富な監査委員さまがいられますので、当面の間は監査委員さまにご尽力をいただくことで財政状況の監視は果たしていただけるものと確信をしておるところでございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 町長、それでは今の体制を堅持するということのご答弁だと思うんですが、まずこの法が制定されて、今度19年度まず指標を出すわけですね。それが全国的に一律に横並びになるのが平成20年度の決算からだというふうに伺っているんですが、その経過を踏まえて、またそれを見ながら、また検討をするということの意識はあるんでしょうか。その辺のご確認をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいま申し上げましたように、基本的には先ほど申し上げたことでいきたいと思っておりますけれども、今言われるように、推移、結果等を見ながら、例えば外部監査等の導入等も、これはまだこの辺ではもちろん導入されておりませんし、恐らくそうはないと思います。ただ、この監査も、大きい都市部になりますと専従の監査委員がおります。そして、我々の町は、ご承知のように、それは常勤ではございませんので、おのずとその監査の範囲というか、目の届くところも限られてまいります。そういったことを考え

ますと、今後やはりどこの自治体もこの法律に基づいて対応していくことになるわけですから、そういう検討がなされるのではないかなというふうに思いまして、そういうことも視野に入れながら、近隣、あるいは県下、全国的な各自治体の動きを見ながら、この件については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 外部監査の義務づけ、これについては今回のこの制度に関しては財政健全化計画、これを策定しなければならない状況になったときには、この外部監査が義務づけられているということでありますので、当然その辺の、今、町長がおっしゃっているような見方も当然出てくるんですが、ただ、先ほど私は言いましたけれども、なかなか監査というのは、これは難しいんですね。というのは常設というか、そこに常にいるわけでない。そして日数も限られている。それを例えば量が多い自治体の監査を行うわけですから、なかなか100%のうち、どの程度までそれが見られるかというのは、私は不透明であるというふうに思いますけれども、ただ、実際そうは言っても、この法の制定上、また性格上、何かあった場合には、先ほども言いましたが監査委員のかなり重い責任が課せられていく。また、当然そこには議会のチェックということがその後にあるわけで、ですから、この辺を踏まえて、また今後どのような体制になるのか、皆さんでよく考えていただいて、ぜひとも前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

次に、それでは平成18年度の決算の4つの指標数値をここで教えていただきたいと思いますが。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 具体的な数値につきましては総務課長から答弁させます。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 財政の健全化に関する4指標につきましては、一部扱いを策定中でございます。それでは若干異なりますが、一般指標について説明をさせていただきたいと思います。

実質収支比率、これにつきましては歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額、翌年度に繰り越す財源を差し引きまして標準財政規模で割り返した比率でございます。これにつ

きましては決算数値の均衡を判断する指標の一つでありまして、過去からの収支の影響が含まれてございます。これにつきましては、3%から5%が好ましいとされてございます。廃止されました地方財政再建促進特別措置法というもので見ますと、市町村の場合は赤字比率が20%を超えますと、財政赤字団体としての制限が課せられることになってございました。

4指標のうちの1つの実質公債費比率でございます。これは起債制限比率にかわりまして、17年度に定められた公債費に関する比率でございます。収入に対する地方債の返済額の比率を示してございます。これにつきましては、3カ年の平均値で算出されます。その率が18%を超えますと、町債の発行に公債費負担適正化計画の策定という形で国・県の許可が必要となるということでございます。これは従来比率とは異なりまして、これにつきましては上下水道会計とか一部事務組合とか、その辺の一般会計の繰出金等を算出する公債費として加味するなど、一般会計の公債費に対する負担を本格的に算定する比率ということになってございます。

実質的将来財政負担額比率、4指標のうちの3つ目でございます。地方債残高及び債務負担行為、翌年度以降の支出予定額から積立金の現在額を差し引きまして、標準財政規模でこれも割り返すとういうことでの指標でございます。これは借金とみなされるものから貯金を差し引いて、将来の財政負担を図る上での比率とされます。これは50から100%が健全の目安ということになっています。

最後の実質債務残高比率でございます。これにつきましては、実質的将来財政負担額比率より積立金の現在高を除いたものでございます。純粹に町の財政規模に対する借金の負担をあらわしてございます。100%程度がおおよそその健全とされます。将来の世代に負担を残さない割合ということでされております。

この以上の4指標、これを踏まえて、さらに上下水道会計も加えた財政の運営について、この当該比率の健全とされる数値へ近づけるよう、また健全である比率についてはこれ以降も維持できるような形で努力したいなという考えでございます。

具体的な数値につきましては、ちょっとまだ資料は持ってございません。また、出し方等も県の方から示されていないという部分もございます。先ほど言いました19年度決算から公表という部分もございますもので、これは差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） ただ、そうは言っても決算を行うわけですから、その辺の数値も含め

て、町長、午前中も同僚議員がこれもお伺いしましたけれども、当町の財政状況を簡単で結構なんですが、どのように判断されているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 現在の財政状況の認識ということですが、ここ数年における決算状況の検証ということになるかと思えます。例えば、実質収支比率につきましては3から5%が目安とされておりますが、ここ数年の当町の数値を見ますと、15年度の9.5%を上限に5から10%以内で推移をしてきております。よって、決算収支の均衡においては歳入が若干超過していると言えます。しかし、単年度の収支に財政調整基金の取り崩しなどを加味した実質単年度収支を見ますと近年は赤字となっておりますので、財源が多いということとは考えてはおりません。

次に、実質公債費比率ですが、過去3カ年の平均値で算出されまして、平成17年度が10.8%、18年度が12.1%となっております。他年度に比べ公共下水道事業への繰出額が少額なことと、臨時財政対策債発行可能額が多いことにより15年度単年度の数値が低かったことに加え、一般会計における公営企業債負担分を盛り込むなどの取り扱いの変更によって1.3%増加しておりますが、今後は12%前後で推移していくものと思われま。

実質的将来財政負担額比率についてですが、平成15年度の三浜小学校の建設による基金の取り崩しと、町債の発行により150.4%となりましたが、それ以降、少しずつ減少をしておりまして、平成18年度は145.9%となっております。起債残高はピークを過ぎたため、基金残高に変動がなければ、これ以降も減少していく見込みであります。

実質債務残高比率についても、実質的将来財政負担額比率と同様に推移しておりまして、平成15年度の200.9%を上限に、平成18年度は189.2%となっており、今後も減少をしていく見込みであります。以上の内容をまず掌握しております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 経過年で見た財政状況ということで町長も述べられて、私はちょっとその辺を言い忘れましたが、お手元にお配りしてあります昭和60年度から平成17年度の、これは決算カードからその表をつくってあるわけでございますけれども、資料分析表5、その中にあると思います。その頭に書いてございますが、その目的別歳出、一般財源等の科目

順位と書いてあると思うんですが、それを見ますと、当然目的別歳出ですから、当時のまたその首長の行政サービスの水準や行政上の特色というものをよくあらわしている表だと思います。昭和60年度からバブル期末と言われる平成5年度の間、諸先輩並びに先人たちがよくこの地域に教育という、学校建設も当然ありますので、そのような形になると思うんですが、教育に力を入れてきたということが顕著にうかがえるわけでございます。

ところが、その昭和60年度から平成11年度までは、公債費が決して、特に第1位になることはありませんでしたが、特に目立ってくるのが平成12年度から平成17年度の科目順位に特徴的に、この公債費が第1位として推移することであります。先ほど町長の答弁にも少しありましたが、では一体なぜこの公債費が科目順位でそういった第1位としてあらわれてくるのか、その理由をまたここで伺いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この決算状況を検証いたしますと、ただいま議員が言われるような結果となっております。これにつきましては、平成9年度から13年度の間に多数の町道の改修工事、それから武道館の建設、そして南崎小学校の屋内運動場の建設、さらには清掃センターのダイオキシン対策の工事、こういったことの大規模事業を地方債を財源として執行してきました。その地方債の据え置き期間1年から5年は利子のみの支払いとなりますが、据え置き期間が終了いたしますと、元金償還が始まりますので、その影響を受けまして公債費の支出が高くなったということであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 内容はわかります。

それで次の質問ですが、では資料分析表の6、今度は性質別歳出の科目順位とその推移から、昭和60年度から平成15年度、1年度だけ平成12年度を除いて、投資的経費が第1位で推移しておるわけでございます。そして、ここにきて平成16年度、17年度は第6位まで下がる。また、その額を見てもみますと、より顕著に出ていた投資的経費の2分の1、もしくは3分の1まで落ち込んでいるということであります。この理由については、町長いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの昭和60年度から平成15年度までの投資的経費が高く推移しているということですが、これは16年度以降につきましては懸案となっております。また大規模事業がおおむね終了したこと、及び三位一体の改革による地方交付税の削減、国県補助金の縮減、こういったことによって財源確保が困難になったことが起因し、投資的経費がそれまでの2分の1から3分の1まで縮減をされたということでもあります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） これも内容はよくわかりました。

それでは、その性質別歳出の科目順位で投資的経費が平成16年度以降も、南伊豆町は第1位として推移する状況、当時を振り返ってみますと、今、町長がおっしゃったのはおおむね16年で大規模開発は終わったよと。それと三位一体改革等による交付税の削減があった。その収支バランスが当然あるわけでございますけれども、これも午前中いろいろ出ました薬用試験場跡地、またそれ以外の土地も購入しようとした事実も、これは確かにございます。そしてまた、健康福祉センターという建設の案件なども思い出すところではあります。これらを町長、このような状況の中で強行的に行っていた場合を憶測すると、今まさしく我が町の財政状況はどのような状況になっていたかお聞かせいただけますでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 仮に、16年度以降も従前のおりの投資的経費の支出を続けておりましたら、財源調整のための財政調整基金は底をついたと思います。そして、庁舎建設基金を初めとする特定目的基金を財政調整基金に組み入れて、そして財源補てんをしている現在ということではなかったかと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） これをこれから行います財政健全化法に照らして考えますと、イエローカードからもう赤に近い状況になっていくのではないかなと、私は予測するわけでございますけれども、お配りしてありますその表がでございます。こちらにもフリップを用意しましたけれども、これは前にも出させていただきました。平成8年度から平成18年度、実は私の

ところに決算カード末尾のところ、例えば基準財政収入額からいろいろな数値を私のところで用意しました。また、それから数値を落として算出してありますので、間違っていないというふうには思うわけでございますけれども、その実質的将来財政負担額、地方債現在高、それから並びに積立金現在高と、そのうちの財政調整基金、そして実質的将来財政負担額比率を示した将来にわたる実質的財政の推移表でございます。

この表を見ながら資料分析表1、決算額の推移から区分1の積立金取り崩しというのがございます。そして、区分Jの実質単年度収支、経年的にも見ていきますと、平成13年度から平成15年度の財政状況が非常に悪くなるわけでございます。決算額として今、数値を簡単に述べますが、平成13年度、積立金の取り崩し額2億5,000万円、実質単年度収支がマイナス1億9,216万8,000円、実質的将来財政負担額比率100.1%になるわけです。そして平成14年度、取り崩し額が3億6,900万円、実質単年度収支がマイナス3億8,208万6,000円、そして平成15年度では積立金の取り崩し額が2億4,000円、実質単年度収支がマイナス2億4,854万7,000円なんですね。そして実質的将来財政負担額比率が150.4%となるわけでございます。

ですから、先ほど町長もこれはおっしゃっていましたが、50から100%というのが適正安全域と言われる実質的将来財政負担額比率の割合を、平成12年度との比較では74.1%もこの3カ年で悪化してしまうんですね。これはどういうことかといいますと、もうこれは簡単です。積立金の取り崩しと、それから平成12年度から平成17年度の公債費額が科目順位で特徴的に第1位になるように、その増額によることは明白なわけでございます。当然、この決算カードから指標数値を判断するならば、平成13年度から平成15年度の財政運営は安定的な行政サービスを提供するために、持続可能な財政基盤を整えていくという責任を怠ったという判断をせざるを得ません。

しかし、その反面、平成17年、18年度の状況は地方債現在高が多少減少してきておりまして、先ほどこれも町長答弁にありました大型開発が終わり、そして借金の方が減ってくるという状況になると思うんですが、その前に恐らく私は債務調整能力が自然に働いたんであるうというふうに思うわけでございます。

そこで質問ですが、今後も「入りをはかりて出るを制す」の精神に基づく行財政改革の推進と、その効果を一層私は期待するところでありますが、私のフリップ、ここのフリップに特徴的に、先ほど言いましたけれども、特にこの部分とこの部分、ここに注目するわけでございますが、この平成13年度、また平成15年度の財政運営について、これも含めてコメントをいただければと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この平成13年度から15年度ということですがけれども、これは先ほど公債費の関係でお答えしました一連の大事業、大規模事業、この関係がございますので、今後は、こういったことが想定されない限りはこういった事態には陥らないという考えでございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 数字はあからさまに出てきますので、特にこの辺の財政運営を見る中で、経年的に見る、また単年的に見るといふ、当然その尺度があるわけでありまして。その中で公債費の比率、それからやはりどうしてもその積立金を取り崩した、どういう事業であれ、そういうのが続いたという状況も当然あるうかと思うんですが、その辺が大きくこの数値に反映してきたということだと思います。

そして、その行財政改革をどのようにするか、また先ほど、今ちょっと町長の答弁になったものですから、また改めて聞きますけれども、その検討をするときに議論となるのが自治体最大の固定費であります人件費に対してでございます。これも先ほど午前中、同僚議員から少しその指摘があったわけでございますけれども、資料分析表6の性質別歳出の昭和60年度から人件費額とその分析表2、歳入決算額の構成額比の地方税額を、これを照らして考えますと、もう平成6年度までは自治体の最大の固定費である人件費が自主財源である地方税収の範囲内におさまっているということでございます。

私も常にこれは思っていました。実は、これも前にも質問したことがあるんですが、この南伊豆町の適正職員数というのは一体何人なんだろうなということが常に頭をよぎるわけでございます。ただ、人数ではなく今回は額ということで検証してみたいなと思うわけでございますけれども、この人件費が自主財源の範囲内におさまっていることを1つの、例えば目安としてとらえれば、三位一体の改革等で地方交付税などの依存財源が例えば少々減っても、それには行政サービスを維持するための対応というのはできると私は思うわけでございます。しかし、その反面、人件費が税収を大幅に上回っている場合は、やはり依存財源の減少が破綻に直接結びついてくるということをおっしゃるを得ません。

これは、今日お持ちしなかったんですが、先ほど例に出しました夕張市、これが平成17年

度の決算を見ても、職員給が16億8,000万円、そして人件費全体、物件費も我が町の方も入っているんでしょうけれども、24億3,000万円、地方税収は9億4,000万円なんですね。ですから、いかにこの人件費が高かったかということが結果につながっている。これだけではないんですが、そういう状況が考えられる。

このような事例と、行財政改革を一層進める当町において再度行政が担うべき守備範囲を徹底的に見直し、その上で必要不可欠な行政サービスを担う適正な職員数を私は考える必要があるのではないかと思うわけでございますが、町長はいかがでしょか、この辺の検討について。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、議員の申された職員の適正配置ということは、もちろん今までも検討し、実施をしてきております。しかし、さらにこれは考えていかなければならない問題であります。人件費につきましては、18年度決算におきましては歳出総額の23%を占める大きなものであるため、定員管理計画にのっとり適正な職員数に是正し、行政サービスの低下を招かないこととの兼ね合いを見ながら、税収の範囲内においての支出額に抑制できればと考えておるところであります。以上によって、今後も行財政改革を推進し、かつ中長期的な視点でより健全な財政運営を目指す所存であります。

何度も申し上げますけれども、人員の適正配置、守備範囲ということは、これからもさらに検討を加えながら改善してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 町長ぜひとも、適正な職員数というお言葉ですけども、ですから私はあえて先ほど一つの目安ということでお話をさせていただきました。ですから、適正な職員数というものを述べるについて、やはりどうしても物差しが私は必要ではないのかなというふうに思いますので、ぜひともその辺は参考にさせていただければと思います。

それから、最後、決算統計から見たまちづくりについてでございます。

これは総務課長で結構なんですけど、まず頑張る地方応援プログラムの内容を教えていただきたいと思います。あれは企画調整課長ですか。すみません。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） それでは、内容について説明させていただきます。

今はやめられた安倍晋三首相が魅力ある地方の実現に向けてということで打ち出した政策の一つでございます。これにつきましては総務省管轄でございます、頑張る地方応援プログラムということで単年度3,000万円、3年間で9,000万円の特別交付税で措置するというようなことで、内容につきましては若干長くなるものですから省かせていただきますけれども、南伊豆町ではつい最近、担当課の主幹係長を集めて会議を持った中で、項目を上げて総務省の方へ提出してございます。内容といたしましては、地域経営改革プロジェクト、それから南伊豆子育て支援プロジェクト、それから定住交流居住者推進プロジェクト、魅力ある観光地発信プロジェクト、安心・安全なまちづくりプロジェクト、環境保全プロジェクト、以上でございます。

なお、このプロジェクトにつきましては、総務省のホームページに10月に公開がされるというふうに伺っています。南伊豆町のホームページでは既に公開をしてあります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 在宅お達者老人プロジェクトというのは、もう一つある。

企画調整課長（外岡茂徳君） 失礼しました。おっしゃるとおり、在宅お達者老人プロジェクト、この7プロジェクトでございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 町独自のいろいろなプロジェクトで、取り組みは私は結構だと思います。そして、先ほど財政の面でも質問させていただきましたが、やはり「入りをはかりて出るを制す」、「入りをはかる」面においては、私はぜひとも、7つのプロジェクトはこれから発信するというので、状態を見ていきたいというふうに思うわけですが、とにかく先ほど「入るをはかる」面においての産業政策面においてちょっと的を絞って質問をしたいんですが、普通で考えれば、とにかく出てくるのが企業誘致や、また今の時代でいきますと内外からの当然投資資金の受け入れということが言われるわけでございます。ただ、当町においてはその地理的条件等から、そのようなことはなかなか考えられないというのが現状です。

しかし、その中で先行き不透明で、今まさしく地域を代表する業種、特に建設業、土建業でございますけれども、過当競争に陥っていると。また、これはことしですよ、建設組合が解散したという状況もございます。そして公共工事の発注額は1998年をピークに、現在では4割強減っていると伺っております。また、全国の建設業者数というのは1割程度しか減少していないということですが、当町でも先ほど言いました建設業組合が解散して、また今お話ししましたけれども、同様な状況の中で過当競争に入っているということは、恐らく町長以下、課長の皆さんご存じだと思うわけでございます。よって、地方ではこの公共工事の増額を望む声をよく聞きます。しかし、これは一時的には事業量がふえたということでもよいとしても、実際そんなものは地域経済の全体的から見れば、また時間的経過も含めて気休め程度にしかならないわけで、建設業の中でも、特に先ほど言いましたそういう土建業に依存した地域の経済構造を私はこのまま温存した状態で、地方の景況感というのは再びあるのかということをおもうわけでございます。

簡単に言いますと、生産性のもう低い業種を過当競争のまま放置しておいては地域経済が上向くはずはないわけでありまして、当町の現在状況、また特に雇用の視点から建設業は仕事がなく、そして農業や林業は担い手がない。中でも農業は休耕地がふえて、山は荒れ放題になっていると。こういう状況が見受けられるわけでございます。しかし、一方、視点を変えれば、今後予想される世界的な食糧需給、これが逼迫してくると。ましてや9月に入ってもまだこの暑さだと。こういう地球温暖化問題への対応を考えるならば、日本の農林業は、私はやり方、視点を違えれば十分に復活をするという可能性があるとは私は考えるわけでございます。

ここで質問をいたしますけれども、町長、そういう状況の中でぜひとも法人形式での農園を私は可能にして、担い手のいない農地を集約した上で、建設業の農林業への業種転換ということ、すべてとは言いませんが、片方で行政主導という形で私はするべきではないのかなと。野放図に現状の過当競争のままの業種を見ているわけにもいかないと。それが町の将来の発展に私はつながるんだという考えでお聞きしているわけでございますが、いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

我が町の産業形態を見ますと、第1次産業である農林水産業が今、議員が申されるように

高齢化、あるいは後継者問題等で、かつて合併した当時より今大幅に減って、そして分類からいくと十数%、第1次産業。そして、では建設業、製造業等はどうかということを用いて、今、議員が言われるとおりであります。そして、第3次産業である観光サービス業も現在は皆さんもご承知のとおり。そういう中でやはり第1次産業の農林水産業というのは、もう先祖伝来の田畑があるわけですので、これが荒れ放題になっている。これを何とかしなければというのはだれもが考えていることでありまして、しかし、実際にはなかなか自分ではもう継続して耕作できない。

そういう中で今言われた、例えば建設業の皆さんがそういう農地を引き継いで業としてやっていただける、そういうことも確かに一案であると思います。そうなれば、今のこの農林業の問題、そして建設業の問題等も両方の問題がある意味では解消できていく。そういうことも考えられますので、やはりこういったもう抜本的な考え方でいかないと、このままいくと我が町の、我が町だけでなく、どこもそうですけれども、この農地というのが荒れ放題になっていくということが心配されますので、そういった今言われたことをよく念頭に置きながら今後検討をしていきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） ぜひとも、その指導をお頼み申します。

そしてもう一つ、先ほどの行財政改革の姿勢と、その考え方でございます。これは私が勝手に言うことですから、別に気にとめてもらわなくても結構なんですけど、地方自治の姿として、本来はやはり多様であっていいと思うわけです。例えば、この地域がこうあらなければならないということは、私は決してないと思うわけでございます。そういったことからしますと、例えば隣町と同じでない困るといったような横並び意識というのを捨てるのが、私は改革の第一歩だと考えるわけでございます。ですから、その意味を理解していただいて、ぜひとも町長、この町の産業、これの立て直しを図っていただきたいと思います。

そして、これは最後にいたします。先ほど言いましたが、行政の守備範囲、これの再検討、そして脱、例えば建設業、土建業、この経済改革など、いずれも簡単な話ではありません。地方分権時代が、これからまさしく始まるわけでございますけれども、自治体行政は地域住民の協力なしでは運営できませんので、自治体の財政事情を徹底的に情報公開した上で、地域住民と町の将来像を真剣に議論する必要がありますので、これらをこれから予定している

地域懇談会、説明会にその内容等もぶつけながら、その会議を有意義に町のために時間を費やしていただきたいという思いでございますが、町長、最後いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、議員が申されますようなことを頭に入れながら、今後進めてまいりたいと思います。それで、今後のまちづくりにつきましては、今までのような行政一任では財政的な面、あるいは人的な面から見ても立ち行かなくなっていくと思われまします。したがって、町民の皆様におかれましても、できることは自分で、そして町民一人一人がまちづくりの主演という気持ちを持って、行政と一丸となって歩んでいただきたいというふうに思っているところであります。議員の皆様にはぜひこの点ご理解をいただいて、またいろいろな面でご理解を、ご協力をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） これで私の質問を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君の質問を終わります。

2時55分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時55分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

長 田 美喜彦 君

議長（渡邊嘉郎君） 3番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 7月の選挙においてこの場に上げてもらいまして、改めて町民の皆様にお礼を申し上げます。新人の議員でありますので、私も一生懸命に勉強をし、町の発展

に尽くしてまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

通告に従って質問をさせていただきます。

さきに同僚議員が質問をしましたが、改めて質問をさせていただきたいと思っております。合併の問題ですが、各市町議会ともに合併の問題が質疑をされております。町長は合併をどのように考えておりますか。

また、1市5町の枠に参加をしない町がでた場合はどのように対処するつもりでおりますか。町長、お願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この合併問題についての私の考えということでありまして、これは先ほどの一般質問等でも答弁してまいりました。基本的には、先ほど申し上げましたように、県の示した1市5町の合併構想を踏まえて、町民、議会の皆様のご意見を伺いながら検討していきたいというふうに思っております。

あくまでも1市5町という構想の中での合併を検討しているところでございますので、枠組みの変化につきましては、今、議員が申されますように、もしこれがということは今のところ考えておりませんし、想定をしておりません。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） また町長が町民への説明会ということを用意されているということをお聞きしましたが、いつごろから始められまして、いつごろで終わる予定でございませうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この合併問題とほかにもございまして、こういった地区説明会につきましては、この議会が終わりました10月の初旬をまず初めとして、そして、できれば11月いっぱい、12月へ多少入るかなという思いでございまして、そういった今予定で日程調整をし、計画をしております。今のところ町内20会場ぐらいでこういった地区説明会を開催して、皆さんにご説明をしていきたいなということしております。

この説明会にあつては1市5町の人口であるとか、あるいは財政状況等の現状、そして今

後の財政シミュレーション等を説明し、そして町民の皆様からのご意見をお聞きしながらこの合併問題に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 私といたしましては、町民への説明の方法は、先ほど同僚議員が質問されたのでよくわかっております。

続きまして、共立湊病院の問題につきましてちょっと質問をさせていただきます。

先ごろ奈良県において妊婦のたらい回しという事件がありまして、胎児の死亡ということがありました。我が南伊豆町は安心して子供を産み、育てることができる町でありたいと思っております。現在の地で医療の充実が不可欠ではないかと思っております。現在、下田市に産婦人科が1カ所しかなく、緊急の対処も危ぶまれております。共立湊病院に産婦人科を誘致し、安心して子供を産み、育てることが大事だと思っております。町長も共立湊病院の医療の救急体制を充実して、安心して暮らせる町を約束しておりますね。現在も考え方には変わりはありませんか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、長田議員の申された現在でも私の考え方ということですが、全くそのとおりで、私の考えは変わっておりません。むしろ、今まで以上の思いが今、建設検討委員会の中でもしております。

そういう中で、この共立湊病院ですけれども、ご存じかと思えますけれども、国立病院、診療所、これの再編成及び合理化の基本方針によって平成9年10月に国から共立湊病院組合に移譲をされて、公設民営方式で社団法人の地域医療振興協会に管理を委託して、今、運営を行っております。そして内容は5診療科、150病床でスタートをいたしました。その後、平成13年4月には介護老人保健施設なぎさ園を開所し、平成15年11月には感染症病床4床を開設して、現在154床で運営されているところであります。また、平成10年10月には麻酔科の増科及び人間ドックの開設、平成12年12月に婦人科、平成15年3月に小児科の増科がなされております。医療機器におきましても、伊豆医療圏唯一の自治体病院として近隣住民の皆様様の医療需要に沿うように整備し、高度医療を初めとした医療水準の向上、救急医療の中核

として基幹病院を目指しているところであります。

近年の医療事情を見ますと、医師、看護師の確保が先ほどの一般質問でもお答えしましたとおり非常に困難な状況にあります。やむなく一部病棟を休止するなど、自治体病院にとっては危機的な情報も入ってきております。中でも今申された産科の診療科の撤退は、各地で大きな問題となっておるところであります。このことにつきましては、我々の伊豆医療圏でも同様でありまして、産科医師等の確保及び診療施設の整備などに大きな期待が寄せられておるところであります。

このようなことから、共立湊病院組合では病棟建設も含め、地域医療の確保と医療水準の向上、多様化する医療需要への対応を図るため平成15年8月に共立湊病院建設検討委員会を設置し、現在まで6回の委員会を開催し、近々またこの検討委員会を開催する予定であります。今後も1市5町の首長で構成しております共立湊病院組合運営会議や組合議会で協議を重ね、また町議会のご理解、ご協力をいただきながら、さらなる医療の充実を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくどうかお願いします。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 医療の充実は、少子高齢化の問題にもつながることと思います。ぜひ産科の誘致をよろしくお願いを申し上げます。

また、共立湊病院の移転の問題ですが、いろいろと取りざたされておりますが、今現在どのような状況でございましょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この湊病院の建てかえ問題につきましては、建設検討委員会を中心に今、検討を進めてきております。そういう中で従来から言われておりますこの病院の建設にかかる経費の問題である財政的な問題、それから場所の問題、そしてさらには今ある病院が耐震補強した場合にどうなるか、こういった項目をさらに詳しく検討すべきだということ意見の一致を見まして、そして幹事会というのが各1市5町にございますけれども、これで構成している幹事会で検討するよということ、その検討結果の報告書ができ上がっておりまして、実は先ほど申し上げましたように今月の28日ですか、建設検討委員会をこれに基づき開催する予定であります。

したがって、この内容で耐震補強の問題、それから現在地を含め場所の問題、それから建設費にかかる財政的な問題、これらを中心に検討委員会で検討してまいる所存であります。その後、またそれぞれの議会であるとか、運営会議等でももちろん検討するようになると思いますけれども、そういう今、状況でございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） どうもありがとうございました。

私も現在の地で新しい病院ができることを思っておりますが、ぜひとも町長に頑張っていていただきまして、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ですが、これで質問を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

平成19年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年9月25日(火)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議第62号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議第63号 南伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議第64号 南伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議第65号 静岡地方税滞納整理機構の設立について
- 日程第 7 議第66号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議第67号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議第68号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第69号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第1 議第66号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 教育事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

本会議2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、9月定例会本会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

谷 正 君

議長（渡邊嘉郎君） 2番議員、谷正君の一般質問を許可いたします。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 改めておはようございます。

私は7月29日の町議会の選挙におきまして、皆様のご支援により新人議員として議席を得ることができました。通告によりまして、ただいまから一般質問を行います。

まず最初に、地方分権と行財政改革ということで質問をいたします。

新地方分権改革法が施行された中で、本町の考え、取り組みについてをお伺いいたします。

これにつきましては、平成7年5月に施行されました地方分権推進法が平成13年7月に執行しまして、平成18年12月に新たに地方分権改革推進法という名のもとに公布され、その中で国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することにかん

がみ、地方分権推進法で行われた成果を踏まえ、引き続き地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、その基本理念として共通の目的である国民福祉の増進に向っての相互協力、役割分担の明確化、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることとされております。また、財政上の措置のあり方の検討では、いわゆる三位一体の改革による財政上の措置のあり方について検討を行うとされ、地方公共団体の行政体制の整備及び確立も求められているところであります。

そのような中で、それまでの一定水準の行政サービスを確保するという名のもとに、従来の交付税制度で担保されてきた経過がありますが、三位一体の改革のもと南伊豆町のような過疎で財政基盤の脆弱な地方公共団体では見方によりまして、考え方にもよりましては、格差の拡大が懸念される場合が出てくると思います。町長の認識、それから格差是正について今後どのように進めていくのか、それをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新地方分権改革法が施行された中での本町の考えということですが、近年における地方分権の流れを見ますと、まず地方分権一括法の制定が挙げられます。地方分権一括法は地方分権改革の柱として、平成9年7月の国会により475本の法律改正からなる法案として可決成立し、平成12年4月1日から施行されたもので、詳細につきましては漆田議員の一般質問にお答えしたとおりであります。

地方分権という新たな国・地方の枠組みを模索する中で、多様化、高度化する行政ニーズに的確に対応し、そして魅力あるまちづくりを推進していくためには、これまでのような行政主導の手法について抜本的な見直しを図るとともに、民間の発想を取り入れた行政経営の転換を図るべく、平成17年度に行政改革大綱及び行政改革推進実施計画、いわゆる集中改革プラン97項目の見直し、並びに策定を行いまして改革に取り組んでまいりました。

当該計画に基づき推進した改革項目といたしましては、職員の定員管理計画に基づき、平成22年度までに20人、12.7%の削減、給与構造改革、課、局等組織の見直し、特殊勤務手当、通勤手当等各種手当の見直し、職員構成比の適正化及び職員給与等の公表などを手始めとして消耗品の一括購入、補助金、委託料の見直し、原則30万円以上を対象とした入札制度の改正、並びに出前講座やワークショップの開設、委員の公募制など着実に改革を推進し、平成18年度末現在、計画に対しましてほぼ20%程度を達成したものと史料しておるところであり

ます。

しかしながら、税源移譲に伴う税制改革や町税努力により、町税は当初予算において前年対比で9.6%増加しているものの、元来、財政基盤が脆弱で地方交付税等の依存財源に頼る本町におきましては厳しい財政状況に変わりはなく、事業の緊急性、重要性等を見きわめながら事業の重点化を図り施策を推進しているところであります。このような状況から、本町における分権化は着実に推進してはいるものの、財政的側面から考察した場合、分権の本旨であります自己決定、自己責任という観点から思料して道半ばであると認識をしております。

こうした中、政府は平成18年10月27日、3年間の時限立法として地方分権改革推進法案を国会に提出し12月8日成立し、本年4月に施行され地方分権改革は第2期に入るといえると思います。同法が目指すべき方向性、基本原則を具現化すべく、本年4月に地方分権改革推進法に基づき内閣府に設置された地方分権改革推進委員会は、本年6月から地方との意見交換等を集中的に実施し、課題検証や論点を集約し重点的に検討し、本年秋を目途に中間的な取りまとめを行う予定であります。このような国の動きに対して、本年1月16日、地方6団体で組織する地方自治確立対策協議会の中に、第2地方分権改革を推進することを目的として地方分権改革推進本部を設置し、具体的な方策について検討を進め積極的に提案しているところでございます。

また、静岡県内におきましては、地方6団体ともいべき静岡県自治体代表者会議及び静岡県地方分権推進連盟は、去る9月10日、私と渡邊議長も参加をしまして、静岡市において大会を開催し、1つ目として、第2期地方分権改革の推進、そして2つ目が地方交付税の総額確保と機能堅持、3つ目が地方税源の充実強化と偏在是正、4つ目が道路特定財源の堅持、5つ目が地域医療の充実に向けた取り組みを柱とする新の地方分権に向けた決議を満場一致で採択したところであります。今後、関係機関、団体と連携を図りながら、地方分権改革推進委員会が今秋に予定している中間的取りまとめに向け、提案活動等を積極的に行う予定であります。

一方、財政的側面から考察した場合、新型地方交付税の導入や地方債発行に実質公債費比率を基準とした許可制起債制限 本年は12.1%で対象外ですけれども など不安要素は多く、また今後、再生型破産法制の導入があれば、財政基盤が脆弱で小規模自治体である本町は、税を地方債の償還財源としている以上、財政力による格づけ等から思料した場合、大規模自治体より深刻な状況が予想され、規模が小さいこと自体が不利な条件となり、地方債の共同発行を模索するなどしても、今以上に公共投資等の大幅削減も避けて通れない状況を

視野に入れておかなければならないと思います。

このような状況を理解し、地方自治の本旨である自己決定、自己責任を確立すべく、行政改革大綱及び同実施計画の推進を加速するとともに、職員一丸となり新しい自治の形を構築すべき邁進する所存でありますので、議会の皆様のご指導、ご協力を切にお願いする次第であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） ありがとうございます。

次に、行財政改革と増大する行政需要についてお伺いいたします。

少子高齢化加速の進行、それから時代の変化によりまして、戦後制度は制度疲労を起して、国や県の行政人口が権限移譲のもと市区町村に移行されてきておりますが、時代の変化進行による住民の行政に対するサービスの要求の増大が顕著であると現在は考えられています。

一例を挙げますと、本町が昭和30年に合併したときの人口が約1万6,000人強、平成19年度6月には1万人を割りまして9,970人となりまして、各種行政の基礎となる17年10月1日の国勢調査では、辛うじて1万人を確保しまして1万0,003人というような形で、高齢化率は35%に達しようかというような国勢調査のデータが示しております。町長は半島先端の本町での人口増や生産年齢人口の増加が今後可能と考えられるのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの人口減の問題ですけれども、確かにこの4月で我が町は1万人台を割りました。そういう中で少子高齢化がなお一層進むことが予想されます。我が町としては、やはり定着する人口増、そして交流人口の増、こういったことを図っていかねばならないということで、今いろいろ議員もご承知のとおり、そういった施策を進めておるところであります。そういう中で半島の最南端に位置する我が町は、やはり地形的にも同じ伊豆半島の中でも他の市町と違って、いろいろな面で交通アクセス等もどうしてもなかなか思うようにならない面もあるわけですので、そういった面からも、今後また基盤整備であるとか、ソフトの面でもそうですけれども、なお一層のあらゆる施策を近隣の市町と連携しながら進めていかなければ

ればならないというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） それから、最近マスコミ等で話題になっております冠婚葬祭等などの社会的共同体の機能維持が限界に達している65歳以上の人口が50%以上の地区、集落というものが俗に限界集落というような形で呼ばれておりますが、本町も限界集落というのが34地区のうち何地区かが現実的になっているというようなうわさもございます。現在は地域共同体の機能は維持できておりますけれども、限界集落予備軍であります55歳以上の人口50%以上の準限界集落も相当存在していると思っておりますが、私個人の考えですと、この準限界集落の方が深刻ではないかというような考えを持っているんですが、それにつきまして、最近群馬県の方で一つの例があったものですからお話ししますが、台風9号の来襲を見まして、群馬県の南牧村を本町に置きかえたときに、今後南牧村は道路が通じるのに約1週間前後かかったと。それから、地域内ではいわゆるそういう応急的な災害的復旧ができなかったというようなことをマスコミから聞いています。この地域内の自助、自立が困難となる、いわゆる限界集落が今後南伊豆町にも出てくると思いますが、その地域機能維持について、町長はどう考えるか。それと、もし調査してありましたら、本町の限界集落がどのくらい、それから準限界集落の現状、それからまた先ほど町長が答弁の中でおっしゃいました人口減等が進むと考えられるというようなご答弁でありましたが、その今後のいわゆる予想をお答えいただきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、インターネット等情報獲得手段の多様化等によりまして、住民の意識であるとか、あるいは行政ニーズが高度化、多様化しつつあります。そういう中で今後、今、議員が言われるように団塊の世代の高齢化への移行によって、現在34.6%という高い高齢化率ですけれども、これがなお一層加速度的に進むと思われれます。そして、少子高齢化が劇的に進行していくことによって、現在3地区である、いわゆる限界集落、高齢化率が50%以上ということですから、数年後には現在の倍以上になると思われれます。そして、10年後には26から28地区が該当してくるのではないかと予想をしておるところであります。

また、地方分権の推進によって、従前、国や県が行っていた事務の地方への移譲が年々増加して、年度により多少の違いはありますが、平成19年度権限移譲交付金ベースで見ますと、住民生活に直結した事務を中心に23項目、233万円の歳入となっており、今後パスポート事務の移譲など、ますますこういった委任事務等も増加してくるというふうに思っているところであります。

具体的な数値等につきましては、担当課長から説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お答えします。

限界集落の件についてですけれども、町長答弁の中で限界集落、既に3地区あるということでございます。具体的な地区で言いますと、一条とか蛇石とか平戸、それと吉田地区と4つで、既に50%以上の高齢化という形でございます。

その次の準限界集落ということもございますけれども、今、町長が26から28と申し上げましたけれども、既に今現在地区の人口の55歳以上が占める割合という形で、人口比率でいきますと、これが27集落、既に今の段階で55歳以上の人口、55歳を超えるというのが27集落でございます。こういったものが10年後ですと、そのまま限界集落になるということもございます。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） そのような中で南伊豆町民の安心、安全の生活を考えましたときに、比較的本町は賀茂地区のほかの市町よりは、昔の制度なんです、隣組制度から発達しています、いわゆる班の制度が、まだ機能しているのではないかと思います。その中で俗に言う人足とかというようなボランティアのものについて、地域一丸となって簡単な地域集落内のいろいろな手当ではできていると思いますが、このいわゆる限界集落、準限界集落が増大したときに、一般的には、いわゆる地域のそういう機能を維持することができなくなるようなことということでは言われていますが、そうしますと行政需要等が増大するというようなことが考えられます。そうしますと、現在町、そして国・県等が進めています行財政改革、それから地域分権等との折り合いをどのように考えるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

限界集落が人口減等でこれ以上またふえてくると、それぞれの維持が難しくなるということですが、確かにそれはあると思います。ですから、今行われているそれぞれの地区の、いわゆるボランティア、人足仕事等もなかなか高齢化の中でできなくなってくる。そして、その分が行政へと需用が高まっていくということも予想がつくわけであります。先ほど申し上げましたけれども、今、地方分権が進む中で国・県の事務も地方へ地方へということでおきております。そして、またそういう集落にあってもそういう状況下にあるということですから、やはりこれは我々自治体だけで考える問題ではなくて、将来的にはやはり国の政策の中で大きい問題として取り上げていかないと、いわゆる今言われている地域格差という問題が言われておりますけれども、そういう中でも取り上げていくべきではないかなというふうに私は今個人的に思っております。ですから、またそういういろいろな機会をとらえまして、私はこういった問題を県や国にも申し上げていきたいというふうにと考えています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） ありがとうございます。

次に、新法下での三位一体改革における本町への影響についてですが、これは将来についてのお考えもありましたからお伺いしたいと思います。19年度の予算の中で交付税が8,000万ほど前年対比減額、それから税の方が8,400万強の増額という形で、先ほどの町長の答弁の中の税源移譲の関係だと思っておりますが、この新型交付税等がその分でツーペイという形で本町の場合はやっていくと考えますが、国・県等の考えをマスコミ等で聞きますと、今後はやはり交付税を減額するというような方向で考えるということを知っているんですが、行財政改革は当然、時代の要請、それから地方分権も時代の要請で進めなければならないと思いますが、先ほどの限界集落の中にありましたように、過疎化による人口減等の関係の中でお答えにくいと思いますが、本町における行財政改革の有効手段というのは、どういうものを現在、町長は考えられるかお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新型の交付税制度、いわゆる新型交付税制度ですけれども、これは今年度から導入された新たな試みであります。前年度までの算定項目でありました経常的経費の一部である企画振興費、その他の諸費及び投資的経費の算定を取りやめ、投資的経費部分については個別算定経費として、従来の経常的経費算出の部分に取り込み、企画振興費その他の諸費について、いわゆる言われております人口と面積、これを基準とした包括算定経費として基準財政需要額の算定に盛り込むこととしたものであります。

18年度の普通交付税基礎数値ベースによって、当町においての新型交付税制導入による影響額を試算しましたところ、基準財政需要額でおおむね800万円の減少であります。平成19年度の普通交付税額は17億5,329万4,000円に決定し、対前年比で4,000万円程度増額されましたが、これは各項目の単位費用の増、補正係数の乗率のアップが起因しております。実際の新型交付税制度導入による影響額は、基準財政需要額でおおむね3,000万円の減少と分析をしております。

次に、税源移譲についてですが、所得税から住民税への税源移譲が行われたことによる本年度の当町の税収額は6,000万円前後と見込んでおります。しかしながら、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源移譲を行うまでの間の措置として、譲与されていた所得譲与税が廃止されたことによる歳入減が6,600万円あり、差し引きすると600万円の減収と考えられます。地方分権が進む中で、県から市町村へ権限移譲される事務も多くなってまいりましたが、それに係る権限移譲事務交付金は当町においては200万円強に過ぎません。地方交付税ばかり、税源移譲ばかり、地方分権の流れが進む中、今後国・県からの支出金は徐々に減少し、各市町村があらゆる面において、ある程度の責任を持たされる時代が近い将来来るとありましょう。そのような状況下、三割自治体の当町が生き残っていくためには、新たな財源の確保、行財政改革による事務事業の効率化及び経費削減を推し進めることによる三割自治体からの脱却しかないと考えておるところであります。今後もよりよい南伊豆町をつくり上げるため鋭意努力してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

2番目としまして、地域活性についてということですが、これにつきましては、私

も役場にこの3月までいた関係で、過去に先輩議員、同僚議員がこの問題についてご質問をなさった経緯がございます。その中で若干ダブる面もありますが、よろしく申し上げます。

南伊豆町につきましては、いわゆる半島先端で古来より水資源等、それからほかに先人たちが残した文化的価値のあるもの、名所旧跡が多数存在しているというのは事実であります。また、最近テレビ等で見ますと、いわゆる熊野古道や石見銀山等世界遺産の登録、それから静岡県ですと富士山を世界遺産にというような動きの中で、そういうものをやりますと、いわゆる観光的に国民の目がそちらの方に向きまして、温故知新というような形の中で歴史的帰りの高まりの中で非常に観光客がふえていると。そういうようなこともマスコミ等にありますが、本町にも青市からそれから伊浜までの57キロメートルを結ぶ海岸線等を初めとしまして、いろいろな資源があると考えます。それがまだ十分活用されていないのではというような形の中で、エージェント、観光業者等との連絡、それから研究等の中で、その中で町の観光資源を生かして流入人口の増加を図るといような考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われるように町内に多数存在する歴史的な遺産、これを町内の関係機関やエージェント等と連携して、町の観光資源として構築する考えはということではありますが、本町における観光産業は、宿泊客とレクリエーション客を合わせた観光交流客が平成18年度は約109万人でありました。年々若干の減少傾向で厳しい状況にありますが、観光客のニーズとして自然、歴史、文化、あるいは史跡、こういったものを活用した体験、滞在型の観光がふえつつあると思います。

議員のご質問のとおり、本町には天然記念物や重要文化財、名所、史跡等国指定の文化財を初め県指定の天然記念物、工芸、有形無形の民俗文化財等が存在するほか、伊豆半島最南端の地に明治4年、イギリス人により建設された日本最古の木造灯台の石廊崎灯台や下賀茂の日詰遺跡から出土した土器等の歴史的な文化遺産が町内各地に数多く点在しており、これらの遺産は本町の観光振興の上で重要な資源であると認識をしておるところであります。

ここで町が関係機関、団体やエージェント等と連携し取り組んでいる事例を簡単に紹介させていただきますが、現在JR東日本が費用負担する中、平成19年度から21年度の3カ年計画で、本町を対象としたJR戦略的観光開発事業を展開しております。この事業は本町の花

や自然、温泉、文化遺産、食材等を活用した既存の観光商品のグレードアップや、地域資源の掘り起こしによる新たな観光コースの開発及び食材を生かした名物等の新商品の開発により誘客増を目指そうという事業で、効果を大いに期待しているところであります。本町といたしましても、低迷する観光産業の振興を図る上で、このような事業を足がかりとして、町内に点在する歴史的文化遺産等の資源を活用した観光商品の開発のため、町内関係機関やエージェント等との連携によるネットワークの構築を推し進めることが必要と考える次第であります。

以上であります。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔 2 番 谷 正君登壇 〕

2 番（谷 正君） ありがとうございます。

次に、自然環境を生かして、いわゆる運動選手等の合宿誘致の考えはということでお聞きしたいと思います。

南伊豆町は過去にマラソンの瀬古選手がトラブルがあったときに、奥様とそれから子供さんと南伊豆町下賀茂に逗留したという経過、それから副町長、町長が南伊豆の役場にいらっしゃったときに、イベントとしてありました伊豆レディースカップ等、これは20回ほどたしかやったと思うんですが、そういう経過がございます。その中で、弓ヶ浜が1キロ以上の長さで往復2キロで、それから下賀茂温泉等があります。現在は下賀茂温泉の左右岸が遊歩道として整備されつつありますが、本町は冬場にも積雪等がなく温暖な気候という形になっているんですが、そのような中で最近の近くの市町村の例を申し上げますと、伊豆大島では海岸線をトレーニングコースとしてカラー舗装しまして、そのような整備をしていると。それから、大井川流域の島田市では、大井川の河川敷に公認のマラソンコースを整備しまして、2年ぐらい前でしたか、亜細亜大学がそのトレーニングによりまして箱根駅伝で優勝したというような経過がありますが、本町ももう少し受け入れ態勢を整備しまして、県外の高校や大学、それから実業団の合宿を検討する考えはあるのかということをお聞きしたいと思います。

それにつきましては、私にはちょっと知り合いがいたものですから、そういう条件を私なりに聞きましたところ、合宿等で一番問題になるのは食事ということですが、実業団の場合ですと管理栄養士を帯同するというので、そういうメニューに沿ってやっていただければ民宿等でも合宿は可能だと。現実的には大島等ではそういうようなことをしているというよ

うな実業団も聞いております。

それから、もう一つは、いわゆる先ほど申し上げましたように弓ヶ浜が往復2キロ強ございますが、長距離ランナーが足首とか腰を痛めた場合は、砂浜でリハビリをやりながらトレーニングを積んで、下賀茂温泉を利用してやるのが効果があるというような考えがございます。そういう形の中で、先ほど言いました合宿の誘致等の考えがあるのかお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町には弓ヶ浜や下賀茂温泉に代表されるように、スポーツ合宿に活用できる資源があるわけですが、これらを活用した町外からのスポーツ合宿誘致についての考えはということですが、本町の観光産業の現状については、先ほど説明したとおりでありまして、歴史的遺産の活用はもとより本町の温暖な気候や環境、そして練習で疲れた体をいやしてくれる、今言われた温泉を活用したスポーツ合宿誘致等による誘客増を図ることが必要であると思います。

本町におけるスポーツ合宿について見てみますと、武道館や差田グラウンドといったスポーツ施設の整備が行われた後は、学生による武道や野球、サッカー等による短期合宿が春と夏に行われております。また、湊地区では首都圏の学生による春のアーチェリー合宿が盛んでしたが、近年では一、二軒の民宿が合宿の受け入れを行っている程度で、合宿件数は減少傾向にあるようであります。このアーチェリー合宿の減少の要因につきましては、首都圏近郊の千葉や神奈川県に専用の施設が整備され、近くて安い経費で練習ができるようになったためというふうに思われます。そこで、合宿誘致先進地のスポーツ合宿誘致アンケート調査について調べてみました。その結果が次のようなことが報じられております。

まず、1つとして、合宿場所は快適な気候で練習で疲れた体をいやす温泉があり、心身ともに快適に過ごせるところ、それで2つ目が練習施設、宿舎については合宿に適したスポーツ施設が完備され安価な宿泊コストであること、それで3つ目が、合宿対象競技では野球、サッカーがトップであり、合宿誘致成功事例としては陸上長距離が最もいいようであります。そして、4つ目が合宿誘致ターゲットは実業団、高校生以下の学生、大学体育会系の学生の順であり、合宿誘致成功事例としては実業団、大学生、高校生以下の順であります。

以上のアンケート結果から、本町におけるスポーツ合宿の実情がうかがえるところであり

ますが、低迷する本町観光産業の浮揚策として、温泉、白砂青松の弓ヶ浜や既存体育施設等の有効活用を図りながら、さらにスポーツ合宿誘致を推進していかなければならないというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔 2 番 谷 正君登壇 〕

2 番（谷 正君） ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） ここで10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

横 嶋 隆 二 君

議長（渡邊嘉郎君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔 11 番 横嶋隆二君登壇 〕

11 番（横嶋隆二君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

今回の議会は7月29日に行われた町議会議員選挙後、初めて行われる議会であります。同じ日の7月29日に参議院議員選挙が行われて、自民党、公明党の安倍政権は国民の批判を大きく受けて大敗をしました。ここにはマスコミ各社の世論にもなっておりますが、地方の格差、これが大きな広がりを見せて、そうした国民の声が批判を増大をさせていったと。結果的には安倍内閣は所信表明をした後、総理大臣そのものが辞任を表明すると、こういう流れの中で今日の議会があります。

私は、南伊豆町の今置かれている現状も国の格差を広げている小泉改革のもとにあって困難さはあるものの、町民の声、国民の声に基づいた町のあり方を進めていく。このことを基

本にして一般質問、そしてまちづくりに取り組んでいく所存であります。

最初の質問ですが、選挙の原則と投票所についての質問であります。

この質問は、選挙管理委員長に質問を提出しておりますが、本日残念ながら出張で日程がとれないということで、今日の答弁は選管事務局の書記が来ておられますが、非常にこれは重要な点なので、12月議会にも選管委員長の考えを改めて問いたいと思います。

問題は、投票区が県会議員の選挙以降、今回の選挙もそれまでの投票所からいきなり8つの投票所にこれが減少するという中で、特に身近な町議会議員を選ぶ選挙、また身近というか、生活の根幹にかかわる国の国会議員を選ぶ選挙で遠くて歩いて行けない。高齢者が多い南伊豆町のそれぞれの地区で遠いところは10キロ未満、そういう状態が数多くつくり出されてきました。この投票区の見直しに関しては、昨年9月に選管から案が出されまして、無作為抽出のアンケート等々やられてきましたが、この中で投票区を見直しをしても投票率を下げないようにする。そのための方策をるる述べられてきました。これは過去、広報に報道されて報告をされてきましたが、今回の選挙で投票率は前回の選挙と比べてどういう状態であったのか。その点について町議会議員の選挙も含めて、国政選挙の投票率の変化を答えていただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この件は選管の事務局の書記の方から答弁させますので、よろしくをお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 私は選挙管理委員会の書記長を授かっていますので、本日、先ほど議員おっしゃるように佐藤委員長が出張のためには出席できないということで、委員長から書簡を預かってまいりました。それを、まず初めに朗読させていただきたいと思います。

選挙管理委員会の委員長の佐藤でございます。当委員会に対しましては、ご質問いただき、貴議会からも出席の打診がございましたが、本日はあいにく選挙管理委員会の研修日の日程と重なり出席できませんので、書記長に私の考えを書簡として預けますのでご了承いただきたいと思います。

回答に先立ちまして、7月29日執行の選挙におきましては、選挙違反等もなく明るくきれいな選挙が執行されたことに対しまして、選挙管理委員会を代表し御礼を申し上げるとともに、皆様のご当選を改めましてお祝い申し上げます。

さて、今回のご質問につきまして、結論からご回答させていただきますが、投票区の再編につきましては、選挙管理委員会において長年の懸案事項でありましたが、平成18年3月に策定された南伊豆町行政改革推進実施計画の1項目として、南伊豆町行政改革推進委員会及び町長から検討を付託されたため、本格的な検討を開始し、住民アンケート、意見聴取、意見募集、議会説明などを経て、本年1月30日実施の選挙管理委員会において決定したものでございます。

まずもってご理解いただきたい点といたしまして、南伊豆町行政改革推進実施計画におきましては、行政改革の実施項目の一つとして挙げられておりましたが、当選挙管理委員会において審議させていただき段階におきましては、経費の削減というための投票所の削減という観点ではなく、投票所の削減を含めた投票区の見直しとして選挙の自由、公平性を中心とし、法律についてもあわせて調査、審議、検討を行ってきた次第であります。広報等で数回取り上げていただき、町民の皆様にも随時検討状況を報告しながら審議を進めてまいりましたが、自動車の普及、産業構造の変化、生活圏の拡大、選挙費用の削減など多面的な観点から審議を行ってきた次第でございます。

個別のご質問に対するご回答につきましては、書記長の方から説明をさせていただきますが、再検討の意見につきましては、ご承知のとおり選挙管理委員会は合議機関でございます。本日の段階では貴重なご意見として賜らせていただき、次回の選挙管理委員会におきまして各委員に申し伝えます。

このような委員長からの書簡を預かってございます。

続きまして、今回の投票率の経緯ということでございます。

ちょっと投票結果の表を皆様にお配りをしたいんですが、よろしいでしょうか。資料を配らせていただきたいと思います。

〔資料配付〕

総務課長（鈴木博志君） 資料は届いたでしょうか。それでは投票率の変化の分析ということでちょっとお答えいたしまして、投票率の変化につきまして、近年の状況を取りまとめました。資料を今お配りをしましたけれども、ごらんいただきましてわかりますとおり、資料ナンバー2、町議会議員の選挙で見まして、最低投票率と今回なってしまいました。町議会議員の選挙につきましては、平成3年執行の選挙では91.57%と非常に高い投票率でございました。続いて、平成7年がこの選挙でも90.25%と90%台を確保してございます。平成11年執行の選挙で初めて80%台に下落をいたしております。88.36%と1.89%の下落でござい

ました。平成15年の選挙では84.69%と3.67%、また今回の選挙では79.07%と5.62%下落という結果です。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 1 番（横嶋隆二君） 投票率がこの間配られた広報にも出ていますけれども、平成15年執行の選挙に比べて、5.62%と非常に大きな率で下回っていると。アンケートの答えでも、これは選挙人名簿から500人を無作為抽出して回答率が58%だったそうです。先ほどの説明で投票所を減少した理由が自動車の普及、交通形態の変化、そういうことを言われていたが、同時に行革委員会でそういう答申がなされたということと言われましたけれども、実際に投票率が減った背景には、現場で私どもも町じゅうでお年寄りの皆さんから、今までは公民館で、公会堂でやられていたんで気軽に歩いて行けたけれども、遠くて歩いては行けないと。交通手段が実際にはない人の切実な声を聞きました。また、いわば相乗りをして投票に来ればいいのかと、そういう声も一方では聞きましたが、私はいわゆる選挙権の行使をどうやって保障するかという問題は、先ほど出た根本的な理由ではなくても、行財政改革委員会での答申が出たということが一番の柱で、経費削減ということが執行の柱というんですか、そこにあるのではないかというふうに思います。本来、投票所というのはだれもが自由に投票権を行使できる、車を頼まなければ行けないということ自体、それ自身が自由な投票を阻害する要因となるというふうに考えます。

そうした点から見て、日本で普通選挙法が施行されて半世紀強たちましたが、こうした事態はゆゆしき事態だと。人口の割合からしても、各近隣の町村のデータが議会の全員協議会で過去にかつて配られましたが、選管事務の方では今の南伊豆町を8投票所にしたこと、この経緯を語られましたが、近隣の町村で行革なり何なりでこうした検討、再編をしたところがあるのか、その点を1つ質問をいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 近隣の市町の状況ですが、現在投票所の削減をしたということは聞いてございません。ちなみに賀茂地区の市町の投票所の数を参考までに申し上げますけれども、下田市が22です。東伊豆町が9です。河津町が11、松崎町が15、西伊豆町が11投票所となっております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） この近隣市町では私も担当から直接資料をいただいて、これは平成18年12月6日にもらった全員協議会の資料でも各市町の投票所の数が出ておりますが、各賀茂郡下、近隣の町村の人口、投票区人数、それと区域の状態と姿勢の状況、それと南伊豆町の投票区の問題については、どのような所見を持っておられるか。持っていなければあれなんです、その点簡単に教えてください。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） まず、憲法には選挙権の保障という部分でございますと、これまでの投票区から見ますと、極端に削減されたという投票区の数として考えられますけれども、国では投票所までの距離というものを、おおむね3キロメートル以内が望ましいという形になってございます。今回一部の地域を除いてはおおむね適正であると、3キロメートル以内という形になっているかと思えます。一部数地区におきましては、3キロを超えているという状態が生じてございます。それと投票所の施設とか、その状況とか、投票に運営に関する必要な人員の状況とか、そういったものをかんがみて、投票区の削減の方向で審議が進む中で、審議の初期においては、当初14地区といたしまして、14投票区という形で再編案というものが示されました。そういったことにつきましては投票区割の妥当性に非常に欠けるという部分で、公平性の観点から現在の8投票区という形になっているものでございます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 3キロ未満というのは投票選挙人がどういう状態で3キロ未満なのか、その点は解釈ありますか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） そのような解釈は特には記載ございません。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） この間の議論でも出ていますけれども、南伊豆町は全町的に高齢者が33%、34%になっているかな、高齢者が多い地域で3キロ未満、これを健常な人間でも3キロ歩くとすれば小1時間かかるわけですね。それがそれをもってして選挙権の保障が現状

できているというのは、これは余りにも無謀であると言わざるを得ません。私は賀茂郡下の各自治体を隅々まで歩いておりますが、例えば下田市は面積104.7平方キロ、投票区は22、ここは人口密度は254人です。地区の数、これはいわゆる一般の大字、集落ということではなくて、郵便番号帳、郵便を配達する際に郵便番号も載っておりますけれども、いわゆる小字、大字を含めた数はどうかというと、下田が39、東伊豆は人口は南伊豆の倍近くありますけれども、面積は約78平方キロ、投票区は9カ所、ここは人口密度が195人、面積が広くても集中しているところがありますけれども、これで先ほどの地区数、下田39に対して6番号区なんです。集落が非常に固まっていると。河津町は面積が100.7平方キロ、これは一番人口密度が郡下で低いです。投票区は11、人口密度は82人、しかし、地区数は16ということです。松崎町は85.2平方キロ、東伊豆に次いで2番目ですけれども、投票区数が15、人口密度が95人、地区数は23、西伊豆町が合併をして面積100.5平方キロ、投票区数は11、人口密度は98人で郵便番号の地区数は7です。大体松崎町の三浦地区、1つの区域に投票区があります。山の中の富貴野の手前の門野という42世帯のところにも1投票区が設けてあります。西伊豆町も奥の方の仁科から離れた大沢里、白川、禰宜之畑、それぞれ1つずつ投票所があります。

南伊豆町は郡下の中で面積が一番広い110平方キロ、一番一筆書きで歩きにくい地域であります。一筆書きで歩くと百数十キロ、あるいは120キロぐらいになりますけれども、ここがかつて投票区数が22あったのが、今8です。人口密度が90人、郵便番号簿で出ている地区数というのは35あるんです。下田に次いで多い地域であります。これを8つにしたということは、どんな理由があったとしても投票権の保障は、これが追いやられてしまったということとを指摘せざるを得ません。お年寄りの方々からも切実なそういう声を受けてまいりました。この点を見直しをすべきであるというふうに思います。ましてや行革の大綱として出ているということでもありますが、書記に載っておりますが、いわゆる選管事務局、それと行革大綱をつくった役場の担当というのは部署は同じですか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 同じでございます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 今、確かに町の財政問題で、これは一筋縄ではいかないことはあります。これは単に町だけの問題ではありません。もちろん過去に乱脈財政運営があったということ、この点での指摘は別問題であります。国が地方切り捨て政治をやっている、その

影響が町村に来ている。そのしわ寄せの中でも、だからといってそうした政治、町政にしても、国政にしても、町民、国民、有権者がこれに対して正しい判断や、あるいはその最大の政治を左右することになる選挙権の行使の権限を狭めることがあっては絶対にならぬ。むしろ広げることが求められるものであります。どんな人でも投票に行くと。その観点がなければいけないし、ましてやいろいろな問題があっても、行革の観点からこうしたものがやられてしまったら、本末転倒であるということ指摘せざるを得ないのであります。この点をぜひ選管書記の方から選管委員長の方に伝えていただいて、見直しをしていただくよう進言をしたいと思っております。その点、答弁をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 議員おっしゃる見直し等につきまして委員長に報告いたしまして、次回の選挙管理委員会で審議して下さるように進言いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） この点で、もう一つ、投票のあり方ですけれども、今回町議会議員の選挙のほかに参議院の選挙で比例、そして選挙区の選挙がありました。一部で投票権を3つ直接いただいてから、混乱があったということも聞きました。開票事務をやっていても、立ち会いをやっていてもそういう場面に出くわしましたが、この点、この項目の時間が余りありませんので、1枚1枚、1つの選挙に対して1枚、選挙人にこれを渡していく。この原則はきちりと守った上で混乱を来さないように進める。この点も改めてご検討いただきたいと思うんですが、その点はいかがですか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） ご回答します。

投票方法のあり方という形で、確かに今回の選挙は参議院が2つの選挙、町会議員と3つの投票用紙が配られていました。選挙管理委員会の事務局でも、直前までどういった方法が一番いいんだろうかというのを検討いたしました。今、議員のおっしゃるように3枚一緒に渡すというのは、参議院の比例代表の投票用紙が白い用紙、町会議員の用紙も白い用紙、印字は黒と赤と違うわけですけれども、よりそこのところで戸惑わない、間違わないようにという形で、直接会場の記載台の前近くに投票の方法を説明する職員を配置いたしました。投票箱にそれを投函するという形で、次に行きまして、間に2人の職員の配置をいたしまして、極力間違いのないような形をしたわけですけれども、今後もそういった形につきましては、

コストの軽減ということも考えられますから、今後、今回の経験を生かして、また善処していきたいと、このように思います。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） ぜひ本来、1選挙で1投票ということ区切りをつけるということは、やはり原則だと思うので、これを述べておきたいと思います。

あと直接の答弁ということではありませんけれども、投票所が身近なコミュニティとかで行われていたときには、それほど問題になりませんでしたけれども、やはり距離的な問題が相当あるもので、そちらを数の問題で言いましたけれども、いわゆる体の不自由な方が投票できる、その場所の設置も改めて見直しをして、今後、選挙の投票に生かしていただきたいというふうに思います。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今回8投票所に設置するにあたっては、お体の弱い方等ということに配慮したつもりでございます。中にはスロープをつくるとか、今回の選挙でやったケースもございますけれども、第8投票区の東中の体育館でございますけれども、あそこの階段が非常に急な長い階段があるというようなことで、今回、お年寄りのご意見を伺いました。これにつきましても、選挙につきましてもまた善処していきたいなというふうに考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 五十鈴浜公民館の場合に、私が直接見たのはバリアフリーできちっと対応してもらっているところもありましたけれども、これは現状の箇所を是認することではありませんし、投票所の数はきちりふやして投票権を保障する。そのことを改めて申し上げた上で、ぜひ見直しをしていただきたいというふうに思います。この項目は以上です。

次は、住民の声と共立湊病院のあり方であります。

この7月29日投票の選挙で、町民の一番の関心事になったのは、やはり命のかなめである共立湊病院のあり方であります。これまで病院議会や、あるいは病院の検討委員会の報道などでも、また病院の運営の当事者の中でも病院を移転をする。そういうことが語られて、町民の間ではそれに対する関心と不安、そして何としても病院を残してほしい。南伊豆に残してほしいというそういう声は私だけではなく多くの議員、候補者がこういう声を一心に受け

て選挙を戦ってまいりました。

改めて病院管理者であり、同時に南伊豆町の住民の生活に責任を負う南伊豆町長の共立湊病院、現所在地存続での住民の声を受けた取り組み、これについての見解をお答えしていただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

老朽化や交通の便、いわゆる動線の長さ、こういったことで使い勝手の不便から病院建物の建設及び医療内容の充実などを協議、検討する共立湊病院建設検討委員会を平成15年に設置し、議員もご承知のとおり現在まで6回の委員会が開催されてまいりました。

最近の委員会の内容につきましては、現状分析、それから病院を新設とした場合の基本方針、病院を新設とした場合の今度は候補地、新病院の経営形態、こういった項目について検討しておるところであります。

また、本町議会におきましても、共立湊病院を公的病院として現所在地で存続、充実を求める決議が三度採択されておりますように、南伊豆町民にとっても土地の広さ、そしてまた恵まれた環境の病院、こういった中での病院の充実存続を要望されておりますことを私、管理者、そしてこの地元の町長としてよく念頭に置きながら、今後も建設検討委員会に臨んでまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 町民の声をしっかり受けとめて取り組んでいくと。また、議会の三度の決議を念頭に受けて取り組んでいくという確固とした立場を表明されたわけですけれども、この検討委員会の中ではさまざまな議論が出されます。あるいは、今の公立病院ではなく民設ではどうか。これは8月の共立湊病院組合の議会の後の新聞報道でも一部報道されましたが、そういう議論があることも確かであります。

しかし、私は先ほども国との関係で言われましたが、補助金をつける、つけない。これまで公立病院に対しての建設には補助金をつける。しかし、それが制度を変えてそういう方向をしなくなった。いわゆるやれなくなる方向をつくっておいて別に道を開く。そういうことが流れとして、この間あることをしっかり見抜いた上で、今の共立湊病院が公立病院、指定

管理で委託をしていますが、開設者が地方自治体であるということで、病院の運営に対して一定の限界はありますけれども、一定の監視の機能とそして住民の声を診療に反映させる、一定の取り組みをする、そういう役割を持っているというふうに認識しております。

こうした点、町長は今の公的な病院のあり方の問題、この点をしっかりと守って進めていく決意を持たれているのか。また、そうした上で先ほどの病院の建設検討の問題で、もう一つ近隣市町村も含めて財政事情が潤沢ではないときに新病院を建てるのではなく、耐震補強をしてこの問題を解決をして、むしろ診療内容、これを充実していく。このことにこそ心血を注ぐべきではないか。検討委員会の議論そのものも、いわゆる病院の診療内容の充実、本当に公正で明るい病院運営、こうしたことが課題だと思いますが、1つ、公的な病院の存続の問題、もう一つは耐震補強での病院の診療内容の充実、この点で町長の見解を伺いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、1点目の公設病院ということでありまして、今いわゆる公設民営ということで、協会に委託してこの病院を運営しております。やはりこの原則というのは、私は今後も当然のことながら、たとえ建てかえであろうと考えていかなければならないというふうに基本的には思っています。

ただ、今、議員が言われたように建てかえとなると、やはり相当額の補助等が従来ありましたけれども、今それがほとんどなくなってきているという現状もありますので、そういったことをよく踏まえながら、建てかえについてはやはり我々としては検討すべきではないか。ただ、今の公設民営というのは、基本的にはやはりそういう線でいくというふうに私は今の時点では思っております。

それから、耐震補強でありますけれども、現在の共立湊病院は鉄筋コンクリートづくりの5階建ての入院病棟が昭和45年度の竣工であります。既に37年ほど経過をしております、外来棟が築35年、病院事務所、婦人科等がある管理棟は25年が経過をしております。現建物は昭和56年の建築基準法施行令改正に伴いまして、昭和58、59年度に耐震補強工事を実施をしております。その後、平成12年度に同施行令が改正をされておりますが、それに伴う耐震診断は行われておりません。

現在、県では静岡県耐震改修促進計画を策定をし、大勢の者が利用する特定建物等で災害時の拠点となる建物として公共施設や病院、診療所を指定し、その耐震化に向けた目標設定

を定めておりました、これが平成27年度までに耐震化率100%を達成するとしております。共立湊病院組合に設置された建設検討委員会の中でも、耐震補強工事を含む病院建設の検討がなされております。今後も建設検討委員会の検討結果をよく見きわめ、対処していく所存であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） ぜひ耐震補強、物が耐用年数等々言われますけれども、新しければすべていいという問題ではありませんし、最少限の費用で最大の効果を上げるというその点で、ぜひ詰めていただきたい。

病院に関して、もう一つ、災害拠点病院の設置の問題についての質問であります。

8月30日に東海沖地震を想定した問題で、半島は土砂崩壊、道路寸断で孤立するということは前々から言われている予測の範囲であります。これは国からの支援で、今回海上自衛隊、ホーバークラフトが上がったりしましたけれども、やはりそうした災害拠点の病院、現在では伊豆半島の設置では順天堂大学病院しかないと思いますが、いわゆる半島先端地域、ここが孤立するおそれというのはあるわけです。そうした点で、やはり共立湊病院が果たす役割というのは非常に大きいと思います。客観的な立地条件を見ても、陸が寸断されても海からのアクセスもできるという点からの観点も持つ必要があると思いますが、災害拠点病院の、これは指定ランク相当重い、単なる中核病院ではない役割になるんですけれども、それに準じるぐらいの観点を持った共立湊病院のあり方を考えなければいけないと思いますが、その点、検討あるいは医療圏の中でのご意見が出ているのかどうか。その点を答弁していただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 災害拠点病院の設置でありますけれども、これは平成8年5月に阪神淡路大震災の教訓から、災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るために、各都道府県知事は災害の拠点病院を整備して、そして指定する旨の通達が出されました。都道府県に原則1カ所の基幹となる災害医療センター、2次医療圏に原則1カ所の地域災害医療センターを指定するもので、県下では基幹病院として県立総合病院を指定して、地域の災害拠点病院として18病院が指定を受けております。

近隣での災害拠点病院は順天堂大学医学部附属静岡病院、三島社会保険病院、国立病院静岡医療センター、沼津市立病院が指定を受けており、伊豆医療圏では指定を受けた病院は残念ながらございません。平成6年9月に策定しました東海地震等に対する南伊豆町医療救護計画の中で、救護病院として共立湊病院を指定しております。また、平成14年1月に賀茂地区1市5町1村で、各市町村医療救護計画に基づく医療救護活動を実施する必要性が生じたとき、共立湊病院に救護病院を開設する覚書を共立湊病院と締結し、重症患者の収容と処置及び中等症患者への処置、災害拠点病院への患者移送手配などを行うこととなっております。

町民はもとより圏域住民にとりまして、東海地震等の大規模災害が想定される中、早期に災害拠点病院の指定が望まれるところでありますが、災害拠点病院の指定を受ける各種要件をクリアするための膨大な設備投資が伴いますので、共立湊病院組合運営会議、建設検討委員会及び組合議会等で大規模災害に対する病院のあり方を協議してまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） この点は最後に要望ですけれども、同じ半島地域である千葉県は、半島先端に近いところですね。鴨川市に3次救急医療がありますけれども、伊豆半島は先端地域、半島南端にありません。南部にはありません。こうした点を郡下の財政力が自治体全体合わせても弱いわけですから、県に対してこういう要請を行う。このことが大事な住民の生命、財産が預かる大事な考え方ではないかなというふうに思います。ぜひそういう姿勢をとっていただきたい。

次の質問に入ります。

議会のテレビ放送と情報公開、行政のあり方と町政懇談会のあり方についてであります。

この1つは、テレビ放送に関しては、これまでも質問してまいりました。町長は検討するという事を議会でも答弁されましたが、この議会でも1日目の質問でテレビ放送に関しての答弁がありましたけれども、これは総務課長より企画調整課長ですかね、これに関して検討をどういう段階までしたのか。これをまず簡単に答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） この件に関しましては、昨日も説明させていただきましたが、検討ということですから、元来その前のこの本会議でも質問がございました。そういった中で担当課としましては、要するに現在の財政状況等々を踏まえて、非常に難しいのでは

なかるうか。というのも財政状況に限らず、実際に町内の共聴施設が現在、統一されておりません。その町内の共聴施設が統一されていないところを一本化するというようなことは非常に難しいと、このように考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 町内共聴施設の本一化というのは、これは電気屋さん等々との懇談というのはされた上での話なのか。もう一つは、財政的に大変というのはどういう考え方をして大変なのか。その点を答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） まず、1点目のいわゆる電気屋さんとの懇談ということですが、実際には電気屋さんとの懇談はしておりません。ただ、私どもの方でそういうことを電話あるいは本人に聞いた経過がございます。そういった中でそのような判断をしております。

それから、2点目の財政的にどういう観点かということですが、実際に幾らかかるのかというのは調べてはございません。ただ、昨日も申し上げましたけれども、長野県原村ですか、あの関係等々を見て市勢の状況、あるいは共聴組合との状況を本格的に調べたわけではありませんけれども、相当のお金がかかっている。さらにランニングコストですか、その後のいわゆる予算もかかる、経費の関係等々を見て非常に困難であるというふうな形で考えております。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） わかりました。大体検討内容というか、要は町長が議会のテレビ放送というものの意味するところをどういう感じでとらえているのか。いわゆる町内に自主的に町単独でテレビ局をつくって大々的な設備投資をやると。そういうことももちろんありますでしょうし、私たち去年原村に寄ったのは、テレビ放送の視察ではなくて、自立のまちづくりで寄ったんです。ここはインターネットのホームページも外部委託をしております。企画の職員が自分でホームページを立ち上げて、そのお金は南伊豆町は数百万かかっておりますが、やっています。テレビ放送の施設に関しては、立派なものでお金がかかり過ぎるし、

合わないものだというふうな思いで見えてきました。

問題は、町民の皆さんが知りたがって、あるいは町、私たちの声を聞いてくれ、あるいは議会の様子を知りたいというのはありのままを見たい。もちろん録画でもいいわけですし、現に下賀茂テレビはべらぼうな設備を持たなくても、これを町民に還元をしていると。限られた区域でありますけれども、この町民の願いをどう具現化するかというところで、私は何も町立のテレビ局をつくれとかそういうことではなくて、できる可能なところからやると。現に民間で下賀茂テレビがやっていることを、これだけ地域が散在している南伊豆町の中で、電気屋さんが苦勞して顧客をつくってきた。こうしたことにもちろん敬意を表しながら、またそういう権利を保ちながら、町民の議会のあり方、自分たちの生活の大事なことを決めていく、こういうことを知りたいときにどうこたえていくかということでの知恵の出し方が決定的に足りない。それは首長、鈴木町長が選挙のときに公約をしましたけれども、もうちょっと細かな点で具体的に、例えばテレビもそうですし、インターネットテレビ中継であれば、やろうと思えばできるんですね、ホームページを開設してありますから。そういうことも含めて情報をやはり積極的に出していく。

最近、ホームページが動き始めていますが、積極的に情報を住民に出す。もちろんインターネットの場合はアクセスできない高齢者のみならず、なれていないとアクセスしにくい。そういうこともありますけれども、録画状態でこれが記録されることがありますから、同時に事業者さんに行政が例えば第三セクター、一部出資をして行政情報を流していくという点で、辺地難聴解消共同受診施設も、これは東海総合通信局の制度でありますけれども、こうしたことに一定の助成をして民間の業者の皆さん、これは広告収入等々営利事業もできるわけですから、そうした点でのこの研究を町の方からできるのではないかと。

ちなみに、原村有線放送の近隣の諏訪6町村の中でのエルシーブイという有線テレビの会社の一系列に議会のものを流しているということで、あんな設備投資しなくても最小限のものでいわゆるこの真髓を伝えていく、その気持ちがあるかどうかで仕事ができる。そのことを言いたい。テレビ、ぜひこれはそういう点で改めて立ち入った調査が必要だと思いますが、町長いかがですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） このテレビ放映の実現化ということは、なかなか技術面等で、そのノウハウというか難しい面、我々素人ではなかなかわからない、理解できていない面もあり

ますので、そういう面につきましては、今後担当課の方からよく命じて調査をしたいと思えます。ただ、今言われる情報提供、いわゆる町民の皆さんがこういった議会をもっとつぶさに知りたいということですが、これは例えば先日私も申し上げましたけれども、今できることとすれば下賀茂テレビが放映されておりますけれども、テレビ組合のビデオを例えばリースで、あるいは買い取りでということも当面はできるのかなという思いがしておりますので、そういうことを広報等でお知らせしながら、情報提供については考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） あらゆる方策を考えて情報を伝達するという事です。次に入りますけれども、議会後に開く町政懇談会がありますが、これもこれまで町政懇談会、前執行部の中で経験をしてきました。問題はあり方、本当に正確な真摯な情報をやっていくのか、あるいは場合によってはプロパガンダというか、世論誘導的なものになる、そういうおそれもなきにしもあらずなんです。これは次の市町村合併の問題とも絡みますけれども、町が残るかそれか。そういう問題のときに、かつての町政懇談会では南伊豆町が破綻すると。財政見通しでも一般会計が平成17年度に1億3,900万の赤字、平成18年度には5億5,000万の赤字、19年度には4億9,000万円の赤字で、南伊豆町破綻するから合併だと。こういうことが町政懇談会でやられて議論がされてきた。実際には平成18年度でそういうことにはもちろんなっておりませんし、決算を審議する最中ですが、要はありのままの姿を町民は知りたがっている。こうした問題を真摯に伝えていくという姿勢、それと町民が本音を言える、たくさん担当の課長さんを前にして質問をするというのは、私たち議員でもこういう場に立って緊張するわけです。一般の町民の皆さんでしたら、本音を言うというのはなかなか難しいわけです。ところが、人間の社会は実際には建前の問題はあるけれども、本音で動かなかつたら物事がよくなったりはしないわけです。建前でこれがずんずん進んでいったら、本音のところでは生活が苦しくなる。これは現状を反映しているわけですが、そういう点を含めて町長、町政懇談会で町民の声が気楽に出されるということ。

それと、今回の町政懇談会では合併の問題、これは合併の問題というよりはシミュレーションが提起されました。シミュレーションというのは、これは賀茂地区の財政シミュレーションですね、合併したらどうなるか、こうなるか。これは県が平成17年10月18日にも静岡県

下の各自治体の問題で合併のシミュレーションを出しています。17年10月に出した合併のシミュレーションというのは実態と合わない。県のホームページからも、この間の一般質問で繰り返し言っていますが、削除されています。想定したシミュレーションでの問題が、すぐさま町の方向性をつくるというふうにはならないというふうに思いますが、その点の町長の見解ですね。それで、むしろこういう財政シミュレーションがつけられたならば、その条件をきちんと勘案して、町長もこれまでの答弁でもなされましたように財政計画、いわゆる赤字になるような財政を、シミュレーションがあったとあって、そのとおりにするような愚行というのはあってはならないはずですし、その点をちょっと次の項に移ってまいりますけれども、答えていただきたい。

もう一つ、続けて申しわけありませんが、8月21日、静岡県の市町議員の研修会で、関西学院大学大学院教授の小西砂千夫さんという方が講演を行いました。「市町村合併のすすめ」という本を書いた方ですが、この方が地方分権には毒まんじゅうがあったと。食ってはならないものを食ってしまった。そういうところもあったという、いわゆる会議に出席していた同僚の教授の言葉を紹介しながら地方分権の講演をしました。この会合の場では合併のすすめはしませんでした。こういう点から町長、財政シミュレーションの問題、そして合併の問題のあり方に対する対策、町長の見解を最後に質問して終わりにします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず最初に、町政懇談会は先日もお答えしましたように、現在議会が終わった10月の初旬から11月いっぱいにかけて10会場を予定しておりまして、合併問題が中心になりますけれども、町民の皆さんのお考えを聞くと、説明しながら各地区を回ってまいる予定であります。また、これまでの手法を踏襲したいと考えておりますので、当然全戸配布、あるいはチラシ、同報無線、こういった面での広報、新聞報道等も従来どおり行っていきたいというふうに思っております。

それから、財政シミュレーションでありますけれども、この財政シミュレーションは合併調査委員会で合併後の新市のシミュレーション、そしてそれぞれの市町の独自のシミュレーションができております。しかし、これは議員もご承知のとおり、従来のそれぞれの市町のある程度の実績に基づく過去の数値が用いられておりますので、このシミュレーションがイコール今後のそれぞれの市町のシミュレーションには、ある意味ではならない面もあ

ると思いますので、その辺は地区懇談会でもよくご説明をしますけれども、我々としては町独自の今、財政計画の見直しを行っておりますので、それに基づくシミュレーションも当然のことながら、これも先日申し上げましたけれども、説明するというような考えであります。

いずれにしても、財政シミュレーションでは本町はしばらくの間、単独では運営ができるような数値になっておりますけれども、各市町の財政状況を統一的な手法によって策定せざるを得ないために、先ほど申し上げましたように、評価ができ上がっているシミュレーションについては難しいというのが今言えると思います。

それから、先ほど言われたいわゆる合併した場合の事例というか、結果を今、横嶋議員は言われたと思います。地方分権には毒まんじゅうという形で言われましたけれども、ただ、合併そのものが、まだそれぞれの市町でここ数年しかたっておらない現状にありますので、我々はいろいろな風評を聞きます。合併してよかったな、あるいはこんなことが困ったな、悪かったなということも聞いております。そして、前の説明会のときにも県の方から言われましたけれども、合併というのは即効、いわゆる合併して即その年から、あるいは翌年から効果があらわれるというものではないということも言われております。私も確かにそういう考えはしております。

ただ、この地方分権が進む中で合併問題については、当然我々としてはもう早急に考えていかなければならないという基本的には考えでありますので、今後も伊豆半島にあっても最寄りの合併が実施された新市の状況であるとか、県下の状況、あるいは国の各自治体の状況もできるだけ把握をしながら、今後合併については検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 1 番（横嶋隆二君） これで私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

清 水 清 一 君

議長（渡邊嘉郎君） 6番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それでは清水清一、質問させていただきます。

まず、1つ目といたしまして、町の貸借対照表の公表ということでございます。

今、先ほど町の合併について話が出まして、その中で財政の状況をやはり把握していく、あるいは町長も言われたように健全化していきたいということを言っておられましたけれども、その中でこの町の財政状況をわかるためにもバランスシートが必要ではないか。また、行政コスト計算書、いわゆる損益計算書が必要ではないか。これも平成13年に総務省で各地方自治体の財務諸表として普通会計のバランスシート、貸借対照表、そしてまた行政コスト計算書の総務省モデルがつくられております。このバランスシート、貸借対照表では平成17年度決算は全国の市町村の60%、ですから、今回18年度の決算でございますけれども、どのくらいつくられたかわかりませんが、4分の3の地方自治体が多分つくられているのではないかなと考えます。

また、行政コスト計算書については、平成17年度の決算では全国の40%の市町村がつけられておられます。こういうのを考えるときに、南伊豆町でも財政状況を正しく理解するためにも、この貸借対照表、行政コスト計算書を開示してもらった方がいいのではないかなというふうに考えますが、町の方としてはどういうふうに考えておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

バランスシートは、いわゆるある時点におけるそれぞれの資産、負債、資本、これの残高を総括的に対照表示して、そして財政状況を明らかにする報告書ということであります。そして、平成18年5月の時点では政令指定都市である静岡市を除いた県内の40市町中、27団体が既に作成済みであります。そして、これの今言われます公表ですけれども、これにつきましては、県内では作成済みの市町が27団体中、17団体が公表済みとなっております。

昨年9月の定例議会におきまして、清水議員から同様の質問を受けまして、県内の他市町におくれをとらないように、公表の義務化までには作成ができるようにと、その節はご回答をいたしました。義務化につきましては、国・県からまだ正式な通知はございませんが、バランスシート作成においてネックとなっておりますのが、いわゆる600万平米強の町有地の資産価値の把握ができていないという点であります。資産評価を行うとなりますと、時間の面

でも費用の面でも、ある程度のものが必要となってくることが推測をされます。他市町におきましては資産評価を行わないで、過去40年前後の決算統計をもとにバランスシートを作成しているとの話も聞いておりますので、今後より詳細な情報を集め、機能的なバランスシートの作成が効率的にできるよう調査、研究を進め、公表義務化に間に合うように作成してまいる所存であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 一生懸命町としてはやっているんだと言っていますけれども、土地の評価はちょっと難しいと言っていますけれども、総務省モデルでは結局、決算カードからやってきて、決算統計からやってきてよくなっているという市町村もあるという形があると思います。それがひいては土地の評価ができた段階で、またモデルの差しかえという形で話は変わってくるかもしれませんが、まずつくることが必要である。それによって町民に開示し、またあるいはその中で町民の方々に、このバランスシートが読める人はしっかり読んでいただけるのではないかな。そういう形を見て、その中からまた町当局、また議員の方々もこうした方がいいのではないかなという話がたくさん出てくると思うんです。そのためにもこの総務省モデルでもいいですから、バランスシートをつくるのがそんなに難しくないのではないかな。この賀茂郡下でも東伊豆町がつくっておられるという例があるわけでございますから、南伊豆町でもできない話ではないし、ましてや南伊豆町より人口の少ない由比町あたりでもつくっておられる。また、富士川町も1万ちょっとですけれども、つくっておられる。そういう形を考えると、これはできないはずはないわけで、公表をしないということは、何かおかしい数字があるのかなと逆に勘ぐってしまうようなところが出てくるような感じがします。

そういうことを考えたときに、町長、今義務化までにはつくると言われましたけれども、もう一回答弁という形でいただきたいんですけれども、どうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほどお答えしましたように、ほかの市町村におくれをとらないように義務化までには公表できるように、今準備を進めていきたいと思っています。

以上です。

もし必要があれば、担当課長に説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今、町長がおっしゃいましたけれども、義務化までにはということですが、いつ義務化になるかということは予想がつきませんが、先ほど町長から答弁がございましたけれども、土地の資産の評価という問題もございまして、確かに清水議員が言われます総務省のモデルというのがございまして、その辺の部分で資産評価しなくてもいい方法というのを模索しながら、随時検討していきたいなというふうに思っています。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） このバランスシートをつくれれば、その後すぐに行政コスト計算書が出てくるわけですから、このバランスシート、行政コスト計算書をつくるためにも、ぜひやっていただきたいと思います。このバランスシートをつくることによって、このバランスシートをつくった職員は、町の財政状況がよくわかってくるのではないかなと考えます。私も商売をやっていてバランスシートをつくったときに、金の流れはこうなっているんだなと。要するにそれまでの家計簿方式の単式簿記ではなくて、複式簿記で商売をやっていると、金の流れがこうなって、うちの商売の欠点はここだなというのが自分でもわかってきます。ですから、職員としてもこのバランスシートをつくってみることによって、どこがどうなっているのか。要するに複式簿記でやってみることが金の流れとして、単式簿記よりはわかりやすいと。よくいう現金収入によって物事の発生主義という簿記の会計原則があるんですけれども、そういうことを考えてみてやってみるのも、町の財政の運営ではなくて経営という形で、今後町の運営ができていくのではないかなと私は考えますけれども、このバランスシートをつくっていくことによって、町の運営が経営という感覚に変わってくると思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに今議員の言われるとおりで、やはり我々は公務員といえども経営感覚を持って町の行政運営を行うというのが基本原則でありますので、その点からもバランスシートを設けることについては、何度も申し上げますけれども、公開をできるだけ早い時期に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 次に、財政健全化に関する法律4指標の公表ということでございますけれども、国会で6月に法律が成立しました地方公共団体の財政の健全化に関する法律という中で、1つ目に実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目に実質公債比率、これは南伊豆町決算の処理にあたりまして十分だと思います。4つ目に将来負担比率の4つの財政指標を公表すべきということで国会の方で決まりまして、この指標を新聞等でも出ているところもありますけれども、いろいろ問題になっている市町村もありますけれども、そういう指標を町として早期公表すべきと考えますが、いつ公表されるのか。あるいは数字がわかりましたらお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この財政の健全化に関する法律の4指標は、今議員が申されましたように実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のことです。

この4指標について簡単にご説明いたしますと、実質赤字比率とは、毎年度の収入に占める一般会計の赤字の割合のことです。連結実質赤字比率とは、毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合のことです。実質公債費比率とは、毎年度の収入などに占める地方債の割合のことです。将来負担比率とは、毎年度の収入などに占める、自治体が将来負担する可能性のある債務の割合のことです。

このうち実質赤字比率は、以前から公表されておりました、平成18年度決算において、当町は8.10%で赤字にはなっておりません。

次に、実質公債費比率につきましても、18年度から公表が行われており、18年度に公表いたしました当町の実質公債費比率は、15年度から17年度の3カ年平均で10.8%、最近公表されました16年度から18年度の3カ年平均は12.1%となりました。

次、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、現在県の指示のもと、基礎数値の算出等を行いながら算出中でございます。自治体財政への監視事業を強化することで、財政危機の早期発見と健全化を促し、住民生活への影響を最小限にすることを目的としたものでありますので、近隣市町におくれることなく、これも公表してまいりたいというふうに考えております。財政健全化に向けての町民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願いをいた

します。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） この4指標の中の実質赤字比率と実質公債比率は、決算は一応出ていますけれども、その中で将来負担比率、自分なりにつくってみました、173と、決算書から見てつくってみましたらあったんですけども、この資料、私どもの数字の間違いかどうか分かりませんが、つくろうと思えば、この決算書の中から数字を抜き出せばつくれるわけです。これも県の指導もあるんでしょうけれども、指導でつくるのではなくて自分でつくってみて、それで県の資料と合っているかどうか。確認した段階で、これは大丈夫だという段階になれば、その職員は、あるいはその担当課としても、こういうふうになればいいということはすぐわかるわけですから、公表もできるという形にはなってくると思うものですから、そういうことをやはり私も一般質問で、ここ2週間ほど前に質問で4指標の公表というやつをしたわけですから、そういう数字が出ていないのはおかしいのではないかなと。わかっていて言わないのか、あるいはまだ県の指導があるから言えないのかどっちかなと。普通だったらやれば大体こういう決算資料から少しずつ引いてきてできるのではないかなと考えますが、担当課としてはそういうことをしてみたことはあるんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 町長の答弁にもございましたけれども、県の指示で概要の部分の数値をという形で担当の方は出しております。しかし、これも公表に値するかどうか、していいものかどうか、県の方もまだ確定をしてございませんものですから、町の方としてもまだ公表という形にはなってございません。県の方でそういった指標について、この2つの指標について、まだはっきり固まって詳細でも総務省の方で確定になれば、町の方も他の市町におくれることなく公表をしていきたいなというふうに思います。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 担当課内部でつくってみたということでございますので、えらいなことでございます。ですから、そういうこともしっかりやっていただいて、やってみただけでもこれは出来なかったと言っていたいただければよかったのかなと思います。

その中で、やはりこの財政に関するいろいろな指標があるわけでございますけれども、こ

の指標で見えない指標とか、多角的にこの指標を見て分析ができるのか。やはり経営分析というのは必要で、経営分析というのはいろいろ自分もそうでありますが、わかってくることがございますので、こういう指標はなるべく国のモデルとか、あるいは県の国の、方でもつくったらどうかという話が出たときには、ぜひともつくって、すぐ公表できるような公的な形をとっておいていただくようお願い申し上げます。1つ目の質問については以上でございます。

2つ目の質問に入ります。

2つ目、選挙投票所の統合結果ということでございますけれども、今、先ほどの議員の質問の中でもありましたけれども、今回投票所の統廃合がありまして、私も選挙の当事者でございましたので、町民の選挙の投票に関することに関して、多くの人からいろいろの話も聞きました。

今回、投票所が少なくなったわけでございますから、今回の投票で変化が大分出てくるのではないかなと。投票所のなくなった地区についての投票率が下がるのではないかなと思って考えていますが、前回の投票と今回の投票率で流れるにはそんなに差がなかったのかなと考えますけれども、この変化があったかということをお今日はおられませんから、書記長の方に理由と選挙管理委員会で分析しておられるなら報告をお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今回の清水議員の質問要旨に対して、選挙管理委員会の委員長の佐藤委員長から書簡を預かってございます。朗読をさせていただきたいと思っております。

7月29日の選挙の執行につきましては、国の情勢から予期せぬ同日選挙となり、また夏季観光シーズンの最盛期である7月最後の週となったことも含め、投票率につきましても非常に興味深く、参議院議員選挙の公示日となった7月12日から状況を注視しておりました。

参議院議員選挙におきましては、予定されていた日程の変更等にもかかわらず、町議会議員選挙との相乗効果によるものか、おかげさまをもちまして県下第1位の投票率となりました。また、前回の参議院議員選挙と比較しましても、約6.5%の増加となり、近年においては最高の投票率となりました。

しかしながら、町議会議員選挙におきまして、新聞報道にもありましたように、残念ながら過去最低の投票率となりました。委員会の力不足を痛感するとともに、選挙管理委員会を代表いたしましておわびを申し上げる次第でございます。

選挙の投票率等につきましては、さまざまな要因により変化するものですが、今回の投票

の再編もその一つであると考えられます。ただし、「低調なムード、事実上の信任投票」と新聞紙上において酷評のあった選挙戦におきまして、前回の選挙から約5.6%の下落である79.07%の投票率を保てましたことにつきましては、住民、有権者の皆様の認識の高さに感謝するとともに、立候補者の皆様のご努力に感服した次第でございます。

なお、分析結果等につきましては、書記長の方からご説明を申し上げさせていただきますということでございます。

今、議員の質問におきまして、投票率の変化の分析、あるいは投票所ごとの変化の分析ということのご質問でよろしいでしょうか。

それでは、投票所ごとの変化の分析ということでございまして、先ほど横嶋議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、この町議会議員の選挙におきましては、平成3年執行の選挙で、この表の2の方に91.57%、非常に高い数字でございます。続いて平成7年執行のが90.25%、90%台を確保してございます。平成11年執行の選挙で初めて80%台に下落した形で88.3%でございます。3.67%の下落です。今回の選挙ではこれを7%という形で5.62%の下落となりました。

近年のすべての選挙におきまして、投票率の下落傾向ということが言われます。これらの要因といたしまして、全国的にも言えることではございますが、若者の選挙離れの傾向が本町においても見受けられます。これまでの選挙におきましては、投票所の事務につきましては、電子化されておりませんでしたので、年代別の投票率等の把握につきましては、調査等必要な場合のみ実施となつてございます。資料的に乏しいものとなっておりますが、今回の選挙から各投票所にコンピューターを持ち込みまして、投票状況等のデータを収集をしております。今後におきましては、多面的な分析が可能になるのではないかと、今回を契機に色々検討をしたいと考えております。

各年代における投票率を見ますと、20歳代が最も低く54.67%となっております。本町におきましても、投票率低下の大きな要因になっているということがうかがえると思います。次に、30歳代では75.13%でございます。40歳代で79.58%、50歳代で86.65%、60歳代は最も投票率が高く87.25%となっております。70歳代では85.02%と若干減少しまして、80歳以上では64.51%と、こういうふうになってございます。年代別に投票率の変化を見ますと、20歳代、30歳代、40歳という階層で減少傾向が続いておりますけれども、50歳から79歳までにつきましては大きな変化はなく、80歳以降の方に若干の減少が見られるということであります。

投票区の減少につきましては、当初懸念をしておりました高齢者層の投票率の低下、むしろ全国的に見られる若年層、中階層の投票率の低下が進んでいることから、今後におきましても、投票率低下の進行が懸念されるところでございます。選挙管理委員会としましても、これらの階層に的を絞った啓発活動により投票率の低下の防止に努めていく所存でございます。

次に、投票所ごとの変化の分析のことでございます。

第5投票区であります伊浜地区が最も高く、投票率が88.52%です。これまで最も高く、90%台のこともしばしば見受けられました入間、中木地区、第6投票区は82.89%という形で第2位になってございます。

旧投票区別の分析結果から見ますと、中木地区の投票率が前回町議選と比較して16.21%、最も低下しております。ついで石廊崎、大瀬、来の宮橋などの南崎地区、妻良地区などが10%を超える下落率となっております。その中におきまして吉祥地区、子浦地区など投票率が伸びている地区も見られます。投票率が低下した地区につきましては、要因としまして投票所が遠くなったことのほかに、特に石廊崎地区では前回町議選に当地から立候補者があったということで、投票率も前回は95%と町内最高であった。地域出身の立候補者の存在というものも大きく影響しているのではないかというふうに選管では分析をしております。

今回の選挙におきまして、多くの地区で投票率が低下している中でも、同地区内から2人の立候補者があった吉祥地区において、投票率が約6%の伸びを示しているということでも、そういったことがうかがえるのではないかなというふうに思います。

また、一般的に言われます投票率の下落傾向によるものも、今回、投票率低下の大きな要因を占めているのではないかと考えられます。実際に投票所に変化のなかった下小野、青野、川合野地区においては約6%、市之瀬、平戸、蛇石などでは約5%の下落があったということで、投票所が同地区内に設置されている差田地区におきましても、約9%の下落となっております。投票所までの距離による投票率の変化以外の投票率の低下の要因といえるものがうかがえるのではないかというふうに思います。

こういったものは全国的に見られる投票率低下の傾向ということで、特に若年層の選挙離れというものが、これまでの地区内の結びつきが強い地区ほど投票率が高いということがあったことに対して、投票を行う区域が広げられたことによって、投票義務感の薄れという部分も災いしているのではないかなというふうに思います。

以上でございます。すみません、長くなって。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 投票率の変化の分析と投票所ごとの変化ということでまとめて書記長に答えてもらいましたけれども、この資料をもらいまして、今1時間ほど前にもらいましてざっと見てみたんですけれども、先ほど言われたように10%以上落ちたのが中木、あと南崎地区だと。また、上小野も約10%落ちているという形を見ますと、あと妻良も落ちていますね。投票所がなくなった地区だという形で、候補者がおられないのもあるかもしれませんが、大分何かおかしいかなと。これまで投票率の上位を占めていた地区が、ここでちょっと順番をまだつくっていないんですけれども、大分投票率の順番が下がっているのではないかなと考えますので、ちょっとおかしなところも少しあるかなと考えますので、この投票所のことですいろいろありますけれども、ちょっともう少し、また選挙管理委員会の方でこの数字を見て改善する余地があるのではないかなと私は考えますので検討していただくようお願い申し上げます。

それで、3つ目に移ります。

期日前投票の増加の要因ということでございますけれども、期日前投票になって南伊豆町で期日前投票が始まったのは、前回の町長選挙のときからだと思います。今回の期日前投票の投票率は31.4%と。大ざっぱに3人に1人が期日前投票だったと。2年ほど前の町長選挙では21.6%と、5人に1人が期日前投票を行ったという形になっております。それを考えたときに、大分期日前の投票の数がふえたのではないかな。ふえ方も、ちょっと私が考えるには投票所の再編があった理由かもしれませんが、それにしても他の市町村から見ても、期日前投票が3割を超すなということは、ちょっと異常ではないかなと私は考えるんですが、選挙管理委員会の分析ではどういうふうになっていきますか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

〔総務課長 鈴木博志君登壇〕

総務課長（鈴木博志君） 期日前投票の増加の要因につきましては、期日前投票を行った方の理由の多くが、投票日当日、仕事や外出ということが多いと思います。観光関係者が夏季の観光シーズンに仕事に従事していることによりまして多いという関係で、投票日当日に投票所に行くことができないケースというものが多かったと思います。ましてやこの7月の最後の日曜日という形で、旅行とか外出に出かける方、する方という方が投票日当日に投票に行くことができないケース、そういったものも考えられると思います。ということですので、

こういった高い率の期日前投票になったのではないかと思います。

なお、今回の選挙におきまして、役場以外にも期日前投票所を設けました。これは参議院議員選挙と町議会議員選挙とありましたけれども、それぞれ期日前投票期間が違うという形で、こういう参議院と町会議員の告示以降の部分でございましたら期間は違いますが、役場以外での期日前投票を行った方は、ごく本当に少数でございました。町議会議員の選挙の期日前投票が開始された7月25日からは、急激に期日前投票が増加をしたということも事実として伺っております。

なお、期日前投票は投票率の低下傾向に反比例する形でどんどん増加をしているということもございます。今後におきましても、期日前投票の増加が見込まれるということが予想されます。特に、期日前投票に来られる方で地区の投票所に行って、地区の管理者とか事務従事者とか、投票がしにくいなというような声も伺っております。こういうことも聞いてございます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 期日前投票が基本的にふえているというのも、やはり30%を超えるのは何らかの要因があると私は考えてもいいんじゃないか。私は一切調べていないんですけども、日本じゅう、静岡県下で3割超するような期日前投票がほかのところもあるのか。これだけの期日前投票があるというのは、逆にいうと全国から期日前投票の先進地ということで視察に来られてもおかしくないような投票率だと私は考えます。そんな形になってくるときに、この選挙の投票所の統廃合があったから増えたというような結果では、もし視察が来たときに答えることができないわけで、全国からこの投票所を統廃合したから、ちょっと行政視察をしたいよという話等があったときに、答えがちょっと難しいのかな、どう答えるのかなと思うし、私の答弁と同じだと思うんですけども、それと同じような答えを考えているのか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 増加の要因につきましては、先ほど私の述べたとおりという形で選管では検証してございます。一番最後に私どもが申しあげました有権者の方のご意見として、今までの地区でやった投票については、非常に小さく閉鎖的で投票しにくいなという声が結構多かったわけです。その辺につきましては、今回、投票区を再編して大きい投票区

にしたという部分で、そういった弊害もなくなるのではないかというふうに思いますし、閉鎖的という意味ではないんですけれども、広い投票区にした関係でそういった部分が改善されていけばいいというふうに考えております。

いずれにしても、今回の議員のご意見につきましては、選挙管理委員会の方に報告いたしまして、また審議の対象という形でさせていただきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） この期日前投票はいろいろあるんでしょうけれども、選挙の投票所の再編については、もうちょっと話し合うところがあるのではないかと、もう一度検討する余地があると私は考えます。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第62号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第62号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

〔事務局朗読〕

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会が設置されております。現委員3名中、市之瀬544番地の1、山本範征氏の任期が本年9月30日で満了となりますが、豊富な経験、すぐれた知識を有する同氏を最適人者とし、引き続き選任いたしたく提案した次第であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結したいと思います。

採決します。

議第62号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は同意することに決定いたしました。

議第63号及び議第64号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第63号及び議第64号 南伊豆町教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

〔事務局朗読〕

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでは、まず議第63号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります浅野忠誠委員が本年10月26日で任期満了となります。同氏には平成11年10月27日就任以来、2期8年間にわたり教育行政の進展にご尽力を賜りました。心より厚くお礼申し上げます。

後任には、湊の臼井善吾氏を任命したく提案をいたします。同氏は民生委員、児童委員、行政協力委員等を務められ、責任感が強く誠実な人柄で地域住民の人望も厚く、豊富な経験と教育に対する深い見識を有しており、教育委員として適任であると存じ提案申し上げる次第であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議第64号の提案理由を申し上げます。

これも同じく教育委員会委員であります内山世紀子委員が本年10月26日で任期満了となります。同氏には平成15年10月27日就任以来、4年間にわたり教育行政の進展にご尽力を賜りました。心より厚くお礼を申し上げます。

後任には上小野の高橋良江氏を任命したく提案いたします。同氏は保育所、幼稚園に勤められ、幼児教育に対する豊富な経験と深い見識を有しており、教育委員として適任であると存じ提案申し上げる次第であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結したいと思います。

採決いたします。

議第63号原案に同意することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第63号は原案に同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第64号原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案に同意することに決定いたしました。

議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第65号 静岡地方税滞納整理機構の設立についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第65号 静岡地方税滞納整理機構の設立についての議案について提案理由を申し上げます。

本案は、地方税に係る滞納処分等の事務に関し広域計画を作成し、広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、及び当該事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設立する静岡地方税滞納整理機構の規約を定めることについて、静岡県及び静岡市外40市町と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定によりこの案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、ご審議の上、よろしく願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） 議第65号 静岡地方税滞納整理機構の設立につきましてご説明申し上げます。

なお、機構の設立につきましては、8月27日に行われた全員協議会におきまして、趣旨、機構の業務、設立の効果等につきましてはご説明させていただきましたので、お手元の機構の規約のもとにご説明させていただきます。

静岡地方税滞納整理機構規約、第1条ですけれども、広域連合の名称です。この広域連合は静岡地方税滞納整理機構（以下、広域連合）という。

第2条、広域連合設立公共団体、広域連合は静岡県内の全市町村（以下、構成団体）をもって組織する。

第3条、広域連合の区域ですけれども、静岡県の区域とする。

第4条ですけれども、広域連合の処理する事務、広域連合は次に掲げる事務を処理する。

1号、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、県または市町が徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務。

2号、構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務。

第3号、徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務。

第5条、広域連合が作成する広域計画の項目ですけれども、広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号））第284条第3項の広域計画をいう。以下、

次に掲げる項目について記載するものとする。

1号、地方税の滞納整理事務に関して、広域連合及び構成団体が行う事務に関する事、
2号が広域計画の期間及び改定に関する事。

それから、第6条ですけれども、事務所は静岡市に置く。

第7条につきましては、広域連合議員は定数を8名とするということでございます。

第8条ですけれども、広域連合議員の関係ですけれども、1号で委員さんは静岡県議会議員が2名、2号で市長が2名、3号で町長が1名、4号で市議会議員が2名、5号で町議会議員が1名、計8名の構成であります。

第2項ですけれども、静岡県の県議会議員につきましては、地方自治法の第118条の例によるということでございます。

それから、第3項ですけれども、各市町の議会に付する選挙については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とするということでございます。

第1号ですけれども、第1項第2に掲げるもの、すべての市長をもって組織する団体、または構成団体の長の総数の8分の1以上の者ということでございます。ですから、8分の1以上の者の推薦が必要と、こういうことです。

それから、第2号ですけれども、町長につきましても、同じく8分の1以上の推薦があれば候補になれるということです。

それから、3号ですけれども、市議会の関係ですけれども、議会の議員の定数は20分の1以上の者を推薦ということでございまして、今現在32名の方の推薦ということでございます。

それから、第4号の町議会につきましては、20分の1以上の推薦が必要だということで、現在の定数53名の推薦が必要ということになります。

4号ですけれども、市議会における選挙については、すべての市議会の選挙の結果、すべての町議会の議会における議会の選挙の結果、得票数の多いものから順次、その選挙における定数に達するまでの者を当選人とするということでございます。

それから、第9条でございますけれども、任期の関係ですけれども、広域連合の委員につきましては、構成団体のうちの長又は議員としての任期によるということでございます。

それから、第10条ですけれども、広域連合の議会の議長及び副議長ですけれども、事務等で広域連合の議会は広域連合議員の中から議長及び副議長を選考しなければならないということになっております。

11条ですけれども、11条では広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置くというふうになっております。それから、ここで広域連合長及び副広域連合長は広域連合議員と兼ねることはできないということになっております。

それから、12条ですけれども、広域連合長は構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙して、これを選挙するということになっております。

それから、第13条ですけれども、広域連合執行機関の任期ですけれども、広域連合長については、当該構成団体の長としての任期ということになっております。一方で、副広域連合長の任期は4年とすると。ただし、構成団体任期の定めのある職を兼ねる者については当該任期ということでございます。

14条では、補助職員として広域連合に会計管理者とその他の職員ということになっております。

それから、15条で選挙管理委員会ですけれども、第2号のところでは広域連合に選挙管理委員会を置くということになっております。選挙管理委員会は4人の選挙管理委員をもってこれを組織するということでございます。

それから、16条で監査委員の関係ですけれども、広域連合に監査委員を2名置くことになっております。監査委員につきましては、第2項で広域連合長が広域連合の議会の同意を得て人格が高潔で地方公共団体の財務管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者ということになっております。

それから、17条でございますけれども、広域連合と経理の関係でございますけれども、構成団体等の負担金及びその他の収入をもって充てるということでございます。一方で、この負担金の関係ですけれども、1号で基本負担額、これは一律10万円負担いたします。それから、2号で処理件数割額、これは1件につきまして20万円を負担するということでございます。3号で徴収実績割ですけれども、これは20年から始まりますので、徴収金額はわかりませんが、平成22年度以降から徴収実績割というのがついてきます。

18条ですけれども、この契約の施行に関し、必要な事項は広域連合規則で定めるとしてあります。

附則ですけれども、この規約は総務大臣の許可のあった日から施行する。

経過措置でございますけれども、平成22年3月31日までの間は第4条に規程する事務の準備行為を行うものとする。3ですけれども、広域連合設立後、初めて行う広域連合長の選挙については、第12条第2項の規定にかかわる静岡県知事が指定する場所において行うものと

する。第17条第2項の規定にかかわる平成19年における負担金の額は基本負担額のみということにより、平成20年度及び平成21年度の負担金の額は基本負担額及び処理件数割とするものとし、それぞれ広域連合の予算の範囲において定めるものです。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第65号 静岡地方税滞納整理機構の設立については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決されました。

議第66号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第66号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本案は平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に6,442万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,050万4,000円とするものであります。補正の主なものは、基幹業務電算事務のバッチ処理委託料1,062万4,000円と先般、設計コンペを実施しました旧薬用試験場跡地に計画している観光交流館の実施設計委託料1,080万円を計上いたしました。また、中央公民館の身障者用トイレの設計委託料及び工事費等の追加分349万5,000円、台風4号及び9号の災害復旧費1,904万8,000円をそれぞれ追加し、合わせて6,442万8,000円を増額補正するものであります。

この財源としての歳入の主なものは、国庫支出金530万6,000円、諸収入874万9,000円、町債260万円の増額と、一般財源として繰越金4,656万円を追加したいものであります。

内容につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第66号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）の内容説明をさせていただきます。

初めに、21ページをお開きください。

歳出の主なものから説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費です。48の基幹業務電算事務でございます。これ1,092万3,000円の補正をいたします。13節委託料です。今、町長の説明にもございましたけれども、バッチ処理委託料1,062万4,000円でございます。固定資産税の翌年度課税費用あるいは後期高齢者医療システムのデータ作成と、あるいは今年度初めてこのTKCシステムによって決算書を作成いたしました決算書のカスタマイズ料等々でございます。

次に、一番下の60地域づくり推進事業168万6,000円でございます。このうちの需用費です。

消耗品費と印刷製本費がございます。それぞれの金額でございます。合計で136万6,000円でございます。定住促進対策で交流居住情報誌「南へ行こう」という冊子がございます。それをA4版2,000冊、ダイジェスト版を5,000部つくるということでございます。その印刷製本費等でございます。これにつきましては、県の市町村振興協会からの100万円の助成がございます。後ほど、また歳入の方で説明させていただきます。

次のページをお開きください。

15節工事請負費で町民憲章シンボル塔の設置工事30万円です。台風9号の被害なんですけれども、差田の国道と県道の交差点のところに町民憲章のシンボル塔がございます。それが9号で倒れまして、今ちょっと横になった状態ですけれども、それを設置する工事費用でございます。

次のページです。2項徴税费です。賦課徴収事業でございます。111万9,000円です。償還金利子及び割引料でございます。町税の還付金が101万1,000円の補正です。法人町民税予定納付による還付金であるとか、個人町民税の配当所得等の源泉徴収分を確定申告しますとゼロになって還付と、住民税の還付というようなものが生じています。

次のページをお開きください。25ページです。

4項の選挙費です。参議院議員選挙事務です。ここは補正額としてはゼロでございますけれども、投票管理者の報酬の部分を33万7,000円の減額をいたしまして、その分消耗品の方に33万7,000円増額をしたという形で、消耗品費の方は期日前投票所の費用を回したという形でございます。

次は、27ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費です。障害者児福祉事業でございます。90万7,000円の補正でございます。13節の委託料です。障害者自立支援給付システム改修委託料168万円でございます。これは国の制度の対応が間に合わなかったために、今回の補正という形になりました。18節備品購入費の機器備品60万円の減につきましては、既存の介護保険のパソコン端末を利用したために更正減という形になります。

続きまして、30ページをお開きください。

4款衛生費です。2項清掃費です。南部衛生プラント組合負担金です。149万9,000円の補正でございます。これにつきましては消火栓の設置工事費、あるいは古い取水施設の撤去、あるいはその人件費等の補正でございます。均等割が40万8,000円、実績割が109万1,000円ということでございます。

次のページです。

5 款農林水産業費、1 項農業費でございます。農業振興事業で75万円の補正でございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。下の有害鳥獣等被害防止対策事業補助金で60万円でございます。電気さくとかワイヤーメッシュ等の補助金でございます。電気さく分を16件、ワイヤーメッシュを4件、今後予定をしておるところでございます。その下の農業施設補修事業です。56万7,000円でございます。農道、水路等維持補修工事でございます。

続きまして33ページをお開きください。

3 項水産業費で水産業振興事業で25万円です。これも負担金、補助及び交付金でございます。水産業活性化対策事業費の補助金です。25万円でございます。これにつきましては事業主体は南伊豆町漁協という形で、県のトンネル予算でございますけれども、イセエビあるいはテングサの普及拡大の補助金でございます。都市と漁村交流促進のためという形でございます。次に、332の漁港施設補修事業です。135万円でございます。工事請負費漁港施設維持補修工事135万円でございます。小規模維持補修工事で三坂、中木の漁港のしゅんせつ工事、その他の漁港費用でございます。

次の34ページです。

6 款商工費、1 項商工費、観光振興事業です。1,156万1,000円でございます。11需用費でございますけれども、修繕料で24万1,000円でございます。これも台風9号による被害でありまして、看板とか配水管等の修繕でございます。その次の13節委託料で南伊豆観光交流館実施設計委託料1,080万円でございます。(仮称)観光交流館の本館、公衆便所、駐車場等の費用、プラス地質調査分2カ所分も含んでございます。15節工事請負費につきましては、足湯の揚湯管の取りかえ工事42万円でございます。25の積立金ですけれども、観光施設整備基金積立金で10万円でございます。この原資は観光関係者がお亡くなりになりまして、その遺族の方より10万円の寄附があったという形で、その遺志を継いで基金の方に積み立てようということでございます。

続きまして、35ページです。

7 款土木費、1 項土木管理費、土木総務費です。153万3,000円の減でございます。これは給料、人件費ですけれども、今回の災害がありましたもので、災害復旧費の方へこの部分をそのままそっくり回します。

次のページです。36ページです。

2 項道路橋梁費です。道路維持事業510万4,000円です。15節工事請負費です。路面補修工

事500万円でございます。町道掘田線路面補修工事、転落防止さく等でございます。場所は日野のパチンコ屋さんがございますけれども、そこから鯉名川に向けての町道の路面補修工事でございます。単独道路改良事業でございます。これにつきましては、プラスマイナスゼロでございますけれども、17節公有財産購入費、青市地区内1号線用地取得費、これを300万円減額いたします。用地測量を行いまして、ここに結果が出ていますけれども、用地取得は必要なくなったという形で、ここの部分を300万減額をいたします。その分、1号線の改良工事費の方、あるいは国・県の移転補償費の方にこの分を回したという形でございます。

38ページをお開きください。

6項住宅費です。町営住宅管理分です。44万6,000円です。施設修繕料44万6,000円、中木住宅、下小野住宅の修繕でございます。

次のページです。

8款消防費、1項消防費です。434の非常備消防事務で117万2,000円、事業費で同額でございます。団員310名おります。この団員の今使用しているヘルメットが昭和52年製造のヘルメットでございますので、劣化して強度不足ということで非常に危険だという形で、今回新しく購入したいということです。これにつきましては、大規模地震対策の補助金3分の1が充当をされます。

次のページ、40ページです。

9款教育費、1項教育総務費です。事務局分です。28万1,000円の補正でございます。報酬と旅費がございますけれども、まず報酬が学校統合審議会委員報酬9万円です。旅費のところ費用弁償4万1,000円でございます。学校統合を推進するために推進委員会を発足をしたいという形で、6人で5回程度予定をしてございます。

次のページです。

2項小学校費です。小学校管理事務です。314万8,000円の補正です。需用費で施設修繕料で63万1,000円です。竹麻小のプールとか中小の遊具等の修繕費用です。工事請負費で小学校維持補修工事で161万7,000円、南上小とか竹麻小、中小の補修工事費です。南上小学校補修工事90万円です。体育館の地下室にシャッターを設置する工事でございます。

次のページをお開きください。42ページです。

中学校費です。中学校管理事務で51万4,000円です。施設修繕料17万5,000円、南中のサッカーゴールの修繕でございます。中学校維持補修工事で33万9,000円、南中の校舎の補修工事費用でございます。

次に、44ページをお開きください。

5項社会教育費でございます。公民館管理運営事務でございます。362万5,000円の補正でございます。ここに役務費、委託料、工事請負費等々それぞれ記載金額でございますけれども、まず15節委託料151万8,000円の中央公民館補修工事設計委託料107万1,000円、その管理委託料44万7,000円でございます。当初予算に計上してございます、この中央公民館の身障者用のトイレでございます。今の当初予算の計上部分ではスペースが不十分なため設計変更をしてほしいという形で、その面積拡大のために建築確認が必要となったという形で、その費用及び15節工事請負費のふえる部分の補修工事費197万7,000円の計上させていただくものでございます。

46ページをお開きください。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費です。554の道路河川等災害復旧事業で1,001万8,000円の補正です。給料153万8,000円、これは先ほどの土木費から持ってきたものでございます。補助対象とするものでございます。15節工事請負費、現年災工事で750万です。これにつきましては、町道下賀茂南野線ですか、その工事費用でございます。

続きまして、単独道路河川等災害復旧事業です。903万円の補正です。14賃借料で機械器具借上料343万円です。災害に関する機械借上料でございます。工事請負費、現年災工事で560万円でございます。これは7月10日から11日の大雨等による災害でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

歳入に入らせていただきます。

10款1項1目地方特例交付金で195万6,000円です。地方特例交付金、児童手当特例交付金の分195万6,000円です。額の確定によるものでございます。

次のページです。10ページです。

特別交付金208万円の減でございます。これにつきましては、減税補てん特例交付金が廃止となったために、激減緩和の措置の交付金でございました。これも額確定のため補正させていただきたいということでございます。

次の11ページです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金で530万6,000円でございます。公共土木施設災害復旧費負担金530万6,000円です。災害の3分の2の国庫負担金でございます。

次のページ、12ページです。

16款県支出金、1項県負担金で民生費の県負担金です。19万8,000円の補正です。社会福祉費負担金で旅行死亡人取扱負担金が19万8,000円でございます。

次のページです。

2項県補助金です。農林水産業費県補助金25万円の補正です。水産業活性化対策事業費補助金25万円、先ほど言いました漁協の事業主体の都市と漁村交流事業の県補助金でございます。

6目消防費県補助金39万円です。大規模地震対策等総合支援事業費補助金39万円です。消防団員用のヘルメット3分の1の補助でございます。

14ページをお開きください。

3項委託金です。権限移譲事務交付金で3万4,000円でございます。001細則の建築基準法に基づく事務委託金1万7,000円の減から始まって、一番下の農地法に基づく事務委託金9,000円まで20本ございます。19年度分の額の確定のための調整をさせていただきました。

次のページです。15ページです。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入36万5,000円でございます。土地貸付収入で東京電力鉄塔敷貸付料で36万5,000円です。3カ年分でございます。

次に、16ページをお開きください。

18款1項寄附金です。3目商工費寄附金10万円でございます。商工費の寄附金で観光施設整備費寄附金でございます。10万円でございます。先ほど積立金の方でも申し上げましたけれども、観光関係者ご遺族からの寄附金という形で、お名前を申し上げますと、新聞にも出ましたが、町議会議員であった子浦の関俊春様のご遺族から寄附の申し出がございまして基金の方に積み立てたということでございます。

次のページです。

20款1項1目繰越金です。4,656万円でございます。前年度繰越金を財源として4,656万円でございます。

18ページです。

21款諸収入、1項雑入、4目雑入413万9,000円の補正でございます。一番上の東京電力線下補償料で265万9,000円です。高圧線の線下の補償料で3カ年分でございます。3番目の静岡県市町村振興協会定住交流居住助成金100万円です。先ほど企画調整課で言いました「南へ行こう」という冊子等々の補助金でございます。公有建物災害共済金45万円です。台風9号災害による教育委員会と学校の施設の災害共済金でございます。過年度収入で461万円

ございます。下の伊豆つくし学園組合解散清算金で439万3,000円です。18年度分の清算金で
ございます。

次のページです。

22款 1 項町債です。災害復旧債です。260万円。公共土木施設災害復旧債です。道路河川
災害復旧事業債で260万円です。1,591万円の3分の1の起債で260万円ということござい
ます。

次に、8ページをお開きください。

今回の補正の歳出合計で38億9,607万6,000円です。補正額は6,442万8,000円、合計で39億
6,050万4,000円です。補正額の財源内訳、特定財源で国庫支出金が624万2,000円、地方債は
260万円、その他が155万円です。一般財源で5,403万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第66号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お手元に配付されております議事日程第2号の変更について申し上げます。

日程第7、議第66号の件目のうち討論、採決を削除し、委員会付託を加入していただくよ
うお願いを申し上げます。

議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第67号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

本案は7月の本算定実施により、歳入では国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金及び繰越金を増額し国民健康保険税を減額するものであります。

また、歳出では総務費、保険給付費、老人保健拠出金、保健事業費及び償還金を増額し、介護納付金を減額するものが主な内容であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,478万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億7,172万9,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 議第67号の内容説明を申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の部から内容説明を申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、補正額2万7,000円、これにつきましては印刷製本費2万7,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目、2目、3目につきましては、財源区分の変更でございます。4目退職被保険者等療養費でございますが、37万9,000円の補正増をさせていただきます。159万3,000円とさせていただきます。内容ですが、19節負担金、補助及び交付金でございます。退職被保険者等療養費37万5,000円でございます。

次の2款保険給付費、2項高額療養費でございますけれども、1目、2目とも財源区分の変更のみでございます。

次のページをお願いいたします。

3項移送費でございますが、1目、2目とも財源区分の変更のみでございます。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金でございますが、補正額97万9,000円、計2億1,091万円、これにつきましては19節負担金、補助及び交付金でございます。老人保健医療費拠出金として97万9,000円の補正増をさせていただいております。

次の2目老人保健事務費拠出金でございますが、負担金補助及び交付金2,000円の補正減でございます。431万9,000円の計となっております。これにつきましては、老人保健事業費拠出金2,000円の補正減ということでございます。

次、ページをめくっていただきまして、4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金でございますけれども、補正額マイナス432万8,000円、計8,578万円、これにつきましては19節負担金、補助及び交付金でございます。介護納付金の減額でございます。

次の19ページでございますが、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、財源区分の変更でございます。

ページをめくっていただきまして、6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費でございます。補正額46万1,000円増をさせていただきまして、800万6,000円の計となっております。11節需用費で消耗品でございます。46万1,000円の増でございます。これにつきましては国民健康保険の啓発用パンフレットの作成費でございます。

次の7 款基金積立金、1 項基金積立金でございますが、補正額5,000円、計6,000円。25節積立金でございます。支払準備基金積立金5,000円でございます。これにつきましては基金条例に基づくもので、5,000円の補正増をさせていただいております。

次、ページをめくっていただきまして、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金でございます。3 目償還金でございますが、補正額7,726万7,000円の補正増をさせていただき、7,726万9,000円の計となっております。23節償還金利子及び割引料でございます。委託事業の療養給付等還付金償還金として1,834万8,000円、療養給付費納付交付金償還金として5,891万9,000円の補正をさせていただいております。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の部でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税であります。補正額マイナス9,284万円、計3億616万2,000円、1 節医療費給付分現年課税分でございます。9,284万円補正減させていただくものでございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税でございます。445万9,000円の補正増をさせていただ

き、7,045万4,000円とさせていただくものでございます。これにつきましては、1節医療給付分現年課税分として488万6,000円の補正減、2節介護納付分現年課税分として42万7,000円の補正減をさせていただくものでございます。

次、ページめくっていただきまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。2目療養給付費等負担金でございます。2,804万2,000円の補正増をさせていただき、3億2,204万5,000円とするものでございます。内容につきましては、現年度分といたしまして療養給付費等負担金で2,765万2,000円の増です。老人保健療養費拠出金負担金として185万1,000円の増、介護保険納付負担金として147万1,000円の補正減ということでございます。

3目高額医療費共同事業負担金でございます。24万9,000円の補正減をさせていただき、657万8,000円とするものでございます。節としましては、高額医療費共同事業負担金として24万9,000円の補正減でございます。

次の4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金でございます。1目療養給付費交付金でございますが、335万3,000円補正増させていただきまして、2億3,472万5,000円とするものでございます。これにつきましては、退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

次、ページをめくっていただきまして、5款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金でございます。24万9,000円補正減させていただき、657万8,000円とするものでございます。これにつきましては高額医療費共同事業負担金の24万9,000円を補正減するものでございます。

次の9款繰入金、2項基金繰入金、1目支払準備基金繰入金でございます。補正額3,000万円、計3,000万1,000円、支払準備基金の繰入分として3,000万円補正増させていただくものでございます。

次、ページをめくっていただきまして、10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金でございます。5,891万8,000円補正増させていただきまして、5,891万9,000円とさせていただくものでございます。1節療養給付費交付金繰越金5,891万8,000円でございます。次の2目その他繰越金でございますが、4,335万4,000円補正増させていただき、8,335万4,000円とさせていただくものでございます。前年度その他繰越金といたしまして、4,335万4,000円とさせていただくものでございます。

6ページに戻っていただきたいと思えます。

歳出合計でございます。補正前の額14億9,694万8,000円、補正額7,478万8,000円、計15億7,175万9,000円、補正額の財源内訳でございますが、特定財源で国庫支出金2,754万4,000円、

その他335万3,000円、一般財源4,389万1,000円。

以上で内容説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決されました。

議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第68号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ968万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,980万8,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳出では平成18年度の保険給付費の確定に伴い、国県及び社会保険診療報酬支払基金の法定負担金の精算により、それぞれ返還が生じたため、932万7,000円の償還金を追加するものであります。歳入につきましては、平成18年度実績に伴い、支払基金及び県負担金の精算交付金として675万5,000円、前年度繰越金が確定し293万2,000円を償還金等の財源とするため追加するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 議第68号の内容説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

歳出の部から説明をさせていただきます。

失礼しました。10ページでございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、737事業でございます。介護予防特定高齢者施策事業6万8,000円の補正増でございます。これにつきましては水中運動事業委託料として6万8,000円の補正増をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

2項包括的支援事業、任意事業費の739事業でございます。介護予防ケアマネジメント事業でございます。1万4,000円の補正増をさせていただきます。742万1,000円とさせていただきます。これにつきましては機器備品の購入1万4,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金でございます。724事業の償還金事務ござい

ます。932万7,000円の補正増をさせていただきまして、932万8,000円とさせていただくものでございます。これにつきましては償還金利息及び割引料でございまして、国県負担金等の返還金でございます。次の726事業でございます。第1号被保険者保険料還付金でございます。27万8,000円の補正増をさせていただき、72万8,000円とするものでございます。償還金利息及び割引料でございまして、第1号被保険者保険料の還付金として27万8,000円の補正増でございます。

次、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でございます。658万5,000円の補正増をさせていただき、2億3,916万4,000円とさせていただくものでございます。これにつきましては、過年度分介護給付費交付金として658万5,000円の補正増をさせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款県支出金、1項県負担金でございます。1目介護給付費負担金としまして17万円の補正増をさせていただき、1億1,292万8,000円とさせていただくものでございます。これにつきましては、過年度分介護給付費県負担金の17万円の補正増でございます。

次の10款繰越金、1項繰越金でございます。1目繰越金で補正額293万2,000円補正増させていただき、458万9,000円とさせていただきます。これにつきましては、前年度繰越金293万2,000円の補正増でございます。

次、6ページをお開きいただきたいと思っております。

以上によりまして、この歳出合計でございますけれども、補正前の額7億9,012万1,000円、補正額968万7,000円、計7億9,980万8,000円。補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源で968万7,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第68号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決されました。

議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第69号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

漁業集落排水事業補正予算は老朽化した発電機施設の修繕費で、歳出予算のうち総務管理費の施設修繕料を72万円増額するものです。また、歳入予算につきましては、漁業集落排水事業費受益者分担金を36万円、一般会計繰入金を36万円増額するものであります。

詳細につきましては上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを

申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） それでは議第69号の内容についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

初めに歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費を72万円追加し665万円にするものです。総務管理費事務、11節需用費を72万円増額し、これは施設修繕費で自家発電バッテリー装置の修繕に要する経費でございます。処理場1カ所、マンホールポンプ4カ所、計5カ所分でございます。

次に、8ページでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金を36万円追加し、986万5,000円にするものです。これは一般会計の繰入金でございます。

次に、7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金を36万円追加し、54万円とするものです。これは修繕に係る維持費用の受益者分担金でございます。分担割合は町が50%、受益者が50%となっております。

次に、6ページでございます。

歳入の合計でございますが、1,525万5,000円、補正額72万円、計1,597万5,000円。補正額の財源内訳としまして、その他特定財源36万円、一般財源36万円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第69号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

なお、予算決算常任委員会委員長より申し出がありましたので、予算決算常任委員会を開催いたしますので委員会室にお集まりください。お願いをいたします。15分から始めます。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 3時54分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

会議時間の延長

議長（渡邊嘉郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によって議事が終了するまであらかじめ延長します。

日程の追加

議長（渡邊嘉郎君） ただいま予算決算常任委員長から議第66号委員会付託について報告書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第70とし議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

議第66号を日程に追加し、追加日程第70とし議題とすることに決定いたしました。

議第66号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 追加日程第70、議第66号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは予算決算常任委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成19年9月25日、南伊豆町委員会室。

会議時間、2時10分から3時でございます。

委員会の出席状況、委員長以下全委員でございます。

事務局長と2名でございます。

説明のため出席した職員、町長、副町長以下合計8名でございます。

議事件目、付託件目、議第66号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）。

委員会決定、議案どおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑また意見、要望等。

町長は旧厚生省跡地に保健福祉センター計画を持っていたが、なぜ入っていないのか。また、観光交流館をつくる前に交流人口をふやすことをすべきではないかとの問いがあり、保

健福祉センターについては検討したが、厚生省跡地では使い勝手がよくないので、既存施設との併用策を検討している。

観光交流館が入って観光協会の扱いと総事業費についての問いがあり、観光協会はインフォメーション棟に入る予算総額は1億7,000万との答えがありました。河津町議会でも同様施設について問題になったが、交流人口の増加を見込んでいるのか。また、対費用効果はどの問いがあり、ふるさとづくり委員会の答申を尊重して観光交流館の効果を上げるように頑張るとの答弁がなされました。

当該地の買収の経過について、2億円で買収したが土地と建物の内訳は、また、買収したときに国に上げた計画はどのような内容で、どのくらいの予算規模であったのか。また、当該地を買収した時点では、保健福祉センター構想が有利な補助率であったものを、旧厚生省跡地買収などで財政状況が悪化し、単独で持つより合併だという論議がなされていたのではないかと問いがございました。さらに、観光交流館の運営について、最大限の効果を上げる検討をしてきたのか、生きた福祉として直売所への高齢者の参加など複層的取り組みが必要ではないのかとの問いがございまして、更地での評価では2億円ということでございます。下賀茂地域活性化整備計画という冊子ができておりまして、概算予算は未定。また、命がけで頑張っているという湯の花の担当者の意見を最大限取り入れて面積の確保を進めた。由比町の例にもあるが、これをつくったことで周辺の活性化が進んだ、これを参考にしたいという答弁がございました。また、よいものをつくってほしいという要望がございました。また、進める運営形態はという問いに、観光協会等と協議するという答弁がなされました。財政計画につきましては、これから検討していくという答弁がなされました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

7番議員、梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） 反対意見を申し上げます。

6款商工費のうち、3目観光費の13節委託料、南伊豆町観光交流館実施設計委託料1,080

万の予算化に反対いたします。

まずは、町長は議員時代に旧厚生省跡地の建物を健康福祉センターに改修するのが財政的によいとの意見でありました。健康福祉センターの建設当時の財政と現在の財政状況を考えたら、当然観光交流館を建設するとの発想にはならないのが通常の見方ではないでしょうか。単に、旧厚生省跡地の利活用を急ぐ余り、住民の意見を十分に聞かずに採算性を見通しのないまま交流館を建設するというには反対です。今般10月9日から開催される地区説明会で住民に十分な説明をし、意見を聞いてから事業実施をしても遅くはないのです。町長の再考を求めます。

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成の発言を許可いたします。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 今補正予算に対して賛成の意見を述べます。

今年度当初予算はこれまで十数年来ぶりに40億を切る予算をつくりました。これはこれまでの経過の中で平成13、14、15年と、かつての町政の時代に大幅な起債と、そして財政調整基金の取り崩しによる急激な財政悪化、これから南伊豆町を守り、そして住民の福祉、生活に貢献していくというそのまちづくりを進めていく中で、同時に国の三位一体の改革のもとで苦しさがありながらも希望が持てる、そのまちづくりをつくっていく。その上で切るべきところは切りながらも、町民の健康福祉をしっかりと守っていく。そういう面で賛成をしました。

今回の補正予算の目玉になっている観光交流館、当該の旧厚生省跡地の問題に対しては、平成15年12月に議会が賛成多数で買収の議決をしました。これは旧厚生省そのものが廃止するかどうかという打診すら当時の議会には相談もなく、当時の執行者によって廃止の意向が国にこれが打診され、結果的には国の旧厚生省薬用栽培植物試験場が廃止されたところは南伊豆町のこの施設1つだけである。これが厳然たる事実であります。ほかの施設は同時に廃止かどうかという打診を受けた和歌山田辺市の薬用試験場では、現地の産業振興にも一役買っている、継続されているということがインターネットのホームページでも明らかになっております。まさに、この旧厚生省跡地の買収は、先ほどの委員会の質疑でもありましたけれども、平地での評価で2億円のものを使い勝手が実際には悪い。その解体費用が後でかかってくる。さらに計画そのものが当座ない中で買収されたもので、それが約4年にわたって今日でも続いている。買収の発表、これは平成13年1月の賀詞交観会で発表されたものですが、それからかれこれ6年8カ月がたっている。この中で町民から多くの批判が上がってき

たのは周知のとおりであります。

こうした中で、当時の執行部から現状のまま放置しておいては見づらいからということで、役場から直売所の経験を買われて運営を始めた農産物直売所湯の花の売店が、3年目にして約5,000万円の売り上げを上げて、農業生産者はもとよりそれまで出荷をしたことがなかった高齢者、小規模生産者にもその門戸を開いて、これを一層発展させつつあるものであります。確かに、予算が限られた中であれこれのものをするという事は不可能なことであります。そうした中で町民が本当に希望を持って明日につなげていく。

これは今、元気なまちづくりで議会でも報告をしたことがあります。徳島県の人口2,000人の上勝町という町が、まさに町全体が限界集落に近い町であります。ここが葉っぱの商売で2億6,000万円の売り上げを上げ、その起爆は町の担当の係長から発信をしています。80歳以上のお年寄りが葉っぱの商売で家を建てたということなどがテレビでも報告されていますが、まさに生きた福祉と生産の場として、この場所を本当に積極的に活用して、生産の場としても、交流の場としても、そして福祉の場としても、ここの場所を交流の場として活用する。そのために、これまでいわゆる負の遺産を民間のグループでやってきた湯の花売店の経験を学びながら、役場の担当者も上勝町なんかでは講習会を年に何回かやっています。こうしたことにもぜひ学んでいただいて、運営に効果を上げる役を行政当局の責任としてもぜひやっていただきたい。そして、上勝町は寝たきりが老人が2,000人の中で1人しかいない。南伊豆町も高齢者の多い町では寝たきりが少ない町ですが、生きた福祉と合わせて、この広い地域の中で高齢者を含めて安心して生活できる産業振興と健康福祉が結びついたまちづくりを進めるために、この場所を大いに活用する努力を当局にも求めますし、私自身も努力して賛成の討論とします。大変なことでありますが、ぜひその点を念頭に置いて賛成の意思とするものであります。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第66号 平成19年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

平成19年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成19年9月26日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第71号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第72号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第73号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第74号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第75号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第76号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第77号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第78号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第79号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第80号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第81号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第82号 平成18年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 議第83号 平成18年度伊豆つくし学園組合会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 11名）

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

議第70号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） これより議案審議に入ります。

議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。本会議3日目のご審議、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額44億1,625万1,165円、歳出総額41億7,630万9,970円で、歳入歳出差引残金2億3,994万1,195円ですが、翌年度へ繰り越すべ

き繰越明許費の財源が602万3,000円含まれますので、実質収支は2億3,391万8,195円となりました。これを平成17年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては1億1,998万6,687円、2.6%の減、同じく歳出につきましても1億5,209万8,437円、3.5%の減となりました。

平成18年度の予算執行に当たりましては、厳しい財政状況に配慮し、歳出削減に努めつつ、第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の具現化に努めますとともに、その執行に際しましては計画的、かつ効果的な執行を心がけてまいりました。本決算は地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

なお、決算の内容につきましては会計管理者より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

渡辺幸雄監査委員。

〔監査委員 渡辺幸雄君登壇〕

監査委員（渡辺幸雄君） 監査委員の渡辺です。

決算審査の結果を報告いたします。

平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算書。

1、審査の概要。

審査の対象は、平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算です。

審査期間は、19年7月10日から19年8月10日までの1カ月間。

審査の方法、これは関係書類ですが、として南伊豆町一般会計歳入歳出決算書、として南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書、主要施策の成果を説明する書類、その他説明のために提出された関係書類。

2、審査の結果。

平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算については、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法、かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認めた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

一般会計収支及び財政状況。

一般会計収支状況及び概要、別表1ですが、7ページの後ろについておりますので、ごら

んいただきたいと思ひます。

歳入については44億1,625万1,165円で、前年度比1億1,998万6,687円で、2.6%の減であった。歳出については41億7,630万9,970円で、前年度比マイナスの1億5,209万8,437円で、3.5%の減であった。また、実質収支は2億3,391万8,195円で、実質単年度収支は43万6,490円となり、黒字となった。括弧の中は、実質単年度収支の算式でございます。

次に、歳入決算の状況ですが、一般会計の款別決算額は別表にあるとおりであります。合計の調定額は45億6,421万8,000円で、収入済額は44億1,625万1,000円であり、調定額に対する収入済額は96.76%で、前年度より0.2ポイント上がった。

次に、町税ですが、町税全体の決算額は8億9,129万3,000円で、前年度と比較すると139万4,000円増加した。評価替えにより固定資産税は減少したものの、町民税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税、入湯税はわずかながら増加した。町税全体の現年度課税分及び滞納分を合わせた収納率は86.17%で、前年度の84.96%と比較すると1.2ポイント改善されている。

町税の収入状況は別表3のとおりである。主な税収では、町民税は現年度課税分及び滞納繰越分の別に前年度と比較すると、現年度分は調定額で2,940万2,000円増加し、収入済額で2,722万7,000円増加した。滞納繰越分では調定額343万6,000円、収入済額で78万6,000円減少した。固定資産税、現年度分では調定額で2,937万7,000円、収入済額で2,848万円の減少で、滞納繰越分でも調定額で901万9,000円、収入済額で234万3,000円減少した。不納欠損額では、町民税で258万円、固定資産税で722万9,000円、前年度より減少している。

町税を除くその他の収入、別表2にありますが、前年度と比較して見ると、増加しているものは科目別では譲与税2,833万4,000円、配当割交付金70万9,000円、地方消費税交付金423万7,000円、自動車取得税交付金97万7,000円、交通安全対策特別交付金4万3,000円、分担金及び負担金249万3,000円、国庫支出金2,921万1,000円、財産収入833万9,000円、諸収入1,542万3,000円である。

また、減少しているものは、利子割交付金139万2,000円、株式譲渡所得割交付金61万7,000円、ゴルフ場利用税交付金155万2,000円、地方特例交付金748万5,000円、地方交付税4,936万円、使用料及び手数料179万6,000円、県支出金4,584万9,000円、寄附金17万5,000円、繰入金7,290万2,000円、繰越金1,531万8,000円、町債1,470万円である。歳入決算の前年度より1億1,998万7,000円減少しているが、地方交付税、県支出金、繰入金等の減少が大きく影響している。

次に、歳出決算の状況です。

一般会計歳出の款別決算額は別表4のとおりである。予算現額は42億9,774万2,000円に対して、支出済額は41億7,631万円で、執行率は97.2%、前年度と比較すると0.3%上がっている。前年度決算と比較してみると、18年度では1億5,209万8,000円の減少となっているが、科目別では衛生費5,034万6,000円、総務費4,829万1,000円、公債費4,780万1,000円、商工費1,163万円、教育費1,003万9,000円、議会費284万1,000円の減少となった。増加したものは、災害復旧費4,064万円、農林水産業費417万9,000円、消防費209万5,000円、民生費59万6,000円である。性質別の歳出の状況は審査意見の方で述べることにする。

次に、本町の財政分析をすると次の表のとおりであるということで、平成14年度から18年度まで数字を掲げてあります。参考に、前年度でありますけれども、県の平均、郡の平均を挙げてあります。これを見ますと、まず財政力指数ですが、自治体が標準的な行政活動を行うに最低限必要な自前の収入（町民税等）の割合ですが、1を超えるほど財政力が強く財源に余裕がある。南伊豆町の財政力指数は平成18年度0.349、県内平均が0.899、郡の平均が0.476で、前年度より0.01ポイント下がった。ここ数年、0.34から0.35で推移している。

次に、実質収支比率、財政運営の健全性を判断するために用いられるもので、決算剰余、または欠損金の状況を財政規模との比較であらわしたもので、おおむね3ないし5%が望ましいと考えられている。南伊豆町の実質収支比率は平成18年度8.1、県平均が7.5、郡平均が8.5で、前年度より2.0ポイント上がっている。

経常収支比率、財政構造の弾力性、経常一般財源に余裕があるかを判断するために用いられる指標で、80%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると言われている。南伊豆町の実質収支比率は平成18年度82.9、県の平均が82.2、郡の平均が88.8%で、前年度より0.5ポイント下がり、80%に近づいている。

公債費比率、経常一般財源に占める公債費の財政負担状況を示す指標で、高いほど財政硬直化の一因となるものとされているが、この比率は10%を超さないことが望ましいとされている。南伊豆町の公債費比率は平成18年度13.1%、県の平均が13.9、郡の平均が17.0で、前年度より1.8%下がった。

基金残高比率、すべての基金の残高の合計が標準財政規模に占める割合で、高いほど財政が安定している。南伊豆町の基金残高比率は平成18年度43.3、県の平均が26.3、郡の平均が43.8で、前年度より0.7ポイント下がった。

実質公債費比率、平成17年度より新たに指標として設定されたものであり、地方自治体の

標準的な収入と借金返済額、下水道事務組合の借入金等もすべてを含むとの割合で、この指標が18%以上になると起債に当たり評価が必要とされる。南伊豆町の実質公債費比率は12.1%、県の平均が14.1、郡の平均が12.4%で、前年度より1.3ポイント上昇したということです。

として町債の状況、これは一覧表にしてありますが、平成18年度53億8,244万円で、平成15年度をピークに減少の傾向にある。

次に、(2)として財産の概要。

公有財産の状況、これは詳細は決算書に細かく書いてあるので省略をしたいと思います。

物品の状況、1点3万円以上の物品については平成18年度末現在で348点で、前年度末に比べて1点増加した。

基金の状況、基金の状況は別表5のとおりである。平成18年度基金の残高は12億5,293万9,000円で、その大部分は特定目的基金であり、使用目的が自由な財政調整基金は平成14年度3億6,900万円、平成15年度2億4,000万円、平成16年度2,000万円、平成17年度1億2,500万円、平成18年度5,500万円の取り崩しが行われ、平成18年度末では2億4,517万8,000円まで減少した。

(3) 審査意見。

一般会計歳入について。

地方自治体の経営の基本となる町税は総収入の20.2%である。収納率は前年度を1.21ポイント上回り、86.17%となった。しかし、個別に見ると、町民税、固定資産税等、徴収率がわずかであるが前年度を下回っている。税負担の公平性からも、徴収率の向上には一層の努力を望むものである。収入総額43.5%を占める地方交付税は年々減少し、平成18年度は19億2,360万7,000円、このうち普通交付税が17億1,286万3,000円、特別交付税が2億1,074万4,000円で、前年度より4,936万円減少し、県支出金においても4,584万9,000円の減少で、やりくりを厳しくしている。繰入金7,290万2,000円の減少は基金からの繰り入れが減少したもので、好ましい結果と言えます。財政の健全化を図るには、何といたっても町税をふやすことである。産業育成に力を入れ、少しでも自主財源がふえれば財政は安定する。

次に、一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、平成18年度1億5,209万8,000円の減少となっている。さらに、性質別に前年度と比較してみると、別表6、一番最後ですが のとおりであり、人件費で9,016万8,000円の減であり、主な減少は職員給与、委員等報酬で、行政改革における定数減

の効果があらわれている。物件費について3,988万4,000円の減少で、需用費、備品購入費、委託料、旅費等がかなり減少し、節約の効果がうかがえる。補助金4,804万4,000円の減少で、主なものは南伊豆衛生プラント組合負担金、消防団退職報償金の減少である。増加したものは、普通建設事業費3,784万6,000円、災害復旧費4,917万7,000円が主なものである。事業のスリム化、組織のスリム化がなされた予算であるが、町民福祉の向上のため、効率的、効果的な予算執行を今後においても望むものである。

次に、財政分析の状況ですが、財政力指数は先ほど申し上げましたけれども、平成14年度から平成18年度まで0.34から0.35をずっと横ばいが続いている状況です。観光の低迷が大きく影響しているかと思われませんが、地道な産業振興策が望まれる。経常収支比率、14年度75.2から18年度は82.9%となっております。経常的経費は前年度に比較して減少している。この結果、財政分析指標の一つである経常収支比率については、少しではあるが改善されていると思われる。実質公債費は平成17年度10.8%、平成18年度12.1%と上昇しているが、県平均、郡平均を下回っている。その他の指標である実質収支比率、公債費比率、基金残高比率については、平成17年度の県平均、郡平均の数値よりも良好なものが多く、特に問題はない。今後の財政運営には財政分析が重要なポイントであり、結果として数字があらわれるのではなく、目標数値を定め、健全な財政運営を図りたい。

町債について。

平成15年度のピーク時と平成18年度を比較すると3億1,447万2,000円の減少である。また、特別会計を含む平成18年度末残高は90億5,076万6,000円で、平成15年度と比較すると7億2,080万3,000円の減少で、健全な財政運営に近づいていると言える。

基金について。

財政分析の基金残高比率が示すように、平成14年度62.3%から平成18年度は43.3%まで下がっている。特に財政調整基金については2億4,517万8,000円まで減少し、貴重な財源である。今後、財政運営に当たっては慎重な検討を加え、安易に取り崩しされないよう要望する。

最後に、結びでございますが、今、国全体の中で都市と地方の格差拡大が問題となっている。高齢化や人口減少が急速に進んでいくことが懸念される当町の今後の財政運営は一段と厳しいものがある。地方交付税の配分基準の見直しもされるようであるが、国が一定の割合で財源を交付し、不足分を補てんして、最低限の行政サービスを保障することが今後も続いていかないと自治体の運営はできないが、それを過度に期待することは危険である。むしろ自治体間の競争が進む一方で、また自己責任が求められます。財政は地味に引き締めながら

も、知恵を出し、希望の持てるまちづくりに向け確実に前進することを期待してやまないものである。

以上で平成18年度一般会計歳入歳出決算審査の報告を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 監査委員決算審査報告を終わります。

監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

朗読して説明といたしますけれども、時間の都合上、款項とも収入済額、不納欠損額、収入未済額を説明いたします。

それでは、まず第1款の町税でございますが、収入済額8億9,129万2,841円、不納欠損額1,233万992円、収入未済額1億3,076万9,963円となっております。1項町民税2億8,216万844円、35万9,992円、1,484万1,309円。2項固定資産税2億8,416万8,612円、944万9,300円、8,875万5,914円。3項軽自動車税2,079万5,200円、5万5,800円、118万5,800円。4項町たばこ税6,640万3,845円、不納欠損額、収入済額ともゼロです。5項特別土地保有税155万円、246万5,900円、2,374万9,430円。6項入湯税3,621万4,340円、ゼロ、223万7,510円。

2款地方譲与税1億4,404万6,978円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

以下、12款1項まで収入済額の欄のみとなります。

1項所得譲与税6,586万4,978円、2項自動車重量譲与税5,816万6,000円、3項地方道路譲与税2,001万6,000円。

3款1項利子割交付金280万9,000円。

4款1項配当割交付金242万4,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金252万9,000円。

6款1項地方消費税交付金9,713万3,000円。

7款1項ゴルフ場利用税交付金1,350万6,815円。

8款1項特別地方消費税交付金、これはありませんでした。

9款1項自動車取得税交付金5,405万4,000円。

10款1項地方特例交付金1,498万7,000円。

11款1項地方交付税19億2,360万7,000円。

次に、12款ですけれども、次のページに移りまして、1項交通安全対策特別交付金111万7,000円。

13款分担金及び負担金6,744万9,914円、不納欠損額ゼロ、収入済額84万6,000円。1項分担金965万5,266円。2項負担金5,779万4,648円、不納欠損額ゼロ、収入済額84万6,000円、これは保育所保育料7人の未納がございます。

14款使用料及び手数料9,032万9,102円、不納欠損額ゼロ、収入済額69万6,920円。1項使用料7,829万7,690円、不納欠損額ゼロ、収入済額69万6,920円、これは道路・河川占用料及び町営住宅使用料の未納でございます。2項手数料1,203万1,412円。

15款国庫支出金2億726万9,672円、1項国庫負担金1億7,303万4,823円、2項国庫補助金3,103万4,500円、3項委託金320万349円。

16款県支出金1億8,447万5,882円、1項県負担金6,305万6,891円、2項県補助金1億563万9,610円、3項委託金1,577万9,381円。

17款財産収入1,602万9,383円、1項財産運用収入202万456円、2項財産売払収入1,400万8,927円。

18款1項寄附金45万円。

19款繰入金5,812万9,000円、1項特別会計繰入金312万9,000円、2項基金繰入金5,500万円。

20款1項繰越金2億782万9,445円。

21款諸収入8,878万2,133円、不納欠損額ゼロ、収入未済額は332万2,864円。1項延滞金、加算金及び過料78万8,937円。2項町預金利子7円。3項貸付金元利収入1万7,000円、不納欠損額ゼロ、収入未済額332万2,864円、これは災害援護資金の未収金でございます。4項雑入8,797万6,189円、これにつきましては主なものとしたしまして市町村振興協会交付金が2,459万1,000円、銀の湯での物品販売及び貸出収入が1,552万2,000円、在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金533万5,000円などがございます。

続きまして、22款1項町債3億4,800万円。

歳入合計は、予算現額42億9,774万2,000円、調定額45億6,421万7,904円、収入済額44億1,625万1,165円、不納欠損額1,233万992円、収入未済額1億3,563万5,747円、予算現額と収入済額との比較1億1,850万9,165円でございます。

それでは、引き続き歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

歳出につきましては、支出済額の欄のみを説明いたします。

まず、1款1項議会費5,297万5,188円。

2款総務費5億2,105万6,967円、1項総務管理費4億1,020万294円、2項徴税費6,412万3,189円、3項戸籍住民基本台帳費3,041万4,544円、4項選挙費801万7,478円、5項統計調査費764万8,980円、6項監査委員費65万2,482円。

3款民生費7億5,290万8,452円、1項社会福祉費3億3,413万2,963円、2項児童福祉費3億808万4,519円、3項災害救助費8,856円、4項介護保険費1億1,068万2,114円。

4款衛生費5億6,775万816円、翌年度繰越額1,207万5,000円。1項保健衛生費2億6,362万2,872円、翌年度繰越額1,207万5,000円、これは後期高齢者医療事業の繰越明許費でございます。2項清掃費2億9,377万1,944円、3項上水道費1,035万6,000円。

5款農林水産業費1億7,894万556円、1項農業費5,881万5,898円、2項林業費1,678万1,229円、3項水産業費1億334万3,429円。

6款1項商工費1億8,337万3,668円。

7款土木費5億211万3,711円、1項土木管理費3,852万466円、2項道路橋梁費1億6,529万110円、3項河川費715万7,887円、4項港湾費2,401万7,565円、5項都市計画費2億5,056万9,004円。次のページに移りまして、6項住宅費1,655万8,679円。

8款1項消防費2億3,404万8,049円。

9款教育費3億5,490万8,490円、1項教育総務費6,166万2,962円、2項小学校費1億5,132万4,550円、3項中学校費5,142万5,689円、4項幼稚園費3,171万8,976円、5項社会教育費5,374万3,908円、6項保健体育費503万2,405円。

10款災害復旧費2億2,283万6,884円、1項農林水産業施設災害復旧費919万6,136円、2項公共土木施設災害復旧費2億1,364万748円。

11款1項公債費6億539万7,189円。

12款1項予備費については支出はございませんでした。

歳出合計は、予算現額42億9,774万2,000円、支出済額41億7,630万9,970円、翌年度繰越額

1,207万5,000円、不用額 1 億935万7,030円、予算現額と支出済額との比較は 1 億2,243万2,030円でした。

歳入歳出差引残額 2 億3,994万1,195円は平成19年度の一般会計に繰り越しをいたしました。

決算の詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書、それから124ページから127ページの財産に関する調書、そして別冊の決算附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんになっていただきたいと思ひます。

以上、雑駁ではございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第70号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第71号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第71号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成18年度の決算額は、歳入決算額15億2,901万6,768円、歳出決算額13億8,674万3,449円、差引残額1億4,227万3,319円となりました。

詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告につきましては、お手元に配付いたしました決算審査意見をもって報告にかえます。

以下、各特別会計についての監査委員の決算審査報告も同様とし、省略をいたします。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、128ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

先ほどの一般会計と同様に報告説明をいたします。

第1款1項国民健康保険税、収入済額3億8,098万2,463円、不納欠損額357万9,300円、収入未済額1億509万7,649円。

2款使用料及び手数料1項手数料、収入済額18万4,800円。

以下、収入済額分の説明になります。

3款国庫支出金4億9,079万8,846円、1項国庫負担金3億3,389万4,846円、2項国庫補助金1億5,690万4,000円。

4款1項療養給付費交付金2億9,962万2,845円。

5款県支出金7,850万2,175円、1項県負担金599万585円、2項県補助金7,251万1,590円。

6款連合会支出金1項連合会補助金、これはございませんでした。

7款1項共同事業交付金1億2,047万1,825円。

8款財産収入、1項財産運用収入5,281円。

9款繰入金6,547万33円、1項他会計繰入金6,547万33円、2項基金繰入金はございませんでした。

10款 1項繰越金8,794万569円。

11款諸収入503万7,931円、1項延滞金及び過料102万2,800円、2項預金利子ゼロ、3項雑入401万5,131円、これは主なものといたしましては一般被保険者第三者納付金が190万円、その他高額医療費の共同事業基金解散に伴う返還金が187万5,000円でございます。

歳入合計、予算現額14億8,096万4,000円、調定額16億3,769万3,717円、収入済額15億2,901万6,768円、不納欠損額357万9,300円、収入未済額1億509万7,649円、予算現額と収入済額との比較4,805万2,768円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

1款総務費749万3,236円、1項総務管理費717万6,378円、2項徴税費12万9,602円、3項運営協議会費18万7,256円。

2款保険給付費9億1,451万5,730円、1項療養諸費8億218万5,248円、2項高額療養費9,938万4,062円、3項移送費34万6,420円、4項出産育児諸費605万円、5項葬祭費655万円。

3款 1項老人保健拠出金2億5,149万7,627円。

4款 1項介護納付金8,931万5,411円。

5款 1項共同事業拠出金9,380万2,935円。

6款 1項保健事業費446万5,201円。

7款 1項基金積立金5,281円。

8款 1項公債費ゼロ。

9款諸支出金2,564万8,028円、1項償還金及び還付加算金2,564万8,028円、2項延滞金ゼロ。

10款 1項予備費ゼロ。

歳出合計ですけれども、予算現額14億8,096万4,000円、支出済額13億8,674万3,449円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに9,422万551円となっております。

次のページに移りまして、歳入歳出差引残額1億4,227万3,319円は平成19年度の国民健康保険特別会計へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては次のページからの事項別明細書、147ページの財産に関する調書及び決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第71号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第72号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第72号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成18年度の決算額は、歳入決算額12億3,118万1,159円、歳出決算額12億2,897万3,004円、差引残額220万8,155円となりました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、148ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金、 収 入 済 額 6 億 6,343 万 6,000 円。

2 款 国 庫 支 出 金、 1 項 国 庫 負 担 金 3 億 6,710 万 3,000 円。

3 款 県 支 出 金、 1 項 県 負 担 金 9,441 万 4,000 円。

4 款 繰 入 金、 1 項 一 般 会 計 繰 入 金 9,761 万 6,000 円。

5 款 1 項 繰 越 金 812 万 579 円。

6 款 諸 収 入 49 万 1,580 円、 1 項 延 滞 金 及 び 加 算 金 ゼ ロ、 2 項 預 金 利 子 ゼ ロ、 3 項 雑 入 49 万 1,580 円。

歳入合計、予算現額12億7,189万8,000円、調定額及び収入済額とも12億3,118万1,159円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス4,071万6,841円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 医 療 諸 費 12 億 2,085 万 2,425 円。

2 款 諸 支 出 金 812 万 579 円、 1 項 償 還 金 812 万 579 円、 2 項 繰 出 金 ゼ ロ。

歳出合計、予算現額12億7,189万8,000円、支出済額12億2,897万3,004円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ4,292万4,996円でありました。

歳入歳出差引残額220万8,155円は平成19年度老人保健特別会計へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思えます。

以上で老人保健特別会計の内容説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第72号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第73号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第73号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第73号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成18年度の決算額は、歳入決算額8億2,073万2,299円、歳出決算額8億40万1,867円、差引残額2,033万432円となりました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、155ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、収入済額 1 億2,027万6,474円、不納欠損額42万850円、収入未済額174万5,795円。

2 款 1 項手数料 5 万8,000円。

3 款国庫支出金 2 億1,374万9,655円、1 項国庫負担金 1 億4,109万8,000円、2 項国庫補助金7,265万1,655円。

4 款 1 項支払基金交付金 2 億3,140万9,000円。

5 款県支出金 1 億1,696万7,732円、1 項県負担金 1 億1,459万2,000円、2 項県補助金237万5,732円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入ゼロ。

7 款 1 項寄附金ゼロ。

8 款繰入金 1 億1,049万3,306円、1 項一般会計繰入金 1 億1,049万3,306円、2 項基金繰入金はございませんでした。

9 款 1 項繰越金2,726万7,882円。

10款諸収入51万250円、1 項延滞金、加算金及び過料ゼロ、2 項預金利子ゼロ、3 項雑入51万250円。

歳入合計、予算現額 8 億2,786万3,000円、調定額 8 億2,289万8,943円、収入済額 8 億2,073万2,299円、不納欠損額42万850円、収入未済額174万5,794円、予算現額と収入済額との比較、マイナス713万701円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費826万3,181円、1 項総務管理費174万8,599円、翌年度繰越額262万5,000円、これは介護保険システムの改修委託料の繰越明許費でございます。2 項徴収費24万2,227円、3 項介護認定審査会費627万2,355円。

2 款保険給付費 7 億6,199万1,164円、1 項介護サービス等諸費 7 億80万6,800円、2 項介護予防サービス等諸費1,016万2,163円、3 項その他諸費111万6,440円、4 項高額介護サービス等費1,025万8,186円、5 項特定入所者介護サービス等費3,964万7,575円。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金及び 4 款 1 項公債費とも支出はございませんでした。

5 款地域支援事業費1,819万3,250円、1 項介護予防事業費484万9,653円、2 項包括的支援

事業・任意事業費1,334万3,597円。

6款1項基金積立金ゼロ。

7款諸支出金1,195万4,272円、1項繰出金ゼロ、2項償還金及び還付加算金1,195万4,272円。

8款1項予備費、これは支出はございませんでした。

歳出合計ですけれども、予算現額8億2,786万3,000円、支出済額8億40万1,867円、翌年度繰越額262万5,000円、不用額2,483万6,133円、予算現額と支出済額との比較は2,746万1,113円となっております。

歳入歳出差引残額2,033万432円は平成19年度介護保険特別会計へ繰り越いたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、それと178ページの財産に関する調書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第73号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第74号～議第76号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第74号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定

について、議第75号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいま一括上程させていただきました議第74号、議第75号、議第76号、3議案とも財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げるものであります。

議第74号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額127万5,651円、歳出総額67万116円、差引残額60万5,535円となりました。

議第75号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額12万1,897円、歳出総額5,000円、差引残額11万6,897円となりました。

議第76号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額912万5,388円、歳出総額892万7,000円、差引残額19万8,388円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、179ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明を申し上げます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額13万1,975円。

2 款 1 項繰越金114万3,676円。

3 款諸収入、1 項預金利子ゼロでございます。

歳入合計、予算現額113万2,000円、調定額及び収入済額とも127万5,651円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は14万3,651円でありました。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費67万116円。

歳出合計、予算現額113万2,000円、支出済額67万116円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ46万1,884円でありました。

歳入歳出差引残額60万5,535円は平成19年度南上財産区特別会計へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び184ページの財産に関する調書、また決算の附属資料であります主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南上財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、185ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

1 款1 項繰越金、収入済額は12万1,897円。

2 款諸収入、1 項預金利子はありませんでした。

歳入合計、予算現額12万2,000円、調定額、収入済額とも12万1,897円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナスの103円となりました。

次のページの歳出でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費5,000円。

歳出合計、予算現額12万2,000円、支出済額5,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ11万7,000円。

歳入歳出差引残額11万6,897円は平成19年度南崎財産区特別会計へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び190ページの財産に関する調書、また主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南崎財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、191ページをお願いいたします。

平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額が884万8,541円。

2 款繰入金、1 項基金繰入金ゼロ。

3 款1 項繰越金27万6,847円。

4 款諸収入、1 項預金利子はございませんでした。

歳入合計、予算現額912万4,000円、調定額及び収入済額とも912万5,388円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は1,388円となりました。

次のページの歳出をお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額892万7,000円。

歳出合計、予算現額912万4,000円、支出済額892万7,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び次の予算現額と支出済額との比較はそれぞれ19万7,000円。

歳入歳出差引残額19万8,388円は平成19年度三坂財産区特別会計へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び196ページの財産に関する調書、また別冊の主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で三坂財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

これで3つの財産区特別会計の決算内容説明を終了いたしますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案3件を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第74号議案、議第75号議案及び議第76号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで10時45分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第77号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第77号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第77号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

平成18年度の決算額は、歳入総額346円、歳出総額同じく346円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、決算の内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、197ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額346円。

2 款繰入金、1 項基金繰入金及び3 款1 項繰越金とも収入はございませんでした。

歳入合計、予算現額2,000円、調定額及び収入済額とも346円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス1,654円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項公共用地取得費、支出はございませんでした。

2 款繰出金、1 項基金繰出金346円。

歳出合計、予算現額2,000円、支出済額346円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに1,654円。

歳入歳出差引残額ゼロでございました。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で土地取得特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第77号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第78号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第78号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成18年度の決算額は、歳入総額4億1,321万4,526円、歳出総額4億1,321万4,526円、差引繰越額ゼロ円であります。

詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、202ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、収入済額1,888万3,400円、不納欠損額ゼロ、収入未済額746万5,400円。

2 款使用料及び手数料3,722万151円、ゼロ、42万1,490円、1 項使用料3,721万6,458円、ゼロ、42万8,490円、2 項手数料3,700円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金6,500万円。

4 款県支出金、1 項県補助金ゼロ。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金2 億4,908万875円。

6 款1 項繰越金ゼロ。

7 款諸収入3 万100円、1 項預金利子ゼロ、2 項雑入3 万100円。

8 款1 項町債4,300万円。

歳入合計、予算現額4 億2,018万円、調定額4 億2,110万1,416円、収入済額4 億1,321万4,526円、不納欠損額ゼロ、収入未済額788万6,890円、予算現額と収入済額との比較はマイナス696万5,474円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款下水道費、1 項下水道建設費、支出済額 1 億5,998万470円。

2 款業務費2,818万4,933円、1 項業務費852万2,884円、2 項施設管理費1,966万2,049円。

3 款 1 項公債費 2 億2,504万9,123円。

4 款 1 項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 4 億2,018万円、支出済額 4 億1,321万4,526円、翌年度繰越額ゼロ、
不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ696万5,474円でありました。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、213ページの財産に関する調書、
それと主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第78号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第79号、議第80号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第79号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳
出決算認定について、議第80号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳
出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいま一括上程させていただきました議第79号、議第80号、2議案とも漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

議第79号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1,768万385円、歳出総額同じく1,768万385円となりました。差引残額ゼロ円です。

議第80号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2,120万7,897円、歳出総額同じく2,120万7,897円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、214ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額24万1,154円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料477万9,110円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金1,261万300円。

4 款 1 項繰越金ゼロ。

5 款諸収入、1 項雑入 4 万9,828円。

歳入合計、予算現額1,873万1,000円、調定額及び収入済額とも1,768万385円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス105万615円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額542万7,625円。

2 款1 項公債費1,225万2,760円。

歳出合計、予算現額1,873万1,000円、支出済額1,768万385円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ105万615円でありました。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、220ページの財産に関する調書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、221ページをごらんください。

平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額2万2,890円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料466万5,280円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金1,647万3,484円。

4 款1 項繰越金ゼロ。

5 款諸収入、1 項雑入4万6,243円。

歳入合計、予算現額2,195万8,000円、調定額及び収入済額ともに2,120万7,897円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス75万103円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額475万7,303円。

2 款1 項公債費1,645万595円。

歳出合計、予算現額2,195万8,000円、支出済額2,120万7,897円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ75万103円です。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、226ページの財産に関する調書、そして主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで2つの漁業集落排水事業特別会計の決算内容説明を終了いたしますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案2件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第79号議案及び議第80号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第81号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成18年度の決算額は、歳入決算額5,241万947円、歳出決算額同じく5,241万947円、差引繰越額ゼロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、227ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について、まず歳入から説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額537万9,000円。

2 款県支出金、1 項県補助金3,010万円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金473万1,947円。

4 款諸収入、1 項預金利子、2 項雑入ともゼロでございます。

5 款1 項町債1,220万円。

歳入合計、予算現額5,273万8,000円、調定額及び収入済額とも5,241万947円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス32万7,053円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款漁業集落環境整備費、1 項妻良漁業集落環境整備費、支出済額5,122万5,728円。

2 款1 項公債費118万5,219円。

3 款1 項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額5,273万8,000円、支出済額5,241万947円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ32万7,053円でありました。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、そして233ページの財産に関する調書、それから主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で妻良漁業集落環境整備事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第81号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第82号 平成18年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第82号 平成18年度南伊豆町水道事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。

当期の事業収益は前年に比べ0.2%減の2億4,373万1,000円となりました。これは給水収益等の減によるものであります。事業費用は前年に比べ0.8%増の2億6,690万6,000円となりました。主に原水浄水送水配水給水費の増、青野大師ダム維持管理費負担金などによるものであります。この結果、当期の損益は2,317万6,000円の純損失を計上することとなりました。資本的収入の決算額は3,925万3,000円、同支出額は1億4,221万7,000円の結果となり、不足額1億296万4,000円につきましては損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

渡辺幸雄監査委員。

〔監査委員 渡辺幸雄君登壇〕

監査委員（渡辺幸雄君） 水道事業会計の決算審査の結果を報告いたします。

平成18年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

審査の期間は、19年6月1日から同年の7月31日までです。

2として実施審査場所、南伊豆町上下水道課。

3、審査の手續、この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めるその他の審査手續を6月15日に実施した。次いで、本事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第2、審査の結果。

1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

2、経営状況について。

（1）経営成績について。

南伊豆町の水道事業の平成15年度から18年度までの推移は別表2のとおりである。平成18年度において、営業収益は2億4,321万3,000円で、前年度比0.3%の減となり、うち大部分を占める給水収益は1.5%の減の2億3,902万9,000円となり、平成14年度以降連続5年減少が続いている。営業費用は2億2,931万6,000円で、前年比1.5%の増となり、原水浄水送水配水給水費3,713万2,000円、9.0%増（青野大師ダム維持管理費負担金）、減価償却費、1億586万6,000円、4.4%の増、受託工事費419万4,000円、208.8%の伸びが著しい。

ちなみに、南伊豆町の水道事業の経済性を評定するため経営比率を算出すると次のようになる。この表から、水道事業の経済性を総合的に表示する経営資本営業利益率は、平成15年度が1.2%で年鑑指標を上回っているものの、その後年々低下し、平成18年度は0.4%となっている。経営資本営業利益率は経営資本回転率と営業収益利益率に分解することができる。経営資本営業利益率が悪化した原因は、経営資本回転率が0.1で各年とも変わらないが、営業収益利益率が悪化したことにあることがわかる。営業収益利益率の悪化した主たる原因は、

給水収益の営業収益が前年度比1.5%減少し、なおかつ原水浄水送水配水給水費等の営業費用が前年度比1.5%上昇したことによるものである。この結果、営業収益対営業費用比率は平成15年度117.4%、平成16年度110.6%、平成17年度107.9%、平成18年度106.6%と年々悪化している。

また、年鑑指標というのがありますけれども、これは地方公営企業年鑑の全国統計です。これは給水人口とか、平均値を出しておるわけですが、それといろいろ比較をしてあります。

次に、として施設の利用状況について、別表1をごらんいただきたいと思います。

南伊豆町の水道事業の1日の配水能力は、平成15年度から18年度まで各年度とも1万988立方メートルである。これに対する1日の平均配水量は平成15年度6,028立方メートル、平成16年度5,942、平成17年度5,757、18年度5,595立方メートルとなっており、この結果、施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、平成15年度54.9%、平成16年度54.1%、平成17年度52.4%、平成18年度50.9%となり、年々減少している。年鑑指標と比較してみても平成18年度は下回っている。

施設の利用率は負荷率と最大稼働率に分解することができる。今、南伊豆町のこれらの比率を算出すると、1日の最大配水量は平成15年度8,494立方メートル、平成16年度は8,440、17年度8,041、18年度8,322立方メートルとなっているが、負荷率は平成15年度71.0%、16年度70.4%、17年度71.5%、18年度67.2%となり、年鑑指標の73.0%と比較すると各年度ともこれを下回っている。また、最大稼働率は平成15年度77.3%、平成16年度76.8%、平成17年度73.2%、平成18年度75.7%となり、年鑑指標の71.3%と比較すると各年度ともこの数値を上回っている。以上、施設の利用状況では施設利用率は年々減少しているところが気がりである。

次に、人件費と労働生産性について。

南伊豆町の水道事業の人件費（給与）は別表3のとおりであり、平成15年度5,744万8,000円、16年度6,301万9,000円、平成17年度5,457万9,000円、平成18年度5,425万4,000円となっており、人員削減を図った結果、平成17年度からは減少している。その総費用に占める割合は、平成15年度22.0%、16年度23.4%、17年度20.6%、18年度20.3%となっている。また、給水収益に対する人件費の割合は、平成15年度は22.7%、16年度25.2%、17年度22.5%、平成18年度22.7%となっており、年鑑指標の18%と比較すると各年度とも高くなっている。人件費をさらに分析するため、南伊豆町水道事業における労働生産性を示す指標を算出すると、次の表のとおりである。この表から、南伊豆町水道事業の労働生産性を示す指標はすべて年

鑑指標を下回っている。

なお、水道事業における労働生産性をもっと端的に表示する1人当たりの有収水量及び営業収益が各年度とも年鑑指標を下回っていることは、南伊豆町の水道事業の労働生産性が全国規模の水道事業の平均より低いことを示している。

次に、南伊豆町の職員数を年鑑指標と比較すると次のようになる。この表から、給水量1万立方当たりの職員数は年鑑指標と比較して損益勘定職員数でおおむね良好の状況であるが、現状配水施設関係職員数では良好とは言えない。

また、職員の平均給与を年鑑指標と比較すると次の表のとおりで、南伊豆町水道事業の平均給与は平成17年度より若干低く、手当においては上回っており、平均年齢、平均勤続年数についても年鑑指標を上回っている。今後は経営のためにも削減等、効率的な業務運営を図り、労働生産性を高めるよう努力する必要がある。さらに、南伊豆町の水道事業の平均給与と労働生産性及び労働分配率を見ると次の表のとおりである。

として、支払利息の関係です。

支払利息は別表3、性質別費用構成表のとおりで、平成15年度4,026万4,000円、平成16年度3,896万6,000円、17年度3,767万1,000円、平成18年度3,552万3,000円となっており、その総費用に占める割合は、平成15年度15.4%、平成16年度14.5%、平成17年度14.2%、平成18年度13.3%になっており、年々減少している。また、給水収益に対する利息の割合を見ると、平成15年度は15.9%、16年度は15.6%、17年度15.5%、18年度14.9%となっており、年々減少している。

財政状態について。

南伊豆町の水道事業の平成15年度末から平成18年度末の財政状態及び資本的収支の状況を見ると、別表4、別表5のとおりである。正味運転資本が増加しておれば財政状況は良とするが、上記の表のとおり減少している。この結果、平成18年度の財政状態は前年度末の財政状態よりも正味運転資本が1,924万6,000円減少し、悪くなっている。ちなみに、水道事業の財政状態の短期流動性、長期健全性の良否を示す財源比率を算出すると次表のとおりである。このように、短期流動性を示す流動比率は平成15年度を除き大きく下回っており、長期健全性を示す自己資本比率においても年鑑指標を下回っている。固定資産対長期資本比率も年々悪化している。これは100%以内が望ましいと言われております。

3として、建設改良工事。

建設改良工事費7,023万2,000円の主なものは、上水道第5次拡張事業2,940万円、老朽管

布設工事、一条簡易水道855万6,000円、南上簡易水道600万1,000円、公共下水道関連工事、手石地区第1工区737万5,000円、手石地区第2工区626万6,000円を実施した。平成18年度で上水道第5次拡張事業の全体計画は完了となった。今後は老朽管布設工事、公共下水道関連工事が主となるが、これまでの過大投資が財政を圧迫していることを考えると、工事は最低限に抑えるべきである。

次に、未収金と不納欠損金を挙げております。

未収金については、17年度と18年度を比較してありますが、未収金については例月出納検査において毎月報告をまとめ、徴収努力を促してきたが、平成17年に比べて現年度末現年度未収金において442万7,157円、過年度未収金においては31万3,351円の減少となり、わずかながら改善の跡が見られる。金額の大部分を占める大口の徴収については、今後も最大の努力をされたい。

不納欠損金の処理については217万824円とかなり高額となったが、やむを得ないものと思われる。

5として、業務の効率化、管理委託について。

検針の効率化、近隣市町村では数年前から既に実施済みである検針の2カ月に1回の実施は、事務の効率、経費の節減につながり、また下水道対象地域の漸増化に伴い、早急に実施をされたい。

管理業務の委託、住民サービスの安全・安心面では、日々の水質管理業務や緊急事態に備えての職員待機等についても、業務の委託が可能であれば、職員の勤務改善や経費の節減につながるために具体的な検討を実施されたい。

最後に、結びでございますけれども、平成18年度2,317万6,000円の損失となっているが、これは昨年に引き続き4年連続の赤字であり、健全経営に向けての取り組みが迫られている。給水人口が1万人を割り、今後も間違いなくこの人口減少は続くものと想定される。また、環境に対する関心も高まり、公共下水道供用開始等により節水意識の定着が一段と進むものと思われる。今後、営業収益を維持、増大させるには、利用者への負担も検討さざるを得ない状態になってきている。以上の見地から、現有施設の維持管理費についても最低限に絞るとともに、経営の安定、人件費の抑制、業務委託の推進、未収金の回収など、合理化に向けた事務事業の見直しを一層徹底されたい。

以上で平成18年度水道事業会計決算審査の報告を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 監査委員決算審査報告を終わります。

監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小坂孝味君登壇〕

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、水道事業の内容説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、（1）収益的収入及び支出のうち、収入から説明いたします。

第1款水道事業収益は、予算額2億6,391万9,000円に対しまして、決算額は2億5,591万5,289円で、予算に比べ800万3,711円の減となっております。収益の内訳としまして、第1項営業収益2億5,537万3,510円、第2項営業外収益54万1,779円となっております。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用は、予算額3億119万9,000円に対しまして、決算額は2億7,621万6,894円で、不用額は2,498万2,106円となっております。費用の内訳としまして、第1項営業費用2億3,264万6,254円、第2項営業外費用4,139万9,816円、3項予備費ゼロ、第4項特別損失217万824円であります。

次に、2 ページをお開きください。

（2）資本的収入及び支出のうち、初めに収入でございます。

第1款資本的収入は、予算額合計4,290万円に対しまして、決算額は3,925万3,250円で、予算額に比べ364万6,750円の減となっております。第1項他会計繰入金1,000万円、第2項国県補助金ゼロ、第3項企業債1,940万円、第4項給水負担金233万4,000円、第5項建設改良工事負担金751万9,250円でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、予算額1億6,488万7,000円に対しまして、決算額は1億4,221万7,430円で、不用額は2,266万9,570円であります。支出の内訳としまして、第1項建設改良費7,023万1,874円、第2項企業債償還金7,198万5,556円、第3項予備費ゼロでございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億296万4,180円は、過年度損益勘定留保資金1億17万282円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額279万3,898円で補てんいたし

ました。

次に、3ページの平成18年度南伊豆町水道事業会計損益計算書についてご説明いたします。

なお、損益計算書につきましては消費税抜きでございます。

初めに、1、営業収益であります、(1)の給水収益から(3)その他営業収益までの合計額、営業収益は2億4,321万3,377円となっております。

次に、営業費用は、(1)の原水浄水送水配水給水費から(7)その他営業費用までの合計額は2億2,931万5,728円で、差引営業利益は1,389万7,649円であります。

次に、4ページをお開きください。

3、営業外収益は、(1)取扱利息及び配当金と(2)雑収益で51万7,264円あります。

4、営業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費3,552万3,116円で、差引営業外損益は3,500万5,852円のマイナスであります。

経常損失は2,110万8,203円となっております。

5、特別損失としまして、(1)過年度損益修正損206万7,452円を計上いたしましたので、当年度純損失は2,317万5,655円となります。前年度未処理欠損金が738万6,339円ありますので、当年度未処理欠損金は3,056万1,994円となります。

次に、5ページの平成18年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書についてご説明いたします。

初めに、利益剰余金の部であります、の減債積立金と の利益積立金につきましては、増減、残高ともございません。

、未処分利益剰余金につきましては、(1)前年度未処理欠損金は738万6,339円で、繰越欠損金年度末残高は738万6,339円となりました。(3)当年度純損失は2,317万5,655円でしたので、当年度未処理欠損金は3,056万1,994円となります。

次に、6ページをお開きください。

資本剰余金の部についてご説明いたします。

、国県補助金は、前年度末残高3億9,649万7,396円、当年度処分額12万9,900円で、当年度末残高は3億9,637万3,496円あります。

、受贈財産評価額は、前年度末残高2億5,453万1,499円で、当年度末残高も同じ2億5,453万1,499円あります。

、工事負担金は、前年度末残高4億9,199万7,320円、当年度発生高985万3,250円で、当年度末残高は5億173万9,428円あります。

、他会計補助金は、前年度末残高4,679万9,048円で、当年度末残高は4,679万9,048円
あります。

翌年度繰越資本剰余金合計額としまして11億9,944万3,471円となっております。

次に、平成18年度南伊豆町水道事業会計欠損金処理計算書についてご説明いたします。

1、当年度未処理欠損金は3,056万1,994円。

3、翌年度繰越欠損金は3,056万1,994円となります。

次に、8ページの平成18年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表についてご説明いたします。

初めに、資産の部であります。

1、固定資産のうち有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの減価償却累計額
を控除しました有形固定資産合計は37億150万7,782円であります。無形固定資産は、水利権
と電話加入権で、無形固定資産合計は281万3,000円であります。固定資産合計額は37億432
万782円となります。

2、流動資産の現金預金は1億3,188万3,993円で、給水未収金は3,332万3,185円となっ
ております。貯蔵品は11万9,440円で、流動資産合計額は1億6,532万6,618円で、資産合計は
38億6,964万7,400円であります。

次は、負債の部であります。

3、流動負債は未払金と預り金で、流動負債合計は2,803万8,792円で、負債合計は同額の
2,803万8,792円あります。

次に、資本の部であります。

10ページをお開きください。

4、資本金、自己資本金は12億7,309万4,091円あります。借入資本金のうち企業債は13
億9,963万3,040円で、資本金合計は26億7,272万7,131円となります。

5、剰余金、(1)資本剰余金は、イの国県補助金から二の他会計補助金までの資本剰余
金合計は11億9,944万3,471円あります。(2)利益剰余金、当年度未処理欠損金合計は
3,056万1,994円で、剰余金合計は11億6,888万1,477円となります。

資本合計は38億4,160万8,608円あります。

負債・資本合計は38億6,964万7,400円で、資産の資産合計と一致します。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(渡邊嘉郎君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第82号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第83号 平成18年度伊豆つくし学園組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第83号 平成18年度伊豆つくし学園組合会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、過去の全員協議会等でその経過等をご説明申し上げておりますが、伊豆つくし学園は平成19年3月31日をもって解散となったため、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、事務を継承した普通地方公共団体の長において、その決算について議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算報告につきましては、お手元に配付いたしました平成18年度伊豆つくし学

園組合会計歳入歳出決算審査意見書をもって報告にかえます。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 藤原富雄君登壇〕

健康福祉課長（藤原富雄君） それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度伊豆つくし学園組合会計歳入歳出決算について内容説明を申し上げます。

予算3億1,920万5,000円、歳入決算3億1,501万7,696円、予算に対しまして98.7%の執行でございます。歳出決算2億9,537万8,206円、予算に対しまして92.5%の執行でございます。差引額1,963万9,490円でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、歳入の部でございます。

収入済額のみ説明させていただきます。

1款分担金及び負担金1億3,012万8,296円、1項分担金1億1,262万8,000円、2項預金利子ゼロ、3項負担金1,750万296円。

2款県支出金1億3,348万153円、1項県負担金1億3,348万153円、2項県補助金ゼロでございます。

3款1項寄附金12万円。

4款1項繰越金2,370万9,211円。

5款諸収入970万5,036円、1項預金利子12円、2項雑入970万5,024円。

6款1項基金繰入金1,787万5,000円。

歳入合計、予算現額3億1,920万5,000円、調定額3億1,501万7,696円、収入済額3億1,501万7,696円、不納欠損額、収入未済額はゼロでございます。予算現額と収入済額との比較、マイナス418万7,304円。

次に、歳出でございます。

歳出につきましても、支出済額のみを説明させていただきます。

1款1項議会費30万9,612円。

2款1項総務費229万910円。

3款1項施設費2億7,594万5,224円。

4款1項基金積立金1,287万5,000円。

5款1項諸費383万4,000円。

6款1項予備費12万3,460円。

歳出合計、予算現額 3 億1,920万5,000円、支出済額 2 億9,537万8,206円、翌年度繰越額ゼロ、不用額2,382万6,794円、予算現額と支出済額との比較2,382万6,794円。

ページをめくっていただきまして、歳入歳出差引残額1,963万9,490円、うち基金繰入額はゼロでございます。解散ということで、基金への繰入金はなしということでございます。

事項別明細は飛ばさせていただきます、9 ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 3 億1,501万7,000円、歳出総額 2 億9,537万8,000円、歳入歳出差引額1,963万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源につきましてはゼロでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、解散に伴うものでありまして、翌年度への繰越財源はなしということでございます。よって、実質収支額でございますが、1,963万9,000円となります。

ページをめくっていただきまして、財産に関する調書でございます。

1、公有財産のうち土地及び建物でございます。土地につきましては借地でございます、市有地はないと、ゼロということでございます。建物につきましては、管理棟以下 8 棟の合計といたしまして1,982.42平方メートルでございます。

次に、(2) 物品でございます。物品につきましては、1 件10万円以上のものを記載しております。車両以下28品目を記載して、このとおりでございます。

次、ページをめくっていただきまして、3、基金でございます。現金、前年度末現在高500万円、決算年度中現在高、増として1,287万5,000円、減で1,787万5,000円、決算年度末現在高ゼロ円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議第83号 平成18年度伊豆つくし学園組合会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終了しましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議のため、明日より10月4日までは休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

平成19年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成19年10月5日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第71号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第72号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第73号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第74号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第75号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第76号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第77号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第78号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第79号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第80号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第81号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第82号 平成18年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 発議第8号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
- 日程第16 発議第9号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書

日程第 17 閉会中の継続調査申出書について

日程第 18 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	竹 河 十九巳 君	2 番	谷 正 君
3 番	長 田 美喜彦 君	4 番	稲 葉 勝 男 君
5 番	保 坂 好 明 君	6 番	清 水 清 一 君
7 番	梅 本 和 熙 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 史鶴哉 君	副 町 長	小 針 弘 君
教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴木 博志 君
企画調整課長	外 岡 茂 徳 君	建 設 課 長	奥 村 豊 君
産業観光課長	山 田 昌 平 君	町 民 課 長	大 野 寛 君
健康福祉課長	藤 原 富 雄 君	教 育 委 員 会 長	山 本 信 三 君
上下水道課長	小 坂 孝 味 君	教 務 局 長	
総 務 係 長	松 本 恒 明 君	会 計 管 理 者	大 年 清 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 正 久	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第4日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

議第70号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） これより議案審議に入ります。

議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、予算決算常任委員会、一般会計についての委員会報告をさせていただきます。

1日目、開催月日及び会場、平成19年10月1日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後4時2分。

委員会の出席状況及び委員外議員の出席議員は記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりです。

2日目、開催月日及び会場、平成19年10月2日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況及び委員外議員の出席議員は記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

1日目といたしまして、1、議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入について行いました。

1、決算の収支及び財政状況の基準財政需要額、基準財政収入額、標準財政規模及び財政分析各指標について質疑があり、各財政状況についての説明があり、総合的には三位一体の国の行革の影響が出てきている。町も行革を進めていきたいとの答弁がなされた。

2、ことし新たに法律で4指標の公表をすべきとあったとの質疑に対し、目標数値を掲げ行革を進めていきたいとの答弁がなされた。

3、国保税の納付と運用について、国保会計のシミュレーションはとの質疑に対し、行っていないとの答弁がなされた。

4、後期高齢者制度の国保税の徴収方法について質疑があり、旧法のただし書き方式でいくと思われるとの答弁がなされた。

5、財政シミュレーション、町の財政計画をつくってあるのかとの質疑に対し、合併問題等もあり、現在見直しをして、総務課で集計し、今後5年間のシミュレーションをつくっていくとの答弁がなされた。

6、町は単独でいった場合の財政計画なのかとの質疑があり、町は単独でいくとは言っていないとの答弁がなされた。

7、合併をするためのシミュレーションを作成すべきではないのかとの質疑があり、合併と町のシミュレーションとは別であるとの答弁がなされた。

8、実質将来負担率について質疑があり、国・県から算出方法について明確に示されていないため、まだ作成していないとの答弁がなされた。

9、財政計画について質疑があり、ありのままの数字でつくっていくとの答弁がなされた。

10、地方交付税について質疑があり、各団体と協力して減額されないよう努力していくとの答弁がなされた。

11、財政計画をしっかりと正しく行うよう要望があった。

12、寄附金のうち、一般寄附金と民生費寄附金について質疑があり、一般寄附金は農林水産物直売所「湯の花」からの20万円であり、民生費寄附金は社会福祉事業に対する寄附金25万円であるとの答弁がなされた。

13、入札関係で、どのように入札しているか質疑があり、一般的には30万円以上は指名競争入札である。平成19年度、1カ所総合評価方式を取り入れ、平成20年度に向けて成績評価を導入し、適正価格と品質確保による社会資本の整備を推進したいとの答弁がなされた。

14、南伊豆総合計算センターと新電算システム「TKC」との比較はとの質疑に対し、平成15年度計算センターのときは3,386万円であり、平成18年度TKCでは4,253万円であり、約900万円ふえているとの答弁がなされた。

15、新電算処理導入費用はどのくらいかかっているのかとの質疑に対し、後ほど回答するとの答弁があった。

16、電算システムTKCに対し経費を圧縮してほしいとの質疑があり、郡内にある連絡協議会を通じ、できる限り圧縮していく方針であるとの答弁がなされた。

17、町財政計画の内容はどうしていくのか、また各公共施設の建てかえはどう考えているのかとの質疑があり、町総合計画、まちづくり計画を基本にしていく。各施設の建てかえに対しては、財政も考え、3年ごとに総合計画も見直し、これからつくる財政計画の中で考えているとの答弁がなされた。

18、訴訟代理人業務委託料に関して、岩崎産業ジャングルパークの裁判の内容及び経過について質疑があり、裁判係争中であり、内容は公表できない。経過については、3月14日に地裁下田支部に訴状が提出された。これまで2回の公判が行われ、全面的に争うとしているとの答弁がなされた。

19、道路交通法改正に対して、町職員の交通安全に対する考えはとの質疑があり、南伊豆町は県内でも大変厳しい規定がある。今後も交通安全に対し気を引き締めていくとの答弁がなされた。

20、路線バス問題対策協議会の内容について、また廃止してもよいのではとの質疑があり、今の制度でいくのが一番よいと考えている。地域の交通であり、今回統合される高校の対策

についても要望が出ている現状であり、また補助金制度がある以上、これに対応するため廃止することはできない。当町は約700万円の負担で済んでいるとの答弁がなされた。

21、町ふるさとづくり推進委員会での答申の薬用試験場跡地利用の考えは、また進みぐあいはどうなのか質疑があり、これから池田設計のプランにより実施設計を行っていく。農林水産物直売所「湯の花」が主体となる。また、農業者の育成と観光交流のためにつくりたいとの答弁がなされた。

22、日詰遺跡の展示はどこに入るのかとの質疑があり、文化交流施設の多目的室等の中を検討していきたいとの答弁がなされた。

23、防災行政無線の難聴地域の解消対策はとの質疑があり、町担当と業者の共同でいろいろな面から対策を講じている。また、県・町補助金対象の個別受信防災ラジオを有料で1,600台給付したとの答弁がなされた。

24、社会福祉協議会の雨漏り工事はどのように行ったか、また新聞報道への対応はとの質疑があり、平成18年度に114万円で屋根と事務所を修繕した。報道に関しては特に反論しなかったとの答弁がなされた。

25、清掃センターの職員構成について質疑があり、職員5名、臨時職員4名で、資格取得者は臨時職員で対応している。また、この10月の人事異動で50歳代の職員を配置した。

26、若い職員に資格取得をするよう要望があった。

27、介護保険事業の各事業の内容について質疑があり、各事業の説明があり、地域支援事業でお達者クラブなど5カ所で行っているとの答弁がなされた。

28、共立湊病院の建設検討委員会の会議の内容について質疑があり、病院の建設検討委員会では耐震補強診断については取りやめる方向となったとの答弁がなされた。

29、共立湊病院の建てかえはいつごろを目途にしているのかとの質疑に対し、平成27年度を目途にしていきたいとの答弁がなされた。

30、共立湊病院の建てかえの話について、賀茂医療圏での役割など賀茂医師会の中で話し合いはなかったのかとの質疑があり、賀茂医療圏での中核病院として役割が必要であると考え。また、医師会と連携して今後検討していきたいとの答弁がなされた。

31、各高齢者サービス事業の成果はとの質疑に対し、各地区の公民館を使用して介護予防事業を行っているとの答弁がなされた。

32、食事サービスの内容について質疑があり、南伊豆町は管理栄養士も配置され、賀茂郡下でも一番進んでいるとの答弁がなされた。

33、保健福祉センターの建設の考え方について質疑があり、国・県の補助率が下がった現状の中で非常に厳しい。平成14年度が一番補助率が高かったとの答弁がなされた。

34、清掃費について、清掃審議会でのごみ有料化等の考え方について質疑があり、10月9日からの地区説明会で内容説明をしていきたいとの答弁がなされた。最終処分場維持管理協力集落振興交付金の平成18年度支出金62万5,000円について質疑があり、地元区との協定は平成14年4月から平成19年3月までであり、支払総額が292万5,000円、支払済額が230万円であり、その差額62万5,000円であるとの答弁がなされた。

35、南豆衛生プラントの炭化システムはどうなっているのかとの質疑があり、現状はリサイクルできていないが、下田市と南伊豆町の課長及び主幹クラスにより検討委員会を立ち上げ、第1回目の委員会を開催したところであるとの答弁がなされた。

36、敬老金について次年度も継続するのかとの質疑に対し、郡下、各町を見定めながら検討していきたいとの答弁がなされた。

37、少子化対策、学童保育、放課後子どもプランの内容について質疑があり、審議会で検討しているが、制度が2案あり、どちらか一方の制度を採択したいとの答弁がなされた。

38、保育所の耐震化対策について質疑があり、教育委員会と町当局とで協議し、検討していくとの答弁がなされた。

39、小学校の統廃合について質疑があり、大変難しい課題であり、視点の当て方により、学力、人づくりなどが変わってくるのではなかろうかとの答弁がなされた。

40、学校統合しても経費は変わらないのではとの質疑があり、調査したところ、統合してもしなくても経費は変わらないとの答弁がなされた。

41、中体連の旅費はどこから支出しているのかとの質疑があり、その都度、町で予算化しているとの答弁がなされた。

42、町内文化財の現状と掘り起こしについて質疑があり、町史の編さんは今がチャンスと考える。また、寄贈された石垣りんさんの遺品コーナーをつくっていきたいとの答弁がなされた。

43、学校での消耗品の即対応ができていないのではないかと質疑があり、指定業者であればよいとの答弁がなされた。

2日目、2、議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入について行いました。1

石廊崎ジャングルパーク訴訟の経過、今後の日程について訂正報告があり、平成19年3月14日、訴状提出、3月29日、口頭弁論呼び出し、4月30日、答弁書提出、5月7日、第1回口頭弁論、6月21日、南伊豆町準備書面提出、8月28日、岩崎産業準備書面提出、10月25日、南伊豆町準備書面提出予定。

1、湯の花直売所はどのような組織になっているのか、出資組合と認識しているがそのとおりか、観光交流館建設後の体制はどう考えているのか、漁協が入ると聞いているが、漁民生産者の出荷との整合性はどのように考えているのかとの質疑があり、湯の花は農業振興会の出資組合で、出荷者の手数料で運営、生産者に直接売り上げが落ちるようになっているとの答弁がなされた。

2、巻き網漁船対策のポイントについてどのように認識しているのかとの質疑があり、混獲の監視の強化を進める予定との答弁がなされた。

3、観光交流館をつくって湯の花直売所が入るが、地元商店とのバランスをどのように考えているのかとの質疑があり、由比町の直売所の事前視察を行ったが、直売所の周辺が発展するという相乗効果になっている。魅力ある商店街づくりを研究するとの答弁がなされた。

4、湯の花直売所の開設の経過は、買収後、未使用だった旧薬用栽培試験場建物を何とか活用するため、役場の方から農業振興会の中で直売所開設運営の経験がある会員に運営を依頼したと思うがそのとおりか、運営役員はボランティアでやっていると思うがとの質疑があり、役場から運営を依頼した。運営者はボランティアというのはそのとおりで、命がけで運営に当たっているという声を聞いているとの答弁がなされた。

5、わくわくカードで納税できる制度も商店街活性化の一つの方策と思うが、さくらまつり出店者との調整を考えているのかとの質疑があり、わくわくカードはいろいろ調整し詰めていきたい。また、さくらまつり出店者との調整はこれから行うとの答弁がなされた。

6、湯の花直売所の経過は、農業振興会のグループからやらせてほしいと言ってきたので始めたと前の当局から聞いてきた。本当の経過を改めて報告を求めるとの質疑に対し、前の書類を調べて報告するとの答弁がなされた。

7、林道青野八木山線の現在の進捗状況はとの質疑に対し、平成19年から10年間、県営で進める内容。幅員は4メートル、環境影響調査を行っている。平成20年度、260メートルをつくりたいとの答弁がなされた。

8、青野地区観光整備事業について、観光誘客に釣り堀など計画はどうかとの質疑に対し、観光利用を県と考えるとの答弁がなされた。

9、遊歩道の管理箇所、崩落している波勝崎遊歩道の対応は、またマーガレット栽培委託の今後は、天神原つつじ公園は携帯電話が繋がらないが春先救急対応で支障があった、対策を求めるとの質疑に対し、遊歩道は町内6コース、22.4キロメートル、年2回草刈り管理している。松崎町で被災し、コースの対策を検討している。マーガレット栽培委託はこの年度で終わった。携帯通話については、携帯会社に要望を行っていくとの答弁がなされた。

10、農業委員会は町の農業政策を決める重要な場所、農地転用の会議だけではなく遊休農地対策で農地の利用増進、定住促進対策、グリーンツーリズム対応など、頑張る地方応援プログラムなどの政策と総合的に結びつけた取り組みを行ってほしいとの質疑に対し、検討していくとの答弁がなされた。

11、有害鳥獣対策の実情、今後の対策で、担当課の職員が狩猟免許を取得し、また各区に狩猟免許者の配置を行い、有害鳥獣対策の際には駆除許可者と区が協力した対応を進めるよう区長会へも呼びかけるべきとの質疑に対し、駆除対策は連絡協議会と協力するとともに、区長会とも協力して進めたいとの答弁がなされた。

12、ハゼ釣り大会については静岡や神奈川からも客が来ていたのに廃止になったが、経過と実績はとの質疑に対し、平成17年66名、平成18年64名、そのうち町外者24名、泊まりが20名だったが、費用対効果で余り効果もなく中止としたとの答弁がなされた。

13、石廊崎のトイレ建設の経過について質疑があり、概算要望をまとめ、12月に本要望を行う。文化庁の対応が難しいと認識しているとの答弁がなされた。

14、フェスタ南伊豆について、産業まつりはその一環だが、町の産業振興の位置づけをどう考えているのか、商工業者の出店や商品開発の表彰などを行い啓発したらどうかとの質疑があり、農業振興会の場所を確保しているが、そのほかは提案し、連絡協議会で考えるとの答弁がなされた。

15、加納住宅の耐震調査の結果と今後の対応について質疑があり、診断結果は好ましくない。補修で対応するが、現在地での建てかえは不可能なため、空き家が出次第募集はしないとの答弁がなされた。

16、公共事業積算システムの内容についての質疑があり、町独自のプログラムで運用し、1人1台対応しているとの答弁がなされた。

17、伊豆縦貫自動車道早期完成を目指し、署名活動の提案の質疑に対し、期成同盟会で毎年陳情を行っている。各町と連携していくとの答弁がなされた。

18、伊豆縦貫自動車道下田工区案には南伊豆町民の声が反映されていない。以前、県への

陳情では、ルートは既に決まっているとされ憤慨した。出口の場所はどこか、着工はいつごろかとの質疑に対し、出口は下田南高校の付近、下田からの工事着工を要望するとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） たくさんの質問が出て、これだけまとめるのは大変だったと思うんです。それぞれの詳細については言及しませんが、1つ大事なところで、4ページの町の町は単独で行った場合の財政計画なのかとの質疑があり、それに対しては町は単独でいくとは言っていないということではないので、財政計画は単独とか合併とかということではなく今の町の財政計画だ、そういう答弁なんだけれども、これはニュアンスで非常に大事なので、訂正をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 委員長。

予算決算常任委員長（清水清一君） 記憶によりますとそういうふうにしたのかもかもしれませんが、また後、議事録で検討し、今後訂正するようにしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 委員会審議の際にも討論を行いました。改めて今回の決算の内容と流れを確認するために賛成の討論をしたいと思っております。

南伊豆町は平成15年度、そして16年度からは1市1町の合併問題で町が大きく揺れました。現町政のこの18年度決算、17年に町長選挙、予算を組んだ後、鈴木町長が町政に携わったわけですが、18年度決算は、だからまさに鈴木町政が予算を組んで決算を見た初めての決算であります。鈴木町政が前町政から引き継いだときの財政の状況は、それまでの議会が実質的

将来財政負担額比率が最高値に伸びたことから平成16年度に大型支出にストップをかけて、これが下落傾向になってきた中で町政が始まったわけですが、前町政の実質的将来財政負担額比率は平成15年度に150.4%、前町政がその前の町政から引き継いだときの実質的将来財政負担額比率は約80%でありました。こうした点、平成18年度の実質的将来財政負担額比率は145.9%まで、これが落ちてきました。

国が三位一体改革、そしてその後は少しペースは穏やかになったものの、基準財政需要額の算出根拠を低くするなど、町に対して、地方に対して圧迫を強める中で、町民の福祉、教育という基本的な点を守りながら、町を安定方向に持っていく財政運営をしてきた。このことは決算の歳入歳出の名目的な収支に関しても、平成16年度に町が単独ではやっていけないという根拠に出された資料では、既に平成18年度には歳入歳出の差し引きだけで5億5,000万円の赤字が出る、こういうことが合併問題の懇談会でも使われました。今回は、歳入歳出差し引き2億3,900万円、約2億4,000万円です。これと、町がなくなると言われたときの差は実に8億円近くあります。

こうした点でも、この間引き継いだ鈴木町政が前町政の時代の負の遺産を深刻に受けとめながら、目立った事業はできないものの、町民の生活にかかわるところをしっかりと押さえて財政運営をしてきたと、このことを高く評価しながら、同時に今後国の動向を見ながらも、住民の要求にこたえ、町をさらに発展させていく礎をしっかりと築いてきたということがはっきりと証明されたということだと思います。

私も町議会の一員として、町が将来的にも発展をして、住民の生活をしっかりとこの半島の先端で守っていく、そのために力を尽くすことを表明して、討論とさせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第70号 平成18年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議第71号～議第73号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第71号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第72号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について及び議第73号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） 委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成19年10月2日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況及び委員外議員の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

付託件目、議第71号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。議第72号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第73号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

1、議第71号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第72号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第73号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

1、国民健康保険税の国庫負担が減額され、住民負担が増大しているが、町はとの質疑があり、制度に従って努力するとの答弁がなされた。

2、短期保険証などの発行状況について質疑があり、資格者証1名、短期保険証27名に発行したとの答弁がなされた。

3、医療保険・介護保険の課税について質疑があり、担当と課税限度額条例について検討

を進めるとの答弁がなされた。

4、国民健康保険のレセプト点検事業で664万円ほどの実績があるが、医療機関別の件数を聞きたい、また介護施設で入所継続の問題が発生していないかとの質疑があり、個別ケースは在宅介護支援センター・包括支援センターと協力して問題の点検を進める。また、医療機関への指導もするとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 国民健康保険会計、そして介護保険会計にも通じるんですが、賛成というか、中身について討論を行います。

国民健康保険税に関しては高過ぎて払えないということで、本来であれば反対の趣旨なんですけど、町の取り組みは、これは国の制度の段階で国の出資金が上がらない限り、市町村がどれほど頑張ってもこの負担の状態、これは頑張る余地はもちろんあるんですけども、国が負担額を高める、そのことを厳に正してくれることを強く国に対して言っていたきたい。

町の取り組みでは、質疑の中で資格証明書の発行をやむなく1名発行したというふうに言われましたが、現状の大変な中で町民の生活実態を思って資格証明書を発行していない自治体というのは今県内でもほとんどないんですね。1名だけであるというのも、本当に努力されて、町民の生活に心を寄せている取り組みのあらわれであるというふうに思います。

同時に、高過ぎて払えない状態ということ、これは今後の運営に関しても、国・県の指導に屈することなく、町民の生活実態に合わせて国保の値上げを抑えるということと同時に、国に対して負担額を上げる、そのことを町民の声を背にして、国に県に対して強くこれを主張していったきたいというふうに思います。

介護保険もしかりであります。

老人保健、来年から後期高齢者医療の問題になっていきますが、これも現時点で高過ぎて払えない、そういう声が聞かれてきています。制度改正等も含めて主張していただくことと、今までの取り組みを縮小させないことを要望して、私の討論とさせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第71号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第72号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決をいたします。

議第73号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第73号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議第74号～議第77号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第74号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、

議第76号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第77号
平成18年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） 委員会報告をさせていただきます。

委員会開催月日及び会場、平成19年10月2日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況及び委員外議員の出席状況は記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

付託件目、議第74号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、
委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。付託件目、議第75号 平成18年度南伊豆
町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきも
のと決定。付託件目、議第76号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定
について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。付託件目、議第77号 平成18
年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定
すべきものと決定。

議第74号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

審議中にあった質疑または意見要望事項でございます。

特に質疑及び意見要望はなかった。

まとめて行います。

議第75号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号
平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第77号 平成18年
度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

特に質疑及び意見要望等ありませんでした。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第74号 平成18年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第75号 平成18年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決をいたします。

議第76号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決をいたします。

議第77号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第78号～議第81号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第78号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第81号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成19年10月2日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況及び委員外議員の出席状況は記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第78号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。付託件目、議第79号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。付託件目、議第80号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。付託件目、議第81号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

3、議第78号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、

議第79号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、
議第80号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、
議第81号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

1、公共下水道事業の進捗状況と今後の予定について質疑があり、現在までの工事進捗状況と平成19年から平成20年までの工事予定区間の説明があり、最終年度は平成28年度を予定している。また、加入については接続可能な箇所から順次加入を進めるとの答弁がなされた。

2、公共下水道の加入状況と経営状態について質疑があり、平成19年8月2日現在、加入対象712戸、加入戸数375戸であり、おおむね予定どおりの加入率であり、使用料は黒字であるとの答弁がなされた。

3、子浦・中木漁排について、総務管理費と委託料の関係を見直して、管理組合ではなく特別会計で留保できないかとの質疑があり、建設は地元管理を前提に建設されている。また、10年経過後の補修は補助対象の事業となるので調査して検討するとの答弁がなされた。

4、現地視察で明らかになった子浦漁業集落排水事業での東子浦の発電機排気口の設置箇所の問題について質疑があり、調査の結果、建設当時は玄関の位置は現在のところではなく、リフォーム後、玄関の位置が変更され現在の位置となったものであり、今後は排気口の設置箇所について検討したいとの答弁がなされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

大変失礼しました。私、議第79号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、平成18年度のやつを平成19年度と読み上げましたので、まことに申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第78号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第79号 平成18年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決をいたします。

議第80号 平成18年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決をいたします。

議第81号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第82号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第82号 平成18年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成19年10月2日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況及び委員外議員の出席状況は記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございますが、副町長が「助役」となっております。これは書き直していただいて、ほかのやつも前半の部分、全部書き直していただくようお願い申し上げます。副町長でおられます。

議事件目、付託件目、議第82号 平成18年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項としまして、4、議第82号 平成18年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、1、検針を隔月検針にする以外の経営努力についての質疑があり、法の規定を検討して、委託できるものはないのか思考していくとの答弁がなされた。

2、隔月検針で大口径受益者の負担が増大するのではないかと質疑があり、審議会に大口径受益者も参加しているので、一般家庭は隔月、大口径受益者は毎月とする方法を検討してみる

との答弁がなされた。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議第82号 平成18年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第8号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を議題といたします。

本案は横嶋隆二君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

11番議員、横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 意見書の内容を読んで提案とさせていただきます。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。

このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。

今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、南伊豆町議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1．過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2．不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3．割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4．登録制の導入

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

意見書提出先、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、江田五月殿、内閣総理大臣、福田康夫殿、経済産業大臣、甘利明殿。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決します。

発議第8号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第9号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書を議題といたします。

本案は竹河十九巳君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書。

近年、野生鳥獣の生息分布の拡大・増加とともに、農林漁業者の高齢化等に伴って、農山漁村にあっては、野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化しており、農林漁家が営農の意欲を失い、農山漁村の過疎化をさらに加速化させている極めて深刻な状況となっています。

については、被害の深刻化・広域化に対応して有害鳥獣対策を抜本的に強化されるよう次のとおり要請します。

記

1．生息数等の的確な把握に基づく対策

有害鳥獣の生息数及び農林漁業被害の的確な把握と、これに基づく計画的な個体数管理体制を確立すること。

2．広域的な被害防止対策

現在も、各地域においてそれぞれ防護柵の設置や追い払い活動に取り組んでいるものの、十分な効果が上がっていない現状にあることから、各地域が連携した広域的な被害防止対策に対する支援を行うこと。

3．捕獲に関する規制緩和

有害鳥獣による農林漁業被害に迅速に対応するため、市町村への有害鳥獣捕獲許可権限の委譲促進、有害鳥獣捕獲目的で市町村や農林漁業者が行うわなの設置に関する規制の緩和等を行うこと。

なお、具体的にはくくりわなの直径12cmを撤廃すること。

4．専門家の育成・確保

現場では、有害鳥獣対策について専門家が不足していることから、対策技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

5．財政負担の軽減

有害鳥獣対策に要する経費が市町村の負担となっていることから、関連予算の拡充、地方財政措置の充実等を行うこと。

6. 人と野生鳥獣の棲み分け

里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりなど、人と野生鳥獣の棲み分け対策を推進すること。

意見書提出先、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、江田五月殿、内閣総理大臣、福田康夫殿、環境大臣、鴨下一郎殿、農林水産大臣、若林正俊殿。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発議第9号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第17、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長及び行財政改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議員派遣の申し出について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定をいたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事件目が終了いたしましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事日程が終了いたしました。

よって、平成19年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男